

第2節 主要援助国・地域機関のODAの概要

1 米国

援助政策等

1. オバマ政権における開発の位置付けと援助政策見直しの動き

(1) 総論

2009年1月に発足したオバマ政権は、対外援助予算を2015年までに500億ドルに倍増するとの目標を掲げており、現下の経済状況により困難に直面しているとしつつも、引き続き倍増目標達成を目指している。また、開発(Development)を国防(Defense)および外交(Diplomacy)同様、米国安全保障および外交政策上の柱の一つに位置付けており、国家安全保障戦略^(注1)においても「開発は、戦略的、経済的に、また道徳上不可欠なもの」と位置付けている。2009年7月、クリントン国務長官は、21世紀の諸問題に対処すべく国務省^(注2)および国際開発庁(USAID)^(注3)の組織能力を強化し、開発を外交に統合することを目的とした「4年ごとの外交・開発政策の見直し(QDDR: Quadrennial Diplomacy and Development Review)」の開始を発表(2010年12月公表、後述(3)を参照)。ほぼ同時期にオバマ大統領は、国務省およびUSAIDを含めた米国政府全体の開発政策に係るレビューを実施するための大統領調査令(PSD: Presidential Study Directive)に署名し、レビューが実施され、グローバル開発に関する大統領政策令(PPD: Presidential Policy Directive on Global Development)を2010年9月に発表した(下記(2)を参照)。また、2009年12月に就任したシャーUSAID長官は、21世紀の開発・安全保障課題に対処すべく、新たに「政策計画・学習局(Bureau of Policy Planning and Learning)」を設立するなど、USAIDの組織改革に取り組んでいる。

(2) グローバル開発に関する大統領政策令(PPD)

2010年9月、オバマ大統領はグローバル開発に関する大統領政策令(PPD)を発表。これは大統領自らがコミットした国際開発政策のビジョンを示すもので、米国初の全政府的な開発戦略である。開発が米国の安全保障にとって不可欠との認識の下、開発について外交、防衛と

相互補完的な対外政策として、高い位置付けを与えた。また、①経済成長を最優先に掲げるなど持続可能な開発成果に焦点を当て、②対象地域・分野について厳しく選択しインパクトを最大化するとともに、③必要に応じてUSAID長官を国家安全保障会議(NSC)の会合に出席させる等、政府全体の政策一貫性を確保することを柱としている。中核となる主要3イニシアティブは次のとおり。

ア 国際保健イニシアティブ(GHI: Global Health Initiative)

イ 食料安全保障(FTF: Feed the Future)

ウ グローバル気候変動イニシアティブ(GCCI: Global Climate Change Initiative)

(3) 4年ごとの外交・開発政策の見直し(QDDR)

クリントン国務長官の下、2009年7月に開始され、2010年12月に最終報告書が発表された。今回が第1回の見直しで、①21世紀の環境に対応した外交を推進するために、大使に複数省庁による文民外交のCEOとしての責任と権限を与えるとともに、新たな課題に効果的に対応するため国務省の機構改革を行う、②開発の位置付けを高め、イノベーションに投資し、モニタリング・評価を強化することでインパクトを拡大する、③危機および紛争の予防と対応のために文民能力を高める、④スマートに業務を遂行するため、専門的知見の蓄積や調達制度の改革に取り組む、等を謳っている。

2. 対外援助政策の重点分野

2011年6月現在、対外援助予算を含む2011年度^(注4)国務省およびUSAID予算要求(中核的予算:総額470億ドル、うち、329億ドルが対外援助予算、海外緊急オペレーション予算:87億ドル)^(注5)は議会にて審議中であるが、同予算要求において強調されている分野は次の5点。

(1) 最前線国家(Frontline states)であるアフガニスタン、パキスタン、イラクへの支援(計53億ドル)

ア アフガニスタン(23億ドル): ガバナンス、法の支配、

注1: 2010年5月、ホワイトハウス発表“National Security Strategy”: http://whitehouse.gov/sites/default/files/rss_viewer/national_security_strategy.pdf

注2: 国務省ホームページ: <http://www.state.gov>

注3: 米国際開発庁(USAID)ホームページ: <http://www.usaid.gov/>

注4: 2011年10月1日から2012年9月30日まで。

注5: “2012年度予算要求および2010年度実績報告”(The FY2012 Congressional Budget Justification): <http://www.state.gov/documents/organization/156215.pdf>

麻薬対策、農業、経済成長、保健、教育分野への支援等。

イ パキスタン(19億ドル)：エネルギー、経済成長、農業、保健、教育サービスの実施、パキスタン政府の能力強化への支援等。

ウ イラク(10億ドル)：農業、雇用創出、サービス供給に重点を置いた各州における経済成長への支援等。

(2) 紛争の防止と紛争への対応および経済安全保障の促進(91億ドル)

(3) 国家安全保障に重要な主要同盟国およびパートナー支援(74億ドル)

(4) 地球規模課題への対応(計146億ドル)

ア 国際保健(87億ドル)：大統領エイズ救済緊急計画(PEPFAR)への資金を含む国際保健イニシアティブ(GHI: Global Health Initiative: 630億ドル/6年)^(注6)の一部。持続可能な保健システム構築を支援し、特に女性、子ども、母子保健の改善に焦点を当てる。また食料安全保障イニシアティブに不可欠な栄養プログラムを含み、両イニシアティブは緊密に連携する。

イ 食料安全保障(11億ドル)：食料安全保障イニシアティブ(35億ドル/3年)^(注7)の一部であり、種子から市場、家庭、貯蔵までのフードシステム全体に技術支援および戦略的投資を行うことで、農業を超えた安全保障の強化、地域の繁栄を支援。

ウ 気候変動(6.5億ドル)：①クリーン・テクノロジー基金等の多国間制度や、エネルギー効率性・再生産エネルギーに焦点を当てた二国間支援、②森林保護プログラムを通じた、森林ガバナンスへの支援、③気候変動の影響を最も大きく受ける、サブサハラ・アフリカ、最貧国、小島嶼国、氷河依存国への適応支援等。

エ 人道支援プログラム(42億ドル)：国内避難民(IDP)、難民、自然災害による被災者等を支援。

(5) 開発に従事する人員体制の強化および改革(18億ドル)

最優先の開発プログラムの管理職として新たに165ポストを創設、USAID海外勤務職員を引き続き増員し、体制強化を図る。

3. 日米援助協調

日米間では、オバマ政権発足後の累次の日米首脳会談・日米外相会談等の機会において、アフガニスタン・パキスタン支援、気候変動、国際保健等の分野において日米で緊密に意思疎通・連携していくことで一致してきている。アフガニスタンについては、2009年11月のオバマ大統領来日の際に発表した民生分野での5年で50億ドルの新たなアフガニスタン支援策については米国より高い評価を受け、アフガニスタンの警察官支援や元タリバーン兵士の再統合支援といった当該支援策の重点項目についても米国から強い支持を受けている。パキスタンについては、2009年4月に東京で行われたパキスタン支援会合では準備段階から日米が緊密に連携し、ほかのドナーに働きかけた結果、目標額を大幅に上回る50億ドル以上の分担金が集まり、成功を収めた(日米はそれぞれ10億ドルを負担)。また、気候変動については、2009年12月のCOP15におけるコペンハーゲン合意において、先進国は2012年までの3年間に300億ドルの新規かつ追加的な公的資金による支援を共同で行うことになったことを受け、支援の実施のあり方について日米で緊密な意見交換を行っている。国際保健分野については、2009年6月、USAIDとの間で保健システム強化、母子保健、家族計画、感染症、新型インフルエンザ対策等の分野で協力を推進するため、「日米保健パートナーシップ」アクションプラン(2009～2010)に合意し、バングラデシュ、ガーナ、セネガル等の国において現場での協調を進めている。

実施体制

1. 米国国際開発庁(USAID: the U.S. Agency for International Development)

米国の対外援助にかかわる政府機関は50を超えるとされるが、政府開発援助の90%を占める二国間援助において中心的な役割を担うのがUSAIDである。USAIDは、国務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立した連邦政府機関であり、米国外交政策の目標を支持して、世界各地に経済援助、開発援助、人道援助を提供する。USAIDの援助プログラムは国務省との共同により計画される。援助プログラムの実施を専門省庁に委託することもあるほか、総じて、国・課題ごとに、国務省、USAIDその他関係省庁の関係部局が協議・連携する体制となっている。

注6: 2009年5月発表。2010年6月には20の重点国(GHI Plus)のうち8か国(バングラデシュ、エチオピア、グアテマラ、ケニア、マラウイ、マリ、ネパール、ルワンダ)、また政府内におけるGHIのガバナンス構造(USAID長官、国際エイズ調整官、疾病管理予防センター(CDC)所長を含むGHI Operations Committeeが主導)等を発表。
<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2010/06/143307.htm>

注7: 重点20か国(エチオピア、ガーナ、ケニア、リベリア、マリ、マラウイ、モザンビーク、ルワンダ、セネガル、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、バングラデシュ、カンボジア、ネパール、タジキスタン、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ニカラグア(2010年4月発表))。同イニシアティブホームページ: <http://feedthefuture.gov/>

USAIDは、海外事務所（95拠点）に多くスタッフを置き、援助案件実施の管理を海外事務所に委ねている。

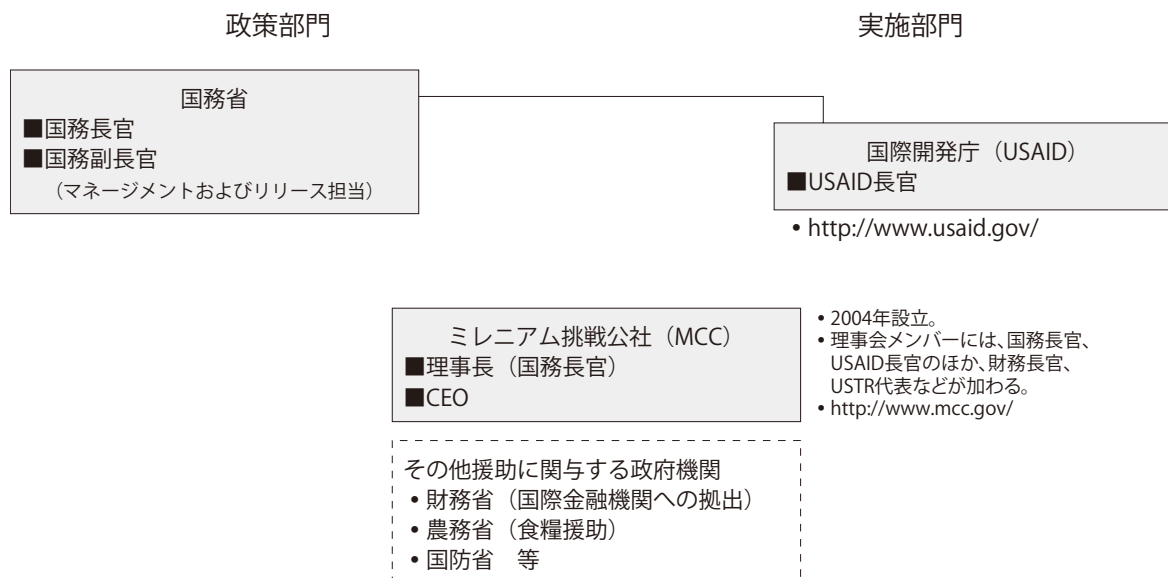
2012年度予算要求においては、政府直接雇用職員2,510名（本部1,631名、海外事務所879名）を計画しており、在外現地採用職員2,374名のほか、各種プログラムで採用される者を含めると総数1万206名（本部2,235名、海外事務所7,971名）の雇用を計画している。また、USAIDは従来、PVO（Private Voluntary Organization）^{（注8）}を重要パートナーと位置付け積極活用している。

2. ミレニアム挑戦公社（MCC: Millennium Challenge Corporation）

2004年に設立されたミレニアム挑戦公社（MCC）^{（注9）}は、

国務長官が議長を務めるMCC理事会（ほかに財務長官、米国通商代表（USTR）、USAID長官等が参加）において、支援を決定する仕組みとなっており、具体的には、「良い統治」、「経済的自由度」、「人々への投資」という3分野の17指標の評価等を考慮して選定される適格国との間でコンパクトを締結し、複数年・大規模の無償資金供与を行っている（現在（2011年2月）までに、22か国との間で、総額79億ドルのコンパクトを締結。2011年に、さらに5か国とコンパクトを締結することを計画している）。また、もう少しでコンパクト適格国になり得る国を敷居プログラム（threshold program）適格国とし、小規模の無償資金供与を行っている。

援助実施体制図



※1992年以降、有償資金協力による政府開発援助は実施していない。

注8: USAIDの定義によるとPVOとは、広く一般社会から寄付を受け、課税を免除され、国際援助/開発活動を実施または実施する予定がある非政府、非営利団体。資金提供を受けるためにはUSAIDに登録が必要であり、米国PVO563団体、国際PVO（法人格を取得した国以外で活動を行っている非米国PVO）71団体、米国共同開発組織（U.S. Cooperative Development Organization）6団体に対し、それぞれ26.5億ドル、0.9億ドル、2億ドルの支援を実施した（FY2007）。詳細は“2009 VOLAG: Report of Voluntary Agencies”: http://www.usaid.gov/our_work/cross-cutting_programs/private_voluntary_cooperation/volag2009.pdf

注9: ミレニアム挑戦公社（MCC）ホームページ: <http://www.mcc.gov/>

(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

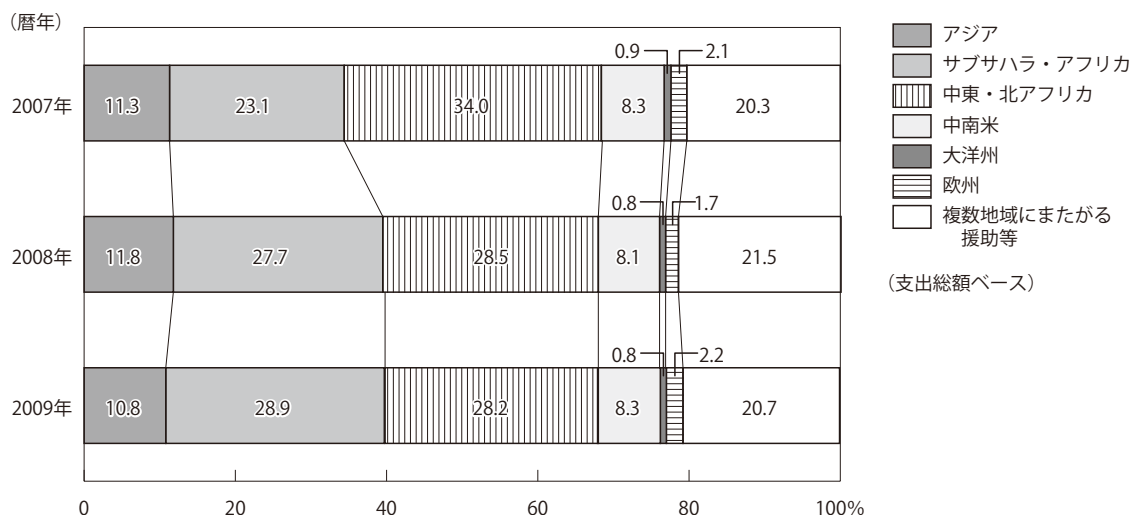
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	イ ラ ク	3,749.34	19.8	1	イ ラ ク	2,741.99	11.5	1	アフガニスタン	2,979.93	11.8
2	アフガニスタン	1,514.28	8.0	2	アフガニスタン	2,111.58	8.9	2	イ ラ ク	2,346.31	9.3
3	ス ー ダ ン	710.45	3.8	3	ス ー ダ ン	848.16	3.6	3	ス ー ダ ン	954.64	3.8
4	エ ジ プ ト	462.41	2.4	4	エ チ オ ピ ア	811.37	3.4	4	[パレスチナ自治区]	844.31	3.4
5	パ キ ス タ ン	433.57	2.3	5	コ ロ ン ビ ア	636.09	2.7	5	エ チ オ ピ ア	726.04	2.9
6	コ ロ ン ビ ア	403.50	2.1	6	[パレスチナ自治区]	490.60	2.1	6	コ ロ ン ビ ア	652.34	2.6
7	エ チ オ ピ ア	371.73	2.0	7	エ ジ プ ト	470.78	2.0	7	パ キ ス タ ン	613.04	2.4
8	ケ ニ ア	325.22	1.7	8	ケ ニ ア	439.43	1.8	8	ケ ニ ア	590.21	2.3
9	ウ ガ ン ダ	301.57	1.6	9	グ ル ジ ア	402.10	1.7	9	南アフリカ共和国	523.74	2.1
10	ヨ ル ダ ン	259.51	1.4	10	ヨ ル ダ ン	384.05	1.6	10	ヨ ル ダ ン	394.61	1.6
10位の合計		8,531.58	45.1	10位の合計		9,336.15	39.1	10位の合計		10,625.17	42.2
二国間援助合計		18,901.21	100.0	二国間援助合計		23,859.60	100.0	二国間援助合計		25,173.65	100.0

出典: DAC統計

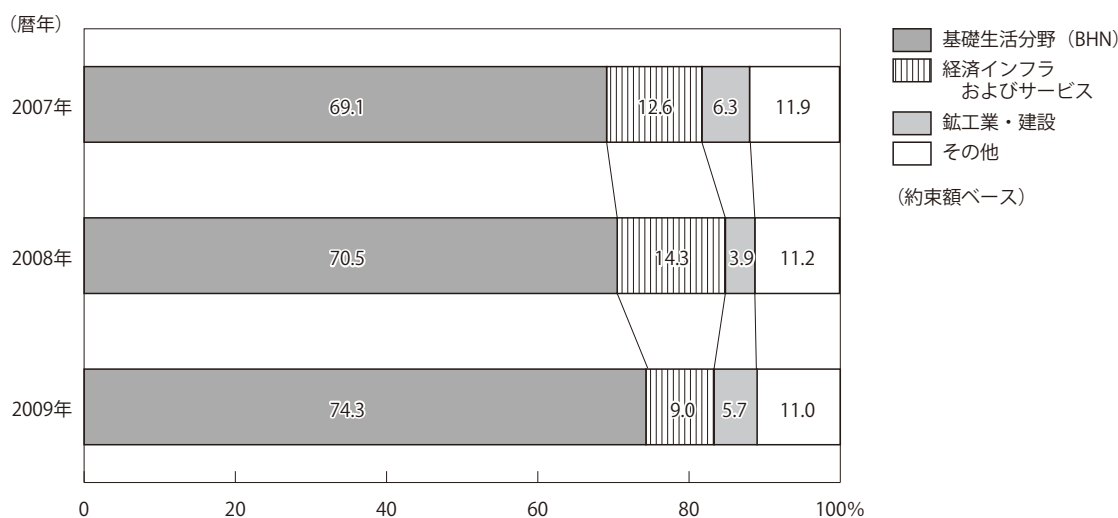
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



2 英国

援助政策等

1. 基本法

英国の開発援助の基本法は、2002年に成立した国際開発法(The International Development Act)である。英国の国際開発を主導する国際開発省(DFID: Department for International Development)は、同法に基づいて活動している。同法に従い、国際開発大臣は、持続可能な開発と福利厚生のための開発援助を、それらが貧困削減に貢献することを前提に、供与することができる。

2006年に成立した国際開発報告・透明性法(The International Development (Reporting and Transparency) Act 2006)は、英国政府が最貧国支援の公約を実施する際の説明責任を強化することを目的とする。同法に従い、DFIDは、毎年、開発政策、援助の供与、援助の活用方法に関する報告の提出を義務付けられている^(注1)。

2. 基本方針

英国政府の開発政策はDFIDが主導している。DFIDの主要な目的は、特にミレニアム開発目標(MDGs)の実施を通じた、貧困国における貧困削減である。

英国政府は、政府開発援助(ODA)に国民総所得(GNI)の0.7%を支出するとの国際公約を2013年から実施することとし、これを法制化する方針である。2010年に英国政府が全省庁を対象に実施した「歳出見直し」においても開発を予算削減の例外扱いとすることで、上記公約を維持している。

援助は原則として無償であり、2001年から、二国間援助は100%アンタイドとなっている。また、英国は、貧困削減のための財政支援に力を入れてきており、2010年度にはこれらがDFIDの二国間援助額全体の20%を占めた。

英国は援助予算を増額する一方で、援助の費用対効果、および説明責任を重視する方針の下、多国間援助および二国間援助の見直しを実施した。2011年3月に発表された同見直しでは、多国間援助について、国際機関を費用対効果に従い4段階に分け支出方針を見直すこと、二国間援助について、16か国への援助を停止し、27か国の重点国に援助を集中することが決定された。

3. 予算

(1) 規模

2010年の英国のODAは、130億5,297万ドル(支出純額)となり、世界第2位の援助国である。また、同年のODAのGNI比は0.57%(出典: DAC)となり、前年の0.51%より上昇した。

(2) 支出方法

2010年度、DFIDは、援助予算の42%を多国間機関への拠出金として支出し、その二国間援助の41%を多国間機関を通じて実施している。合計で、DFIDの援助予算の64%が多国間機関を通じて支出されている。DFIDは、援助見直しに従い、二国間援助を27か国に重点化している^(注2)。2010年度、DFIDの二国間援助での主要セクターは、保健(18%)、統治・市民社会(18%)、経済(17%)、教育(13%)、人道支援(10%)となっている。

実施体制

1. 英国国際開発省(DFID)

政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣内大臣が率いるDFIDの責任の下に一元的に行われる。また、国家安全保障会議を通じ、他の関係省庁(外務・英連邦省、国防省等)との連携にも力が入れている。

DFIDの常勤職員数は2004年の1,907名から、2008年の1,612名、2009年の1,600名、2010年の1,573名、2011年の1,567名と年々減少傾向にある。

DFIDはロンドンとスコットランド(東キルブライド)に所在する本拠地に加え、36か国に海外事務所を有する。国内外のスタッフ(2,300名以上)の約半分は途上国で勤務している。

2. 関連組織

(1) CDCグループ(英連邦開発公社)

途上国の民間部門(産業・生活インフラ支援)に対する民間企業による投資・融資等に対し資金協力等を行う。

注1: DFIDの年次報告書2010/2011年度版('Department for International Development Annual Report and Accounts 2010-11')等の公開文書は、DFIDのホームページ(<http://www.dfid.gov.uk/>)で入手可能。

注2: DFIDは、重点国として、アフガニスタン、バングラデシュ、ミャンマー、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、インド、ケニア、キルギス、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ネパール、ナイジェリア、パレスチナ自治区、パキスタン、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ共和国、スーダン、タンザニア、タジキスタン、ウガンダ、イエメン、ザンビア、ジンバブエの27か国・地域を設定している。

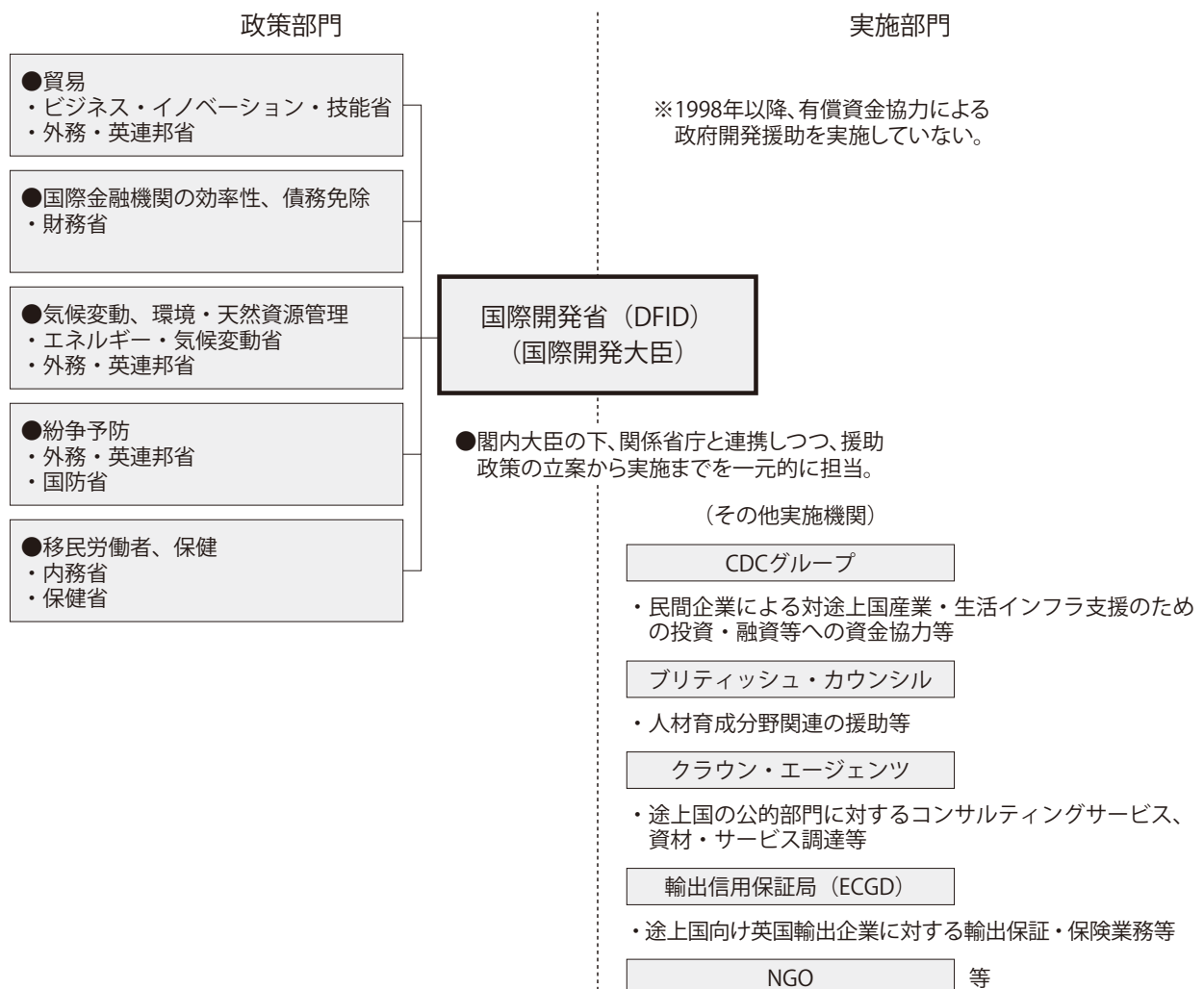
- (2) ブリティッシュ・カウンシル
人材育成分野での援助を実施。
- (3) クラウン・エージェンツ
開発途上国の公的部門に対するコンサルティングサービス、資材・役務の調達等を実施。
- (4) 輸出信用保証局 (ECGD: Export Credits Guarantee Department)

途上国向けの英国の輸出企業に対する輸出保証・保険業務等を実施。

3. 市民社会・NGO

英国は市民社会を通じた援助を重視している。2010年度、DFIDの二国間援助の19%は、市民社会組織を通じて実施された。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

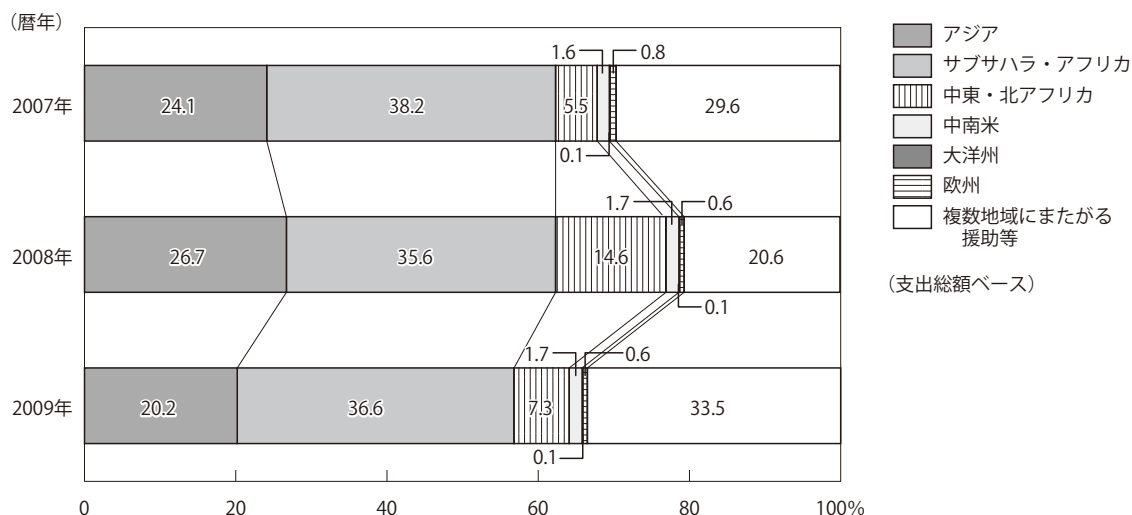
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	インド	510.53	9.1	1	イラク	639.04	8.7	1	インド	521.14	6.8
2	エチオピア	291.07	5.2	2	インド	613.12	8.4	2	エチオピア	342.92	4.5
3	ナイジェリア	285.95	5.1	3	アフガニスタン	322.31	4.4	3	アフガニスタン	324.39	4.2
4	アフガニスタン	268.71	4.8	4	パキスタン	260.32	3.6	4	スーダン	292.42	3.8
5	バングラデシュ	245.57	4.4	5	タンザニア	254.22	3.5	5	バングラデシュ	250.08	3.3
6	タンザニア	230.69	4.1	6	エチオピア	253.68	3.5	6	コンゴ民主共和国	225.46	2.9
7	スーダン	206.17	3.7	7	バングラデシュ	252.53	3.4	7	パキスタン	217.51	2.8
8	パキスタン	197.84	3.5	8	スーダン	199.16	2.7	8	タンザニア	216.65	2.8
9	ウガンダ	166.13	3.0	9	モザンビーク	197.88	2.7	9	ナイジェリア	188.89	2.5
10	中国	162.43	2.9	10	コンゴ民主共和国	192.85	2.6	10	ガーナ	153.93	2.0
10位の合計		2,565.09	45.8	10位の合計		3,185.11	43.5	10位の合計		2,733.39	35.7
二国間援助合計		5,601.49	100.0	二国間援助合計		7,323.41	100.0	二国間援助合計		7,657.01	100.0

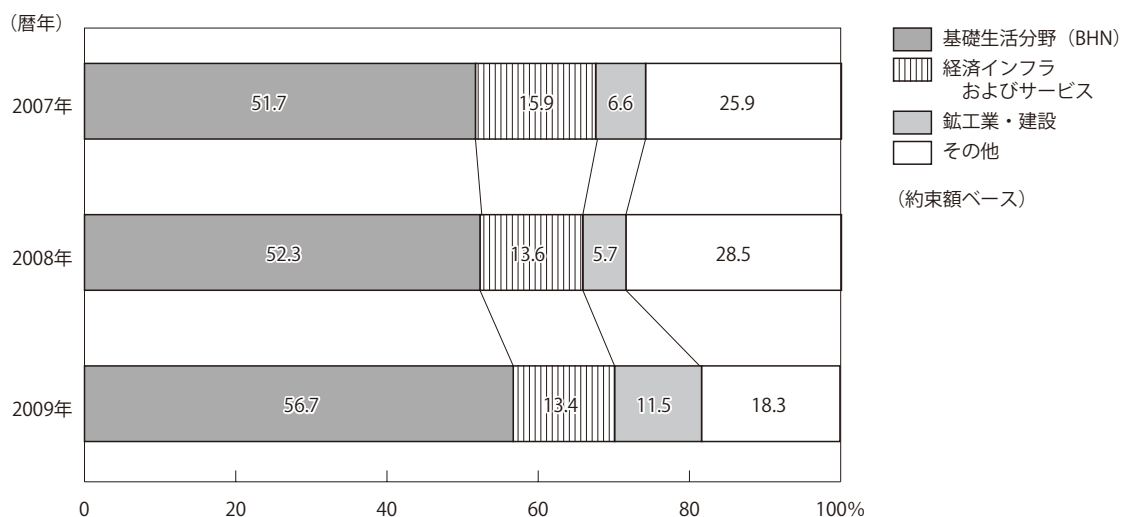
出典: DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



3 フランス

援助政策等

1. 政府開発援助額の推移

政府開発援助純額はここ数年約100億ドル、対GNI比では約0.4%で推移してきたが、2010年の政府開発援助額は、支出純額実績（ネット）で前年比2.5%増の約129億ドル、対GNI比では0.5%に達した（世界第4位のドナー国）。厳しい財政状況に対処すべく、政府支出を抑える方向である中で、ODA予算は2011から2013年の3年間にわたり据え置くことが決定されているが、フランスは2015年までに政府開発援助額を対GNI比0.7%まで引き上げることを目標としている。

2. 開発協力に関する基本政策枠組み文書の策定

フランスは援助政策に関する長期政策を示した文書を有していなかったが、2010年12月に、今後10年間（2011年から2020年まで）の援助政策を示す「開発協力に関する基本政策枠組み文書」が発表された。本文書は、外務・欧州問題省のグローバルイゼーション・開発・パートナーシップ総局（DGM: Direction générale de la mondialisation, du développement et des partenariats）を中心に、経済財政産業省等の関係省庁やNGO、国会議員と連携をとりながら約1年間かけて策定された。

優先的な援助対象地域、援助予算の配分、重点分野は以下のとおりである。

(1) サブサハラ・アフリカ

- 援助予算の少なくとも60%を配分。
- ミレニアム開発目標（MDGs）の達成および経済成長を重視。
- 14か国の優先貧困国（うち、13か国が最貧困国）へ無償資金協力の50%を配分。2009年6月に開催された省庁間国際協力・開発委員会（CICID）の決定が踏襲され、保健、教育および職業訓練、持続可能な開発と気候変動、農業および食料安全保障ならびに民間部門支援の5優先分野が引き続き重視される見込み。

(2) 地中海地域

- 援助予算の20%を配分。
- 地中海地域は、政治・経済・社会・環境の各分野における分裂の危険性が高いという構造的な問題に直面しているとの問題意識。
- 経済発展、雇用創出、都市開発、環境保護、文化的協力

に重点。

(3) 新興国

- 援助予算の10%を配分。
- グリーンで連带的な成長を推進。

(4) 危機国家

- 援助予算の10%を配分。
- 国家再建や安定・繁栄の将来を築くための支援を行う。

3. フランスの援助政策の動向

(1) アフリカの民間部門支援

アフリカの民間部門支援の重要性については、サルコジ大統領就任以降繰り返し強調されている。2010年5月に仏・アフリカ・サミットを開催し、フランスが議長国を務めた2011年のG20カンヌ・サミットにおいて、G20ソウル行動計画のフォローアップを進める中で、特にアフリカにおけるインフラ開発を優先課題として掲げるなど、アフリカにおいて民間部門を巻き込んだ経済成長と雇用創出の促進を目指した援助政策を展開している。

(2) 新興国準備金の活用

社会セクター支援や無償支援に係る予算が減少する一方、産業振興を兼ねた自国製品の輸出促進支援と開発援助を結びつける傾向が見られる。経済財政産業省国庫総局が所管する新興国準備金（RPE: Réserves Pays Émergents）は、持続可能な開発および環境の2つを優先分野とし、公共交通インフラ、水道水供給設備、排水・廃棄物の回収・処理設備、クリーンエネルギー等を中心に、フランスは自国企業が参加するプロジェクトにフランス開発庁（AFD: Agence française de développement）とは別ルートで融資を行っている（上海、チュニス、ハノイにおける地下鉄建設、バンガロールのデジタル住民台帳作成等。RPEの供与対象国は参考を参照）。

実施体制

外務・欧州問題省、経済財政産業省、実施機関のAFDが主要なアクターとして機能している。2. で述べたとおり、援助に関する基本政策は策定されたが、今後も詳細な援助政策の策定や調整に当たっては、首相が長を務め関係閣僚が出席するCICIDが、省庁間にまたがる援助方針、国別・セクター戦略、優先連帯地域の選定等、省庁間の調整・一

貫性を実現する場となる。

2009年の外務・欧州問題省改革により、国際経済・金融問題と開発問題を統合的に扱う目的で、外務・欧州問題省内で開発を担当していた国際協力・開発総局が、グローバルイゼーション・開発・パートナーシップ総局として改編された。無償資金協力は引き続き在外公館が実施主体となっているが、援助実施はほぼすべてAFDに移管され、AFDは外務・欧州問題省、経済財政産業省、内務・海外領土・自治体・移民省の3省共管となった。外務・欧州問題大臣の下に協力担当大臣が置かれ、開発政策を総括している。

経済財政産業省では、国庫総局が政府開発援助を担当しており、タイド性借款、国際金融機関への拠出、債務救済等を担当している。また、同総局がパリクラブの事務局を務めている。内務・海外領土・自治体・移民省は、移民管理、移民送出地域の貧困削減および開発を担当している。

AFDは開発銀行と援助実施機関の二重の役割を担っている。日常業務においては、外務・欧州問題省および経済財政産業省との関係が特に緊密である。監督3省庁は、AFDの最高意思決定機関である理事会 (Conseil d'administration) に自省幹部を送ることでAFDの業務をコントロールしている。また、理事会の承認に先立つ段階でも、外務・欧州問題省、経済財政産業省、AFDの3者の担当者レベルで頻繁に協議が行われている。また、2009年外務・欧州問題省改革により、グローバルイゼーション総局内に

「政府開発援助策定・フランス開発庁 (AFD) 監督部」が創設され、AFD監督機能を担うことが期待されている。

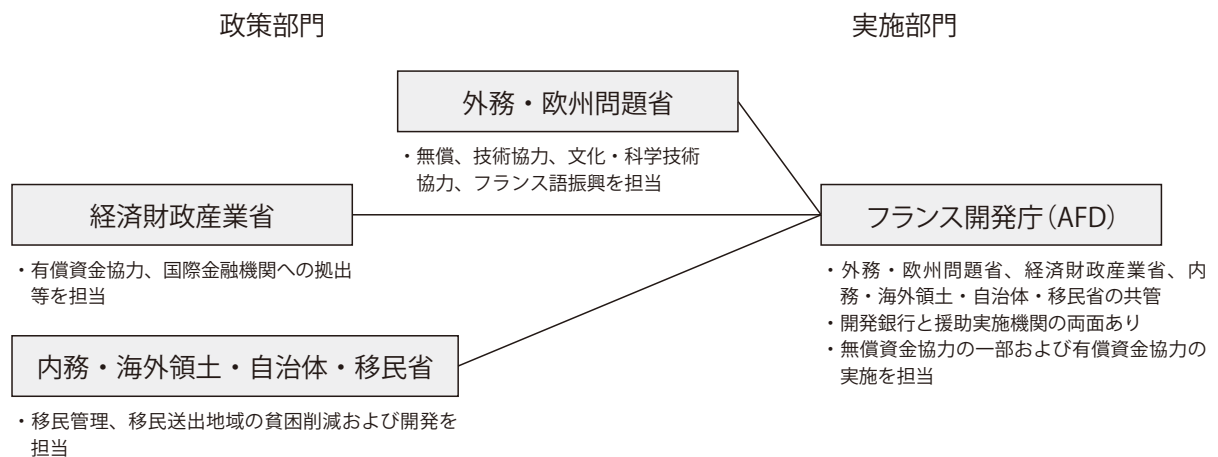
在外事務所としては、サブサハラ・アフリカ28事務所、地中海・中東 (北アフリカを含む) 13事務所、アジア11事務所、カリブ海3事務所、南米4事務所、海外県領土9事務所の全68事務所がある。職員は、計1,715名 (パリ本部採用が1,103名、ローカル採用が522名、国際ボランティアが90名。2010年)。年間予算は68.41億ユーロ (2010年。前年比約10%増)。予算の地域配分は、サブサハラ・アフリカ31.6%、中東・地中海19.8%、アジア太平洋13.5%となっている。

(参考 AFDホームページ : <http://www.afd.fr>)

年次報告書は同ホームページで閲覧可能)

NGOとの関係では、フランスのNGOが行う国際的な活動向けの支援ツールが外務・欧州問題省からAFDへと移管されたことに伴い、AFD内部にNGOとの連携を担当する部署が設置され、2009年からNGOの活動に対し総額4,100万ユーロの支援実績がある。2008年までは、NGO代表も参加する諮問機関である国際協力高等評議会 (HCCI: Haut conseil de cooperation international) が存在していたが、2008年には解消され、2009年には、外務・欧州問題省改革の一環で、市民社会との対話の場として「非政府組織との協力に関する戦略評議会」が設立され、クシュネール外相 (当時) が第1回会合を主催した。

援助実施体制図



【参考】新興国準備金 (RPE) 供与対象国

(1) 資格保有国

アルジェリア、アゼルバイジャン、中国、エジプト、インドネシア、モロッコ、フィリピン、パキスタン、チュニジア、ベトナム

(2) 他の援助機関^(注)と共同で供与可能な国

ボリビア、コロンビア、エルサルバドル、グアテマラ、ウズベキスタン、ペルー
(供与のための条件(共同融資)は、ケース・バイ・ケースで解除され得る)

(3) 自然災害後の特別枠で供与対象となっている国

- ・インドネシア、スリランカ(津波後に1億ユーロを供与)
- ・パキスタン(地震後に3,000万ユーロを供与)

(4) ケース・バイ・ケースで供与可能な国

アルバニア、アルメニア、モンゴル、タイ

注: 主要な国際・地域援助機関の参考リスト

世界銀行、米州開発銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行、欧州委員会開発協力局 (Development and Cooperation - EuropeAid)、アフリカ開発銀行、イスラム開発銀行、アジア開発銀行、アンデス開発公社 (CAF)

(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

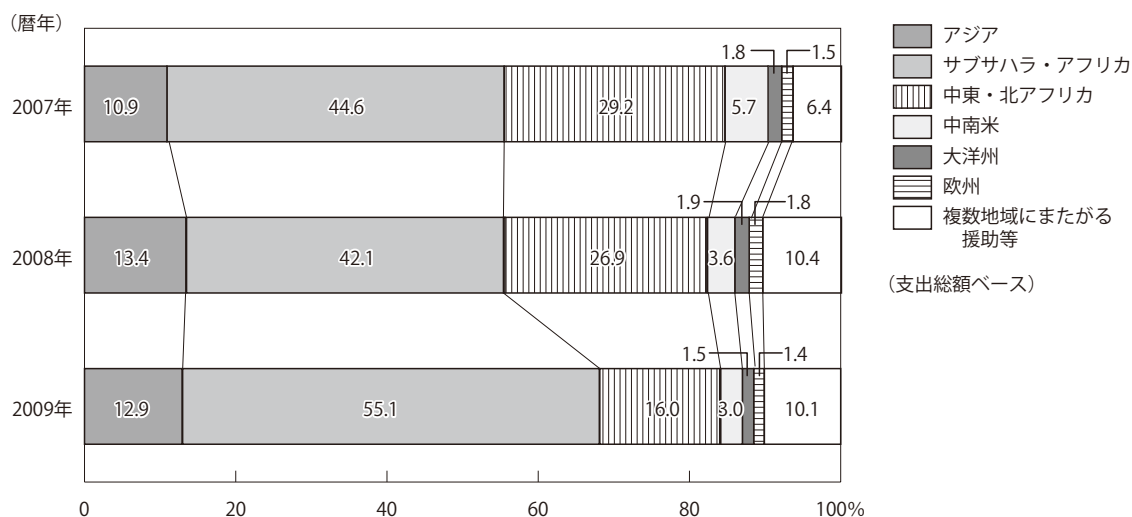
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	イ ラ ク	759.24	12.1	1	[マ イ ヨ ッ ト]	474.72	7.3	1	コートジボワール	1,200.63	17.1
2	カ メ ル ーン	596.23	9.5	2	コンゴ共和国	367.98	5.7	2	[マ イ ヨ ッ ト]	543.04	7.7
3	[マ イ ヨ ッ ト]	406.86	6.5	3	イ ラ ク	315.04	4.9	3	中 国	364.35	5.2
4	モ ロ ッ コ	218.77	3.5	4	レ バ ノ ン	305.82	4.7	4	モ ロ ッ コ	238.10	3.4
5	マ リ	214.02	3.4	5	ト ル コ	293.77	4.5	5	インドネシア	187.13	2.7
6	アルジェリア	185.18	3.0	6	中 国	207.51	3.2	6	チュニジア	169.98	2.4
7	セネガル	176.66	2.8	7	セネガル	189.03	2.9	7	ト ル コ	154.62	2.2
8	ベトナム	154.46	2.5	8	ベトナム	165.59	2.6	8	ベトナム	142.91	2.0
9	マダガスカル	141.97	2.3	9	モ ロ ッ コ	163.21	2.5	9	セネガル	140.88	2.0
10	ト ル コ	134.23	2.1	10	チュニジア	160.46	2.5	10	[ワリス・フツナ]	117.44	1.7
10位の合計		2,987.62	47.7	10位の合計		2,643.13	40.9	10位の合計		3,259.08	46.4
二国間援助合計		6,258.44	100.0	二国間援助合計		6,461.27	100.0	二国間援助合計		7,019.36	100.0

出典：DAC統計

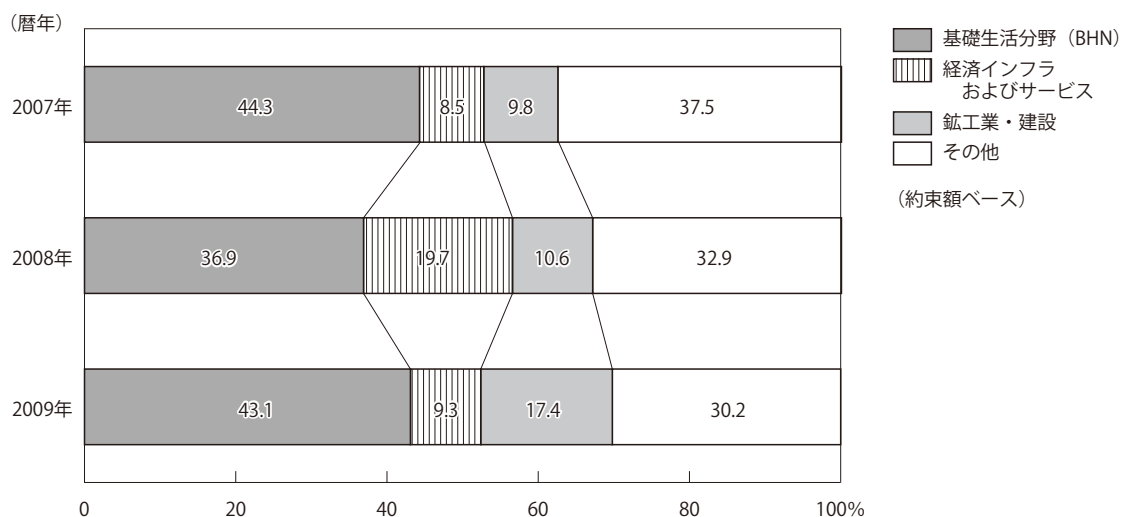
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



4 ドイツ

援助政策等

1. 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

2009年10月に発足したドイツ新連立政権において、開発政策はドイツの外交政策の一部であり、ドイツの有する価値と国益が反映され、開発問題はドイツおよび欧州における平和と繁栄に直接影響すると認識されている。連立公約における開発協力の6つの重点項目は、①持続可能な貧困対策(ミレニアム開発目標の達成)、②途上国の構造問題の解決(途上国および国際社会における良い統治の促進)、③途上国およびドイツにおける市民社会の関与強化(関与を支持し、開発政策に利用)、④経済の関与強化(企業の社会的責任および官民協力の促進)、⑤開発協力の効果を強化(組織構造改革により開発協力の効果を高め、パリ宣言およびアクラ行動計画の実施を目指す)、および⑥透明性(開発政策に関する情報提供の強化)、である。この考えを踏まえ、これまでの開発政策目標「行動計画2015(Programme of Action 2015)」に代わるペーパーを作成中。

2. 援助政策における特徴

- (1) ドイツは、ミレニアム開発目標(MDGs)を強く支持しており、2005年5月のEU開発大臣会合における決定に従い、2010年までに政府開発援助の対GNI比0.51%、2015年までに同0.7%を達成することを対外的に明らかにしている(2000年実績0.27%が2007年に0.37%に拡大)。経済協力開発省(BMZ)予算は着実な伸びを示しているが(2000年37億ユーロから2010年は60.7億ユーロ)、「0.7%目標」達成のためには、限られた財源の中で政府開発援助予算をいかに拡大していくかが課題であるとされており、新たな財源として、欧州排出権取引市場において一定の排出権をオークションにかけることによる収入の一部が政府開発援助予算に割り当てられる予定である。
- (2) 二国間援助と多国間援助の比率としては、明文の規定はないが、連邦議会は二国間援助を志向する傾向にあることから、伝統的に約3分の2が二国間援助、約3分の1が国際機関を通じた援助という構成になっている。
- (3) また、近年における特徴の一つとして、二国間援助における対象国の重点化があり、2008年3月には58か国に絞られた。これは、途上国の経済面・社会面・環境面なら

びに政治面を考慮し、「パートナー国」を選定し、これら諸国に対して二国間援助(資金協力、技術協力)を集中的に実施することにより、援助の効率化および効果向上を図るものである(2006～2007年では約70か国が選定されている)。こうした「パートナー国」においては、経済協力の重点セクターが少数(1～3程度)選ばれ、このセクターにドイツの支援(資金協力、技術協力、NGO支援等)を集中させるようになっている。なお、これら重点地域以外の途上国に対しては、二国間援助よりも国際機関経由の支援やEUによる支援が中心となっている。今後の方向性として、この「パートナー国」の総数をより少なくしていくことが目標とされている。

実施体制

1. 主務官庁としての経済協力開発省(BMZ)

- (1) 援助政策の企画・立案は、1962年に設立された経済協力開発省(BMZ)が所管しており、二国間援助(資金協力、技術協力)および国際機関を通じた援助について同省(本省定員約600名)を中心に調整が行われる。予算については、その大半がBMZに計上されているが、人道支援関連については外務省、国際開発金融機関関連の一部については財務省、その他所管事項の国際協力について各連邦省庁(経済技術省、内務省、労働社会省等)がそれぞれの予算からの政府開発援助を実施する。各省庁による政府開発援助の実績についてのとりまとめもBMZが行っており、同省を通じてドイツの政府開発援助実績がOECD開発援助委員会(DAC)に報告されている。
- (2) 外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行うこととなっており、両省庁間では次官や局長クラスでの協議が行われるほか、日常的には関係部局間で連絡が行われている。また、途上国の現場での経済協力の実施については現地のドイツ大使館が調整しており、BMZからはドイツ在外公館に40名前後が出向している。
- (3) 議会との関係では、経協開発委員会、予算委員会とのかかわりが深い。経協予算全体および財政支援案件は予算委員会の承認が必要となっている。その他個々の案件については、経協委員会への報告、議論の対象にはなるが、実施は行政府権限。

2. 実施機関

- (1) ドイツの援助政策におけるもう一つの特徴として、実施機関が相対的に多いことが指摘されており、実施機関の統合は、大きな課題となっていた。国内関係者の間で実施機関の統合をめぐる議論が続いていたが、2010年6月、経済協力開発省による構造改革コンセプトの提出後ドイツ政府は2010年7月7日、閣議決定で技術協力公社（GTZ）、国際再教育開発公社（InWEnt）およびドイツ開発サービス公社（DED）の3機関を統合することを決定した。2011年1月1日、3機関は、「国際協力公社（GIZ）」へと再編統合された。
- (2) GIZは、連邦政府を出資者とする有限会社の形態をとっており、130か国を超える地域で活動している（従業員は約1万7,000名）。GIZは、本部をボンとフランクフルト近郊のエッシュボルンに置いている。監査役会の議長はBMZ政務次官であり、GIZの事業予算のほとんどはドイツ連邦政府からの委託金であるが、GIZはBMZからの委託に加え、ドイツ外務省、ドイツ環境省、ドイツ教育研究省や州政府、地方公共団体、財団、一般企業に加え欧州委員会や国連、世界銀行といった国際機関や第三国政府からの委託による事業も実施している。GIZ下のドイツ国際協力公社国際サービス部門（GIZIS）が委託者に技術協力を提供している。
- （GIZホームページ：www.giz.de）
- (3) 復興金融公庫（KfW）は、復興金融公庫法に基づく公法人であり、連邦および州がその所有者となっている。

KfWは銀行グループの総称であり、政府開発援助事業（資金協力）を実施しているのは、グループの中の「KfW開発銀行」（本部はフランクフルトで定員約370名）であるが、政府開発援助の世界では同行を「KfW」と呼ぶことが多い。KfWの事業全般について監督する監査役会の正副議長は財務大臣と経済技術大臣であり（輪番制）、そのほかに外務大臣や各州首相等が委員に任命されている。KfWは、途上国等に28の在外事務所を有しており、現地ドイツ大使館と調整しながら資金協力事業を実施している。

（KfWホームページ：www.kfw.de）

- (4) その他、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所（DIE）などが、BMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。
- （DIEホームページ：www.die-gdi.de）
- (5) 自然災害時における重要なプレーヤーとしては、ドイツ赤十字をはじめとするNGOが挙げられる。ドイツ外務省が予算計上している緊急・人道支援の大半がこれらドイツNGOを通じて実施されている。また、政府開発援助として計上される額としては小さいものの、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関として連邦技術支援庁（THW：内務省所管）がある。同庁はドイツ国内の自然災害への対応を本来の任務としているが、海外にも協力チームを派遣しており、日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている。

(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

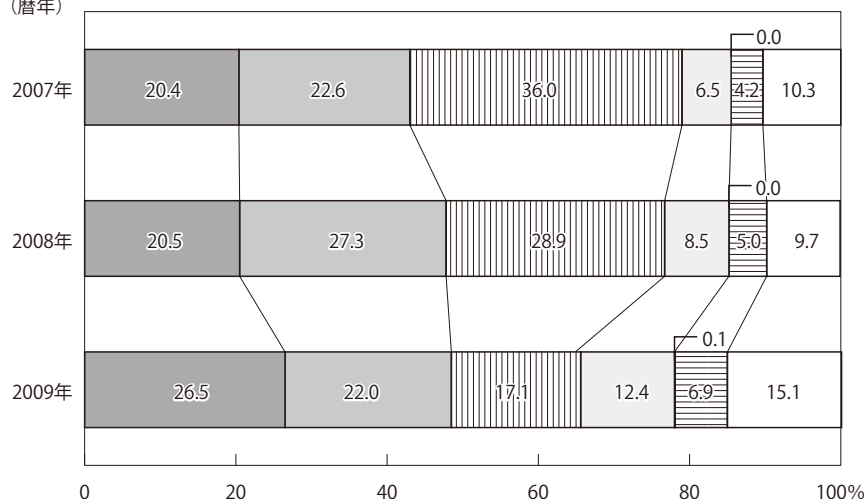
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	イ ラ ク	2,095.03	26.4	1	イ ラ ク	1,854.29	20.5	1	中 国	340.88	4.8
2	カ メ ル ーン	754.52	9.5	2	ボ ツ ワ ナ	438.98	4.8	2	アフガニスタン	337.34	4.8
3	中 国	289.28	3.6	3	中 国	411.87	4.5	3	イ ン ド	263.38	3.7
4	アフガニスタン	217.15	2.7	4	リ ベ リ ア	316.60	3.5	4	ブ ラ ジ ル	196.10	2.8
5	エ ジ プ ト	153.91	1.9	5	アフガニスタン	294.02	3.2	5	エ ジ プ ト	138.84	2.0
6	モ ロ ッ コ	142.82	1.8	6	エ ジ プ ト	170.27	1.9	6	ウ ク ラ イ ナ	121.58	1.7
7	イ ン ド	127.97	1.6	7	南アフリカ共和国	150.10	1.7	7	セ ル ビ ア	114.53	1.6
8	南アフリカ共和国	101.49	1.3	8	イ ン ド	147.69	1.6	8	モザンビーク	113.79	1.6
9	ベ ト ナ ム	97.64	1.2	9	ブ ラ ジ ル	126.65	1.4	9	ベ ト ナ ム	112.48	1.6
10	エ チ オ ピ ア	96.48	1.2	10	ベ ト ナ ム	114.99	1.3	10	パ キ ス タ ン	107.45	1.5
10位の合計		4,076.29	51.3	10位の合計		4,025.46	44.4	10位の合計		1,846.37	26.0
二国間援助合計		7,949.76	100.0	二国間援助合計		9,062.68	100.0	二国間援助合計		7,096.66	100.0

出典: DAC統計

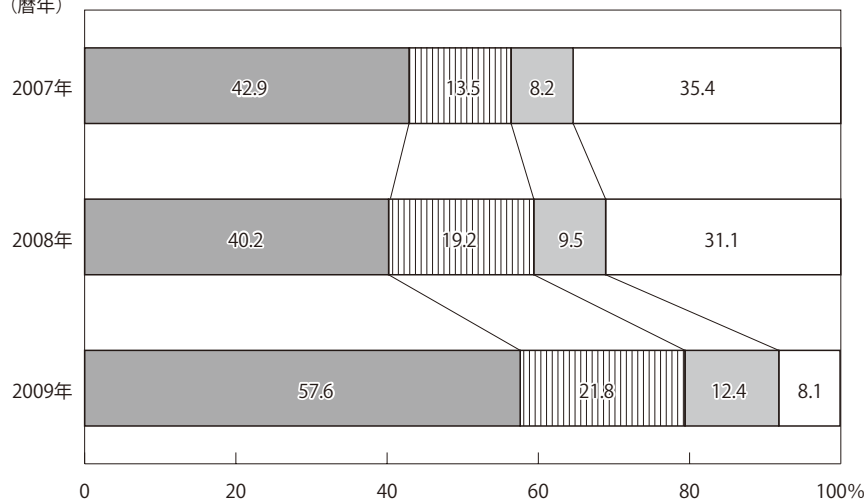
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)

(暦年)



(暦年)



5 オランダ

援助政策等

1. 外交政策としての位置付け

2010年10月に発足したルッテ新内閣は、外交基本方針として、①オランダの経済的地位の向上、②世界の安定と安全の促進、③人権と法の支配の強化、を掲げ、開発援助政策は、この基本方針の達成に資するものと位置付けられている。また、新内閣は厳しい予算削減を実施しており、目標値である対GNI比は、これまでの0.8%から0.7%に削減し、さらなる効果と効率性を高めることとしている。

2010年の政府開発援助の実績は、対GNI比0.81%、約65億ドル(対GNI比ベースで世界第5位、援助額ベースで同第6位)であり、援助予算の約50%が「アフリカの角」地域およびアフリカ大湖地域の最貧国を中心としたアフリカ向けであった。

2. ミレニアム開発目標の位置付け

ミレニアム開発目標(MDGs)を自国援助政策のガイドラインと位置付け、MDGsの達成に向け、オランダの貢献の効果を向上させるという方針を示しており、二国間援助の重点項目ともリンクする。

3. 重点施策^(注1)

前政権下においては、①安全保障と開発、②成長と公平性、③ジェンダー、性と生殖に関する健康と権利、および④持続可能性、気候とエネルギー、を重点分野としていたが、現政権においては、オランダの知見と独自の価値を供与できる①安全保障と法の支配(MDG3)、②水、③食の安全保障(MDG1)、および④性と生殖に関する健康と権利(MDG5)、の4分野を二国間援助の重点分野としている。

前述のとおり、対GNI比を国際基準である0.7%まで減らすとしており、2011年3月に国会で示された政府案では、2011年に0.75%、2012年に0.7%とすることとしている。また、開発協力の方針として、開発途上国における経済成長が最も重要であるととらえ、6つの項目(①社会セクターから経済セクターへの移行および支援から投資への移行、②自立、③官民パートナーシップ、④援助の断片化の減少、⑤知見と国益とのより良い調和、⑥NGOの政府支援への依存

減少)により開発協力の効果と効率性を高めることとしている。

さらに、新内閣は、援助対象国を現在の33か国から15か国に絞ることとしており、これらの15か国には政府開発援助予算の約4分の1が投じられる。現在の政府案では、これら15か国を、分類1:「低所得国で援助が当該国の開発に重要な役割を果たす国」^(注2)、分類2:「脆弱国で平和、安全および開発の統合的なアプローチが必要とされる国」^(注3)、および分類3:「健全な成長を果たしている国」^(注4)の3つに分類している。

なお、非援助対象国においては、国際基金やNGO等を通じた援助となるほか、今回、非援助対象国となった国々は、他のドナー国とも連携しつつ、段階的に二国間援助を停止することとしている。この移行に際しては、南アフリカ共和国、ベトナムおよびコロンビアの3か国については開発協力から経済協力への移行に関する一時的支援を行い、また、エジプト等北アフリカ諸国や中東諸国における移行プロセスの促進が課題として残っている。スリナムは既に援助対象国ではないが特別な関係にある。また、中米諸国に対しても、人権、民主化および安全保障の地域プログラムに着目し続けることとしている。

実施体制

外務省国際協力局(DGIS)が援助政策の立案・実施に関し主要な責任を有し、同省には外務大臣に加えて、援助政策を担当する開発協力担当大臣が設置されている。

政府開発援助予算の全体の約90%は外務省の所掌にあり、援助政策の基本的枠組みは外務省が決定する。教育・経済関連等の他省が持つ小規模な政府開発援助予算に関しては各省の裁量に任されているが、他省庁にまたがる複雑な、特に貿易に関する援助政策に関しては、DGISにある「coherence unit」が省庁間の調整役を果たしている。また、EUレベルでの政策決定に臨んでの準備作業の段階で行われる省庁間協議の場においても援助政策における利害関心事項について協議・調整される。

外務省で開発援助に何らかの形で携わる職員の数約1,560名(2007年、オランダ外務省による。在外公館に勤務

注1: Dutch Development Policy (オランダ外務省ホームページ)

Letter to the House of Representatives presenting the spearheads of development cooperation policy (21 March, 2011)

注2: 分類1: ベナン、エチオピア、マリ、モザンビーク、ウガンダ、ルワンダ

注3: 分類2: アフガニスタン、ブルンジ、イエメン、パレスチナ自治区、スーダン

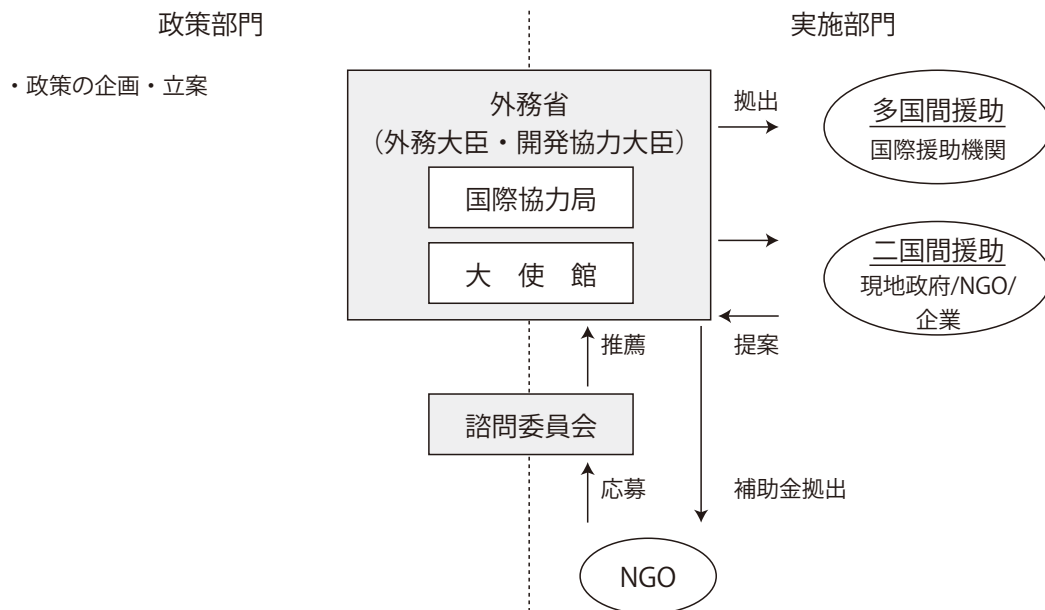
注4: 分類3: バングラデシュ、ガーナ、インドネシア、ケニア

するローカルスタッフまで含めた数)である。本省では国際協力局が援助政策の大枠を策定する中心的役割を担っており、在外公館は各国ごとの援助計画の作成および案件発掘の役割を担っている。援助受入国に所在するNGOは在外公館に対して案件を持ち込むことができ、それをもとにして在外公館は本省へ事業提案を行う。

援助の実施は、独自の開発援助実施機関が存在せず、3つの主要な形態(①二国間援助(多くがセクター別支援、す

べて贈与)、②多国間援助(世界銀行・国連等の国際機関)、③民間セクター(企業・NGO)への補助金交付)により行われており、民間セクターは重要な役割を担っている。また、NGOの独立を尊重するという立場から、外務省とNGOの間には、ヒエラルキーは存在せず、監督・指導という関係にはないが、外務省との情報交換、事業報告書の提出、モニタリング等が行われている。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

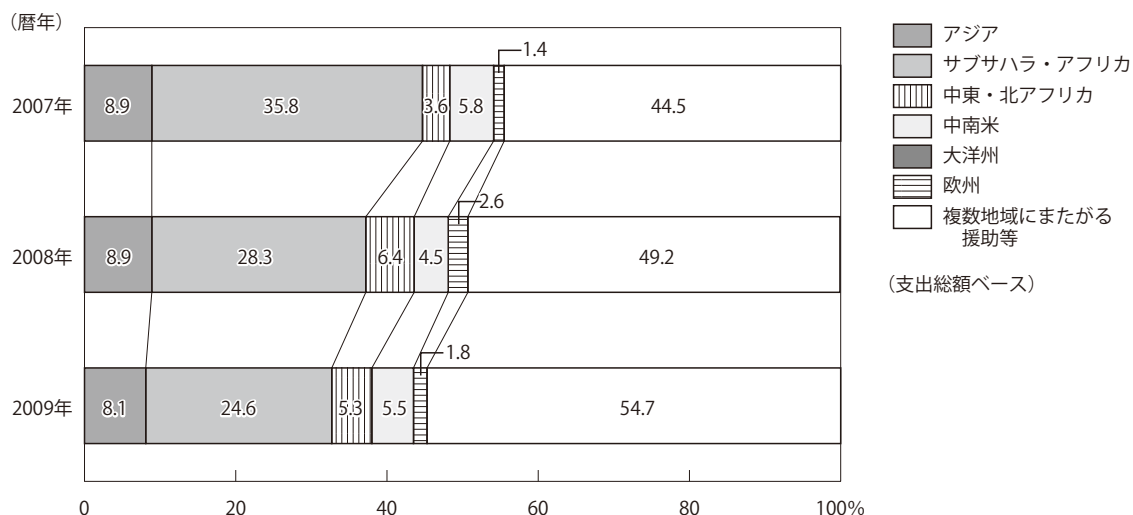
(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ナイジェリア	344.03	7.4	1	スーダン	157.58	3.0	1	アフガニスタン	147.93	3.1
2	スーダン	202.51	4.4	2	ガーナ	120.22	2.3	2	スリナム	115.51	2.4
3	ガーナ	142.23	3.1	3	タンザニア	114.86	2.2	3	モザンビーク	99.31	2.1
4	タンザニア	128.15	2.8	4	エチオピア	113.63	2.2	4	ガーナ	98.33	2.0
5	スリナム	124.04	2.7	5	アフガニスタン	111.97	2.2	5	スーダン	97.33	2.0
6	バングラデシュ	99.45	2.1	6	モザンビーク	105.70	2.0	6	エチオピア	85.90	1.8
7	アフガニスタン	88.82	1.9	7	ブルキナファソ	88.90	1.7	7	インドネシア	81.09	1.7
8	モザンビーク	80.66	1.7	8	ザンビア	85.05	1.6	8	マダガスカル	77.33	1.6
9	ザンビア	71.54	1.5	9	バングラデシュ	84.74	1.6	9	バングラデシュ	70.35	1.5
10	ウガンダ	70.43	1.5	10	ウガンダ	82.85	1.6	10	ブルキナファソ	65.98	1.4
10位の合計		1,351.86	29.1	10位の合計		1,065.50	20.5	10位の合計		939.06	19.6
二国間援助合計		4,643.87	100.0	二国間援助合計		5,199.58	100.0	二国間援助合計		4,797.96	100.0

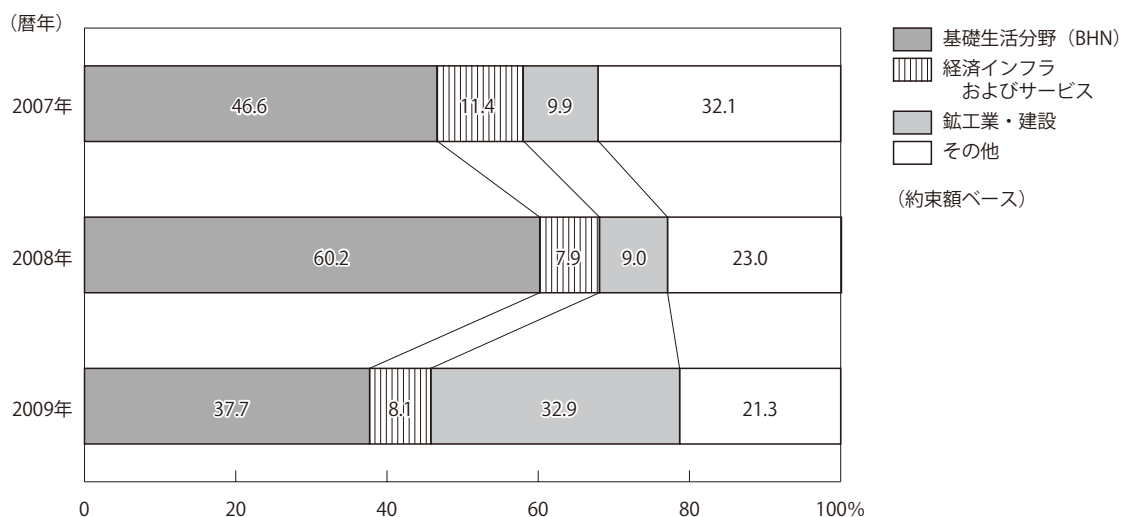
出典：DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



6 スペイン

援助政策等

1. 基本法

「国際開発協力に関する1998年7月7日付法律23/1998号」(以下、国際開発協力法)は、スペインの国際開発協力政策の法的枠組み、目標および優先課題、協力手段、管轄機関の役割分担、国際協力への参加等を規定しており、開発協力政策は、貧困度の高い国および完全な民主主義体制の構築に向けた移行過程にある国において、人権および基本的権利の擁護・保護、経済・社会的ニーズの充足および環境の保護・再生にかかわる協力を推進する、と定めている(第1条)。

2. 基本政策

国際開発協力法(第8条)は、スペインの開発協力政策は基本計画および年間計画を通じて実施される、と規定している。基本計画は4年ごとに策定され、スペイン国際開発協力政策の大綱および基本指針を盛り込むほか、それぞれの目標および優先課題を定めている。

現行の「スペイン国際協力基本計画2009～2012年期」(以下、国際協力基本計画)(2009年2月13日閣議承認)は、社会参加・貧困削減、人権推進および民主的なガバナンス、ジェンダー、環境、文化的多様性の尊重への取組を優先課題としている。

3. 予 算

(1) 援助規模

国際協力基本計画2009～2012年期は、スペインODAのGNI比を2008年の0.43%から2012年の0.7%まで引き上げるという目標を挙げている。同基本計画の第三次年間計画である「2011年度国際協力年間計画」(2011年3月4日閣議承認)の見通しによると、2011年の政府開発援助額は42億3,371万ユーロと、対GNI比で0.40%にのぼる。

「2009年度国際協力年間計画」の実績報告書によると、近年の緊縮財政政策により、2009年のスペインODA実績は47億2,804万ユーロ(純額)と、前年比で0.71%減少した。また、最新のOECDデータでも、2010年のスペインODA額(純額)は59億1,700万米ドル(対GNI比0.43%)と、前年比で5.9%減少している(2009年：65億8,400万ドル、対GNI比0.46%)。

(2) 優先地域・優先分野

国際協力基本計画2009～2012年期に盛り込まれているスペイン国際開発協力政策の優先地域は、①各種開発指数、②その国におけるスペイン協力の存在と形態、③協力体制構築の可能性、④開発パートナーとしてのその国の潜在性や他のドナー国と比較したスペインの位置付け、に応じて、3つのグループ(A、B、C)に分けられている(次ページ参照)。

グループA	
援助効率性の原則に従って、多額のODA資金および広範囲な措置・手段の活用を可能とする。長期的な協力枠組みの機会が必要な後発開発途上国、低所得または低中所得水準の国が対象。グループAおよびグループBにODAの最低85%（2012年度地理的配分）が配分され、そのうちの3分の2がグループAに供与される。	
中南米	ホンジュラス、ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、パラグアイ、ボリビア、ペルー、エクアドル、ドミニカ共和国
中東・北アフリカ	モロッコ、モーリタニア、アルジェリア、パレスチナ自治区、西サハラ
サブサハラ・アフリカ	エチオピア、マリ、モザンビーク、セネガル、カーボヴェルデ、ニジェール
アジア・太平洋	フィリピン、ベトナム
グループB	
グループAの対象にはならないが、1つの重要セクターまたは共通視点・特定手段の下で複数のセクターに重点を置くことで、著しい発展が見込める後発開発途上国、低所得または低中所得水準の国が対象。グループAおよびBにODAの最低85%（2012年度地理的配分）が配分され、そのうちの3分の1がグループBに供与される。	
中南米	コロンビア
中東	イラク、レバノン
サブサハラ・アフリカ	赤道ギニア、スーダン、ギニアビサウ、ガンビア、アンゴラ、コンゴ共和国、ギニア
アジア・太平洋	東ティモール、アフガニスタン、カンボジア、バングラデシュ
グループC	
包括的な公共政策の強化、三角協力や南南協力の推進およびグローバルな公共財の確保を通じた開発のための具体的な協力戦略の構築が可能な国が対象。	
中南米	コスタリカ、ブラジル、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ
中東・北アフリカ	シリア、チュニジア、エジプト、ヨルダン
サブサハラ・アフリカ	ナミビア

国際協力基本計画に盛り込まれている優先分野および期待される効果は以下のとおり。

優先分野	スペインの開発協力により2012年までに期待される効果
民主的なガバナンス	開発力の促進を通じて、市民の実質的な参加、人権尊重、民主主義および基本的権利の質を推進。
農村開発および飢餓撲滅	実質的な食糧への権利の実現に貢献し、農村および都市住民の生活条件・食品安全を改善。
教育	公的教育制度の強化を通じて、教育水準の低い国・社会層において、基本的・包括的・無料かつ質の高い教育への権利を確保。
保健	持続可能な人間開発 (Human Development) を通じて、貧困層における健康改善に貢献。
水と公衆衛生	持続的および包括的な運用を通じて、水への権利を推進し、飲用水へのアクセスおよび公衆衛生を改善。
貧困削減のための経済成長	生産網構築や貧困削減・社会的な一体性を通じて、包括的、持続的かつ環境に優しい経済を促進および支援。
環境保全、気候変動、居住環境	自然資源の持続可能な運用に貢献し、福利厚生・生活水準の改善を可能とするモデル構築を支援。
科学・技術・革新	生活条件、経済成長および社会的な公正の改善に向けた、科学技術力の創出および活用に貢献。
文化と開発	持続可能な人間開発 (Human Development) 要素として、文化的機会および知的能力を推進。
開発におけるジェンダー	貧困削減・平等化メカニズムとしての権限付与を通じて、女性の人権および市民権の完全実現に貢献。
移民と開発	適切な移民政策の実現や人権擁護を通じて、出身国・経由国・目的国における移民と開発との間における相互効果を推進。
平和構築	紛争地域および紛争後地域における平和、公正、平等および安全の構築に貢献。

実施体制

外務・協力省国際協力・イベロアメリカ担当長官室傘下のスペイン国際開発協力庁 (AECID: Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo) は、国際開発協力法に従った、スペインの国際開発協力政策の実施機関である。国際協力基本計画に沿って、開発途上国における貧困削減および持続可能な人間開発に向けられた国際開発協力政策の推進、運用および実施を担っている。ス

ペインの国際開発協力の最終目標は貧困削減であり、ミレニアム開発目標 (MDGs) のアジェンダおよび手法は、政策実施の際の基準となっている。

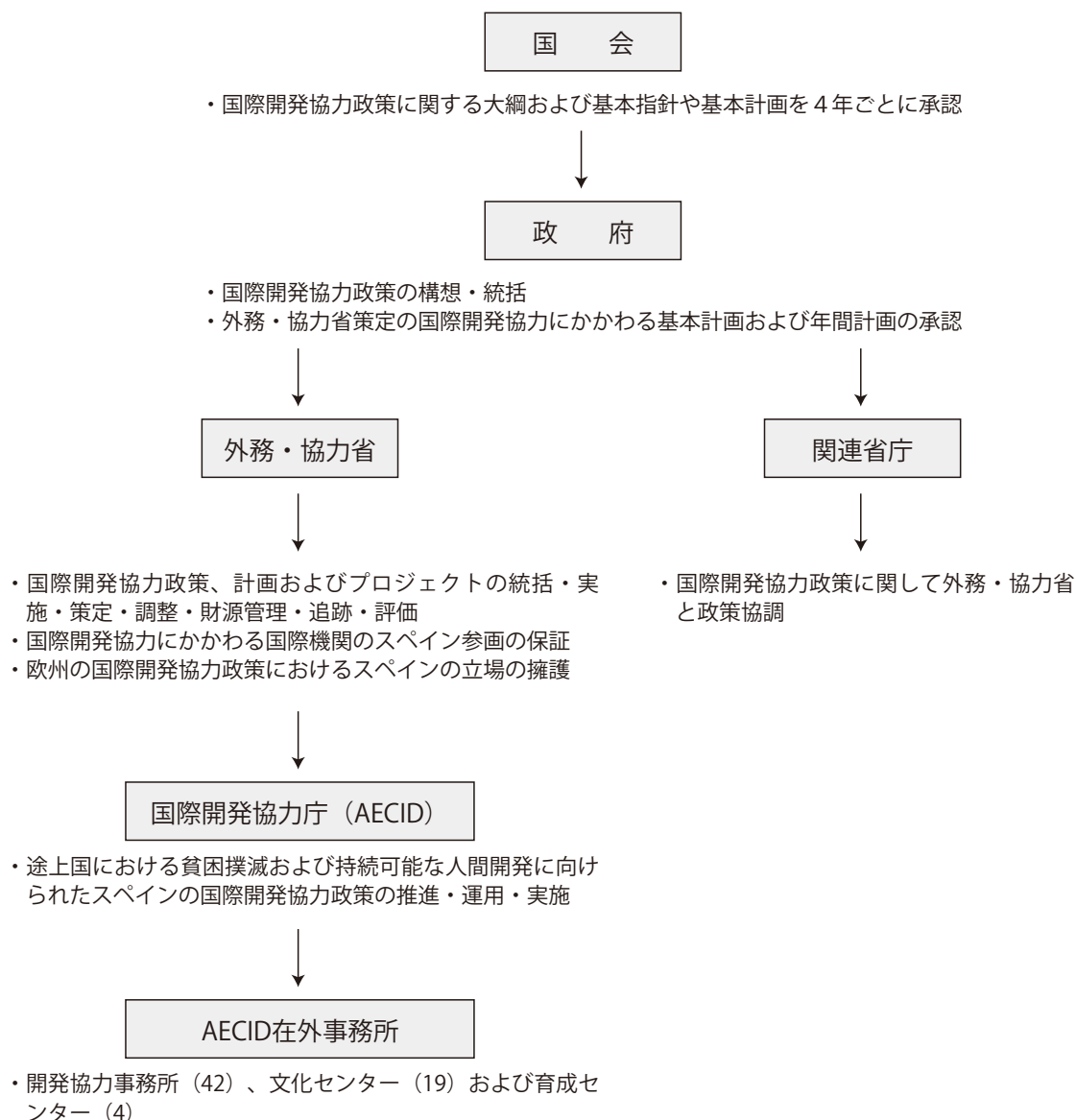
● ホームページ

- スペイン国際開発協力庁 (AECID) :
<http://www.aecid.es/>

援助実施体制図

国際開発協力法に基づいた体制は以下のとおり。

- ・政策統括機関：国会、政府、外務・協力省、関連省庁
- ・政策実施機関：国際開発協力庁および在外事務所
- ・諮問・調整機関：国際開発協力地域間委員会、開発協力省庁間委員会、開発協力審議会、対外的援助計画に向けた省庁間委員会、ユネスコ協力委員会



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

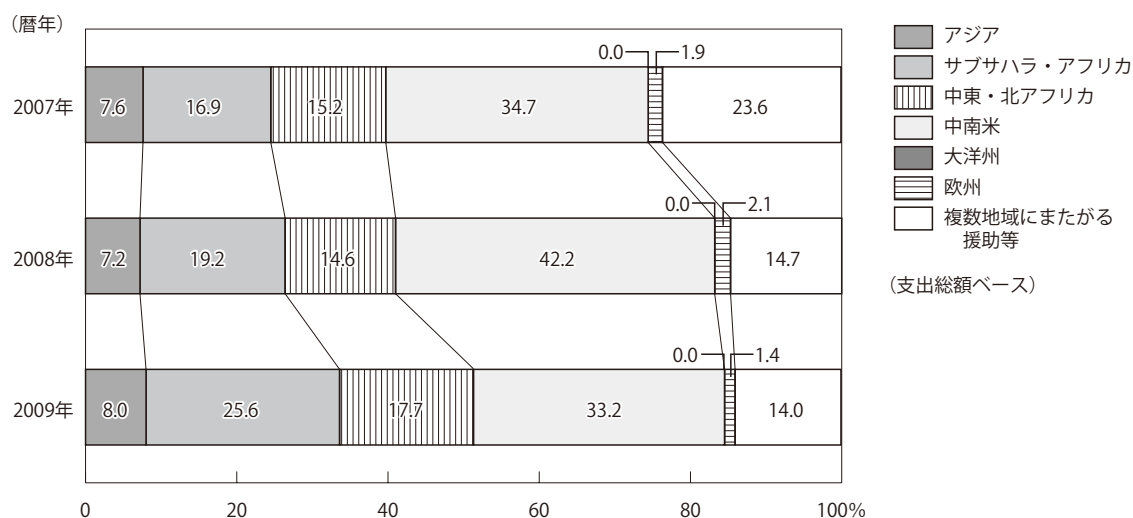
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	グアテマラ	252.85	7.6	1	グアテマラ	255.87	5.3	1	モロッコ	190.67	4.3
2	ニカラグア	115.12	3.4	2	ペルー	131.48	2.7	2	コロンビア	148.62	3.3
3	ホンジュラス	110.82	3.3	3	イラク	129.03	2.7	3	ハイチ	144.90	3.2
4	ペルー	109.35	3.3	4	ニカラグア	125.36	2.6	4	ニカラグア	142.37	3.2
5	モロッコ	84.82	2.5	5	ホンジュラス	117.56	2.4	5	トルコ	135.28	3.0
6	ボリビア	74.63	2.2	6	モロッコ	117.36	2.4	6	エルサルバドル	125.68	2.8
7	[パレスチナ自治区]	72.71	2.2	7	[パレスチナ自治区]	103.18	2.1	7	チュニジア	124.14	2.8
8	エクアドル	71.27	2.1	8	ボリビア	93.00	1.9	8	グアテマラ	113.43	2.5
9	中国	67.45	2.0	9	トルコ	92.10	1.9	9	ペルー	100.17	2.2
10	コロンビア	64.30	1.9	10	エクアドル	87.89	1.8	10	[パレスチナ自治区]	99.40	2.2
10位の合計		1,023.32	30.6	10位の合計		1,252.83	26.1	10位の合計		1,324.66	29.6
二国間援助合計		3,338.94	100.0	二国間援助合計		4,801.61	100.0	二国間援助合計		4,473.07	100.0

出典：DAC統計

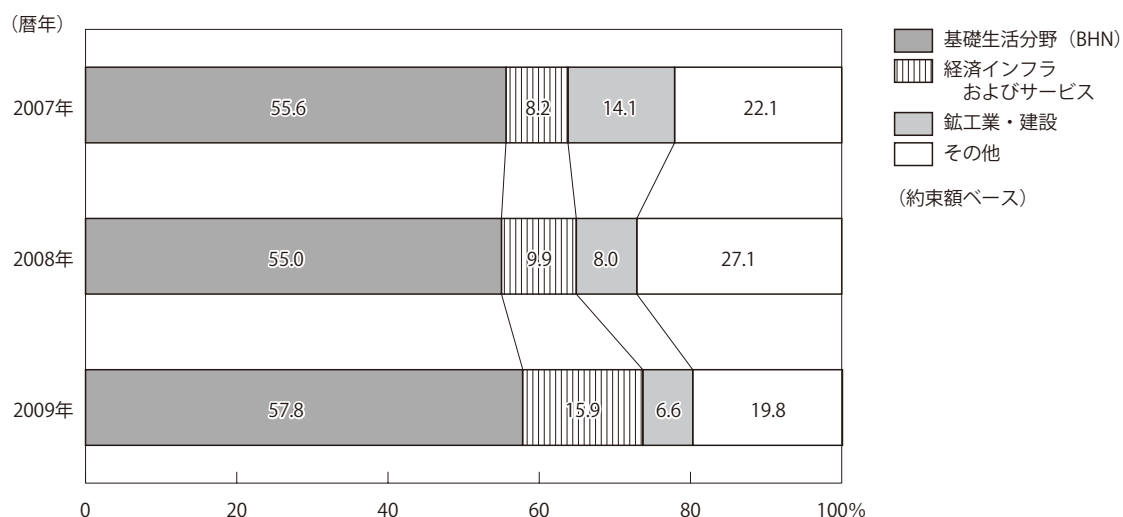
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



7 カナダ

援助政策等

1. 基本方針

カナダの開発援助は、カナダ国際開発庁(CIDA: Canadian International Development Agency)が主導している。カナダの開発援助の中心課題は貧困削減である。2008年5月に成立した「政府開発援助説明責任法」(Official Development Assistance Accountability Act)は、政府開発援助における透明性を確保するため、カナダ政府が貧困削減の目標を達成する際の説明責任を強化することを定めている。所管大臣(国際協力大臣、財務大臣、外務大臣等)は、貧困削減に貢献すること、貧困層の視点を考慮すること、国際的人権基準と合致することを前提に、開発援助を提供することができる。また、同法に基づき、国際協力大臣は、毎年、議会の両院に対し、開発政策、援助の実績に関する報告書、および統計報告書の提出を義務付けられている^(注1)。

カナダ政府は、2008年度予算において、中長期的な基本方針として、「援助効率の最大化」、「地理的集中の強化」、「説明責任の一層の確保」を掲げ、援助効果の向上を図ることを発表した。2009年には、二国間援助の80%を重点対象国20か国^(注2)に集中させるとの方針を公表し、援助の重点分野として、「食料安全保障の強化」、「子どもおよび若年層の将来の確保」、「持続可能な経済成長の確保」の3分野を指定した。また、援助効率の観点から、援助のアンタイド化を目指しており、食糧援助については2008年に完全なアンタイド化を実現済みであり、2012/2013年度にすべての援助をアンタイド化する旨表明している。

2. 予算

カナダの2010年の政府開発援助は、約52億200万米ドル(出典: DAC。支出純額確定値)となり、前年の第10位から前進し、同第8位の援助国となった。ODAのGNI比も0.34%

(出典: DAC)と前年の0.30%から上昇した。ただし、ODA支出をGNI比で0.7%とするとの国際公約については達成期限を設定していない。

3. 重点分野

(1) 二国間・多国間の割合

2010年のカナダの援助総額のうち、二国間援助の割合は75%(約38.6億米ドル)、国際機関を通じた援助の割合は25%(約12.7億米ドル)となっている。2009年、CIDAの「援助効果に関する行動計画2009~2012」^(注3)は、2010/2011年度までに、二国間援助の80%を20か国・地域に集中させるとしている。

カナダは、特に、アフガニスタン、ハイチへの援助を重視してきており、カナダの最大の二国間援助の対象国はアフガニスタン、第2位はハイチ。

(2) 地域別実績

地域別実績では、アフリカ(48%)、アジア(25%)、米州(21%)、中東(4%)、東欧(1%)となっている^(注4)。

(3) 重点分野

カナダ政府は、2009/2010年度に、援助の重点3分野(「食料安全保障の強化」、「子どもおよび若年層の将来の確保」、「持続可能な経済成長の確保」)に加え、「民主主義と人権」、「安全と安定」を新たに追加した。

実施体制

開発援助の大半は、国際協力大臣の下にあるCIDAが管轄しており、2009/2010年度の政府開発援助執行総額の約74%を占めている。ただし、事業実施の主体はNGO、大学、協会等を含むカナダの市民社会組織、国際機関、途上国政府および民間セクターとなっている。

その他の主要連邦政府機関としては、債務救済および世銀グループ、地域開発銀行への拠出を担当する財務省(同

注1: 議会への年次報告書2009/2010年度版(Report to Parliament on the Government of Canada's Official Development Assistance 2009~2010)、統計報告書(Statistical Report on International Assistance)等の公開文書は、CIDAのホームページ(<http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/acdi-cida.nsf/eng/JUD-4128122-G4W>)で入手可能。

注2: 重点対象20か国・地域

アジア(アフガニスタン、パキスタン、バングラデシュ、インドネシア、ベトナム)
アフリカ(エチオピア、ガーナ、マリ、モザンビーク、セネガル、スーダン、タンザニア)
中南米(ハイチ、ホンジュラス、ボリビア、カリブ海諸国、コロンビア、ペルー)
その他(ウクライナ、パレスチナ自治区)

注3: 援助効果に関する行動計画2009~2012(CIDA's Aid Effectiveness Action Plan (2009~2012))
(<http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/acdi-cida.nsf/eng/FRA-825105226-KFT>)

注4: 議会への年次報告書2009/2010年度版(Report to Parliament on the Government of Canada's Official Development Assistance 2009-2010) (<http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/NAT-112101555-JQZ>)
*カナダの会計年度は、4月1日から翌年3月31日まで。

11%)、危機国における支援事業、平和・安全保障基金などを主管する外務国際貿易省(同6%)、および主に途上国における調査研究活動の支援を目的とする公益法人であるカナダ国際開発研究センター(同4%)などがある(出典:議会への年次報告書)。

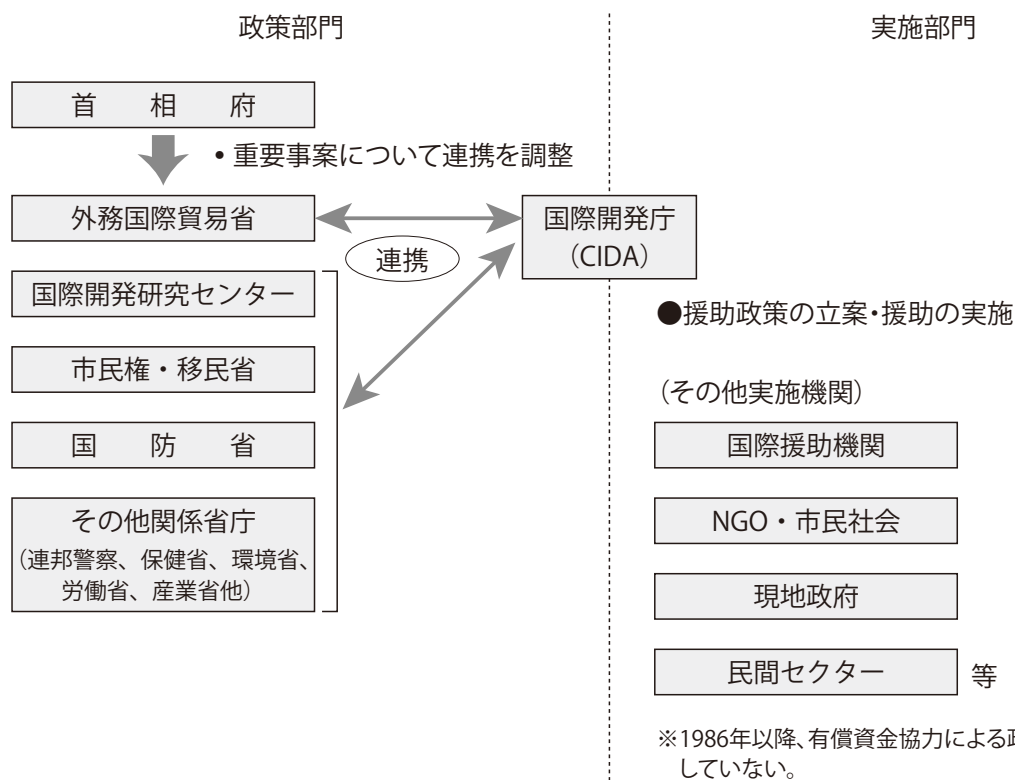
CIDAは外務省から分離して設置された政府機関であり、設置法が存在せず、法的には所管大臣たる国際協力大臣は外務大臣の下に位置付けられるが、実質的には、議会への説明責任を自らが負い、年次報告書および歳出案を毎年議会に提出するなど、独立性を維持。

援助政策の立案や支援に関する決定はCIDA主導で行う

が、国際的に重要な事案(大規模自然災害、脆弱国復興支援等)に関しては、首相府の調整の下、関係省庁が連携する。特にアフガニスタン支援においては、2008年2月に内閣委員会、およびそれをサポートするタスクフォースが枢密院に設置され、CIDA、外務省、国防省、公共安全省の間の連携を図っている。

CIDAの職員数は、1,917名、そのうち在外勤務は約180名(いずれも2010/2011年度)。在外勤務の比率を高めることによって援助効果を向上させるため、2007年6月から大規模な組織改革に着手しており、現在も継続中。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

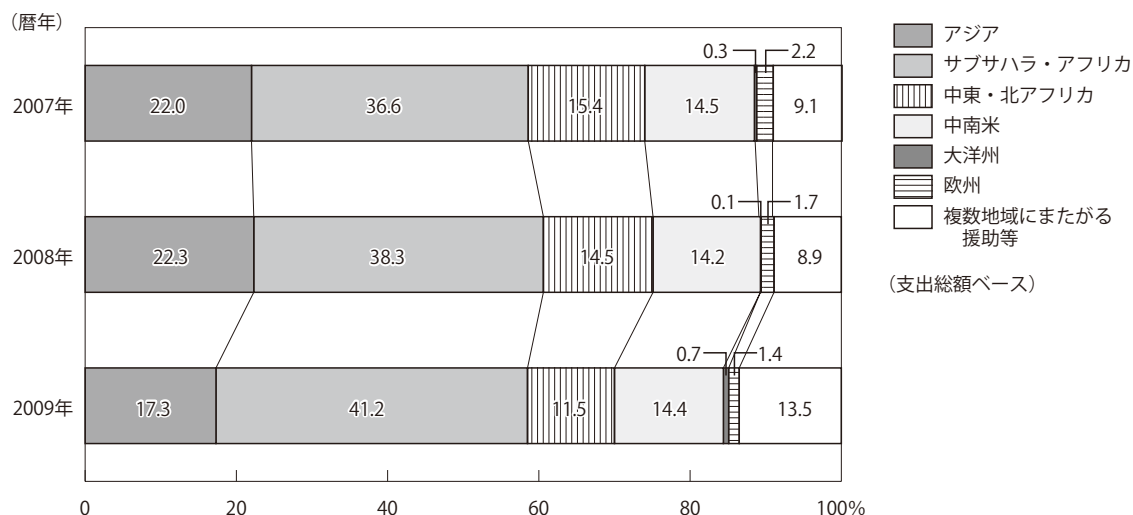
(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	345.39	11.0	1	アフガニスタン	207.86	6.2	1	アフガニスタン	232.58	7.4
2	ハイチ	119.22	3.8	2	エチオピア	152.55	4.5	2	ハイチ	119.72	3.8
3	エチオピア	90.52	2.9	3	イラク	152.00	4.5	3	スーダン	105.04	3.3
4	ガーナ	78.57	2.5	4	ハイチ	147.57	4.4	4	ガーナ	99.80	3.2
5	スーダン	70.78	2.2	5	マリ	99.12	2.9	5	タンザニア	93.98	3.0
6	バングラデシュ	60.24	1.9	6	スーダン	83.91	2.5	6	エチオピア	87.18	2.8
7	モザンビーク	57.34	1.8	7	インドネシア	82.41	2.4	7	マリ	83.46	2.7
8	タンザニア	56.73	1.8	8	バングラデシュ	82.06	2.4	8	モザンビーク	75.15	2.4
9	マリ	55.92	1.8	9	モザンビーク	77.23	2.3	9	セネガル	54.49	1.7
10	インドネシア	53.44	1.7	10	ガーナ	74.01	2.2	10	バングラデシュ	52.45	1.7
10位の合計		988.15	31.3	10位の合計		1,158.72	34.4	10位の合計		1,003.85	32.0
二国間援助合計		3,152.16	100.0	二国間援助合計		3,366.67	100.0	二国間援助合計		3,141.01	100.0

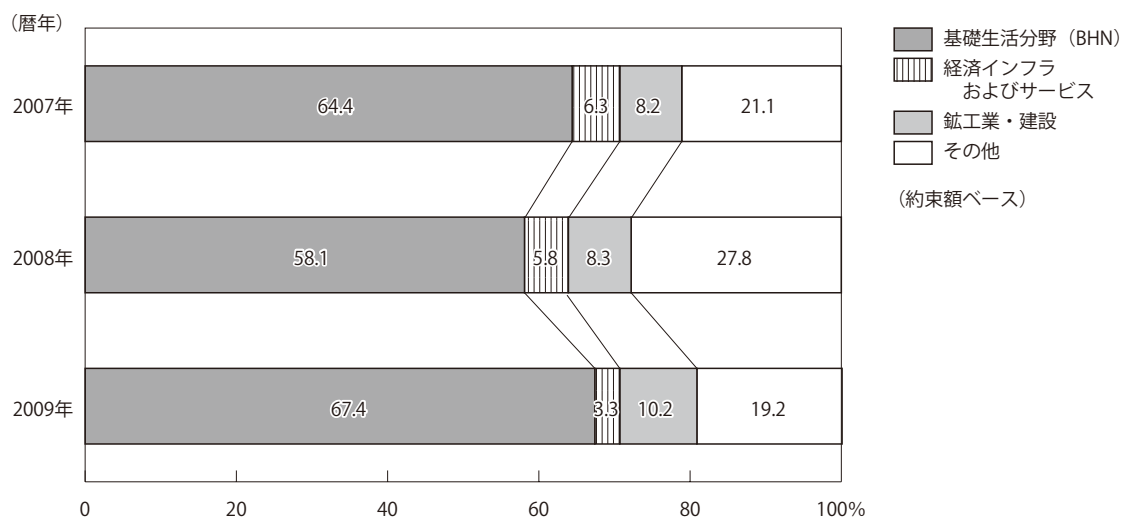
出典：DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



8 ノルウェー

援助政策等

ノルウェーは開発援助を重要外交政策の一つと位置付け、貧困撲滅および開発促進のためには、資金援助に加え、平和、生命および財産の安全が保障されることが必要不可欠との認識の下で政策を実施している。援助資金はすべてアンタイド、かつそのほとんどが無償である。

2002年以降、政府はミレニアム開発目標(MDGs)達成のため政府開発援助(ODA)額の対GNI比率1%達成を目標にODA予算を増額し、2010年には実績値で1.1%を達成した。なお、2011年のODA予算額は同年のGNI見込額の1.02%に相当する270億ノルウェークローネ(NOK)。

国際機関を通じた援助を重視。2010年、国際機関への拠出は総額の46%、二国間直接援助は48%であった。また、赤十字およびノルウェー国内NGOとも緊密に連携している。

優先分野は①環境および持続可能な開発、②平和構築、人権および人道支援、③石油およびクリーンエネルギー、④女性および男女共同参画、⑤良い統治および腐敗対策。特に気候変動を含む環境問題ならびにMDGsの目標4(乳幼児死亡率の削減)および目標5(妊産婦の健康の改善)については、首相のイニシアティブにより各種国際的取組に積極的に参画している。また、石油生産国としての自国の経験を踏まえ、独自の援助方針として「開発のための石油(Oil for Development)イニシアティブ」を策定し、天然資源を産出する開発途上国が、天然資源からの収入を国民の利益とする(自国の貧困対策資金への充当等)よう、資源収入の適切な管理・運用システム構築のための支援を実施。この中で採取産業透明性イニシアティブ(EITI)にも注力し、支援国であると同時に先進国唯一の実施国として積極的に活動している。

2010年の援助額は、地域別ではアフリカ(二国間援助総額の28%)およびアジア大洋州地域(16%)が、国別ではブラジル、タンザニア、アフガニスタン、スーダンおよびパレスチナ自治区が上位。また、7か国(マラウイ、タンザニア、モザンビーク、ウガンダ、ザンビア、バングラデシュおよびネパール)を主要援助受取国と定め、長期的計画に基づく継続的・重点的な援助を実施している。

実施体制

ODAを所掌する外務省と、同省所管のノルウェー開発協力庁(NORAD)が援助を実施する。また、関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金(NorFund)がある。

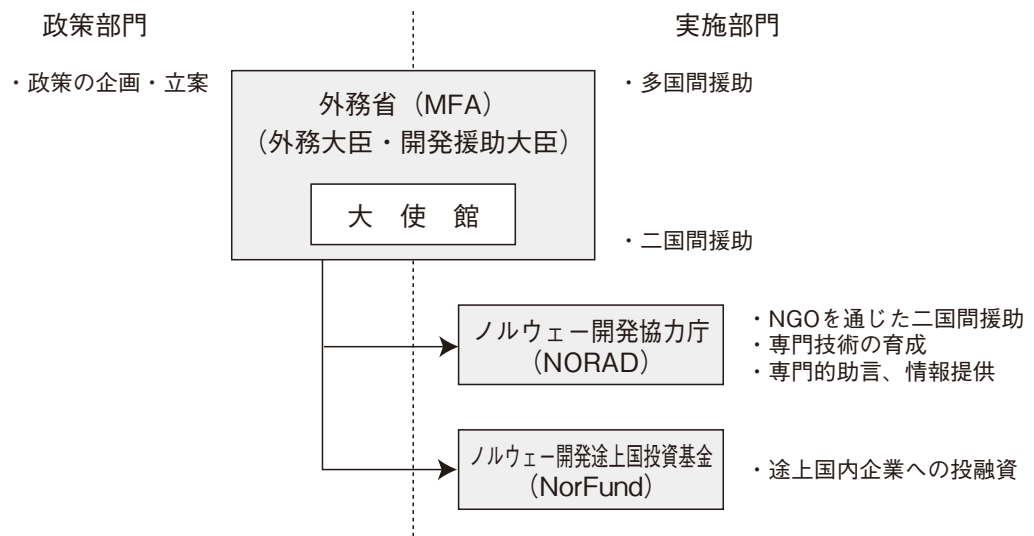
国際機関を通じた援助および二国間援助は原則外務省(主に在外公館)で実施される。外務省における援助関係者は在外の大使館における援助関係要員も含め約560名。外務省には外務大臣および開発援助大臣(環境大臣を兼務)の2大臣が存在し、両大臣の協議を経て、外務省が援助政策の立案、国別援助戦略の策定、援助の実施を担当する。対外援助は重要外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含む援助政策は上記2大臣と国会の協議を経て決定されるほか、対外援助予算も国別、地域別割当を国会が決議し、内容の変更には国会の承認が必要である。

NORAD(職員数約250名)は援助政策の重要なパートナーであるNGOを通じた資金支援という形で二国間援助の一部を実施するほか、援助に関する専門技術の育成につき中心的役割を担うとともに、援助の効率的実施に向けた専門的助言および情報提供を実施している。またNorFundは、途上国の経済成長と貧困削減を目的として、途上国における高収益かつ持続性のある事業に投融資および融資保証を実施している。2010年末現在、NorFundの投融資件数は85件、金額は約58億NOKである。

● ホームページ：

- ノルウェー外務省(開発援助関連ページ)：
http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development_cooperation.html?id=1159
- ノルウェー開発協力庁(NORAD)：
<http://www.norad.no/>
- ノルウェー開発途上国投資基金(NorFund)：
<http://www.norfund.no/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

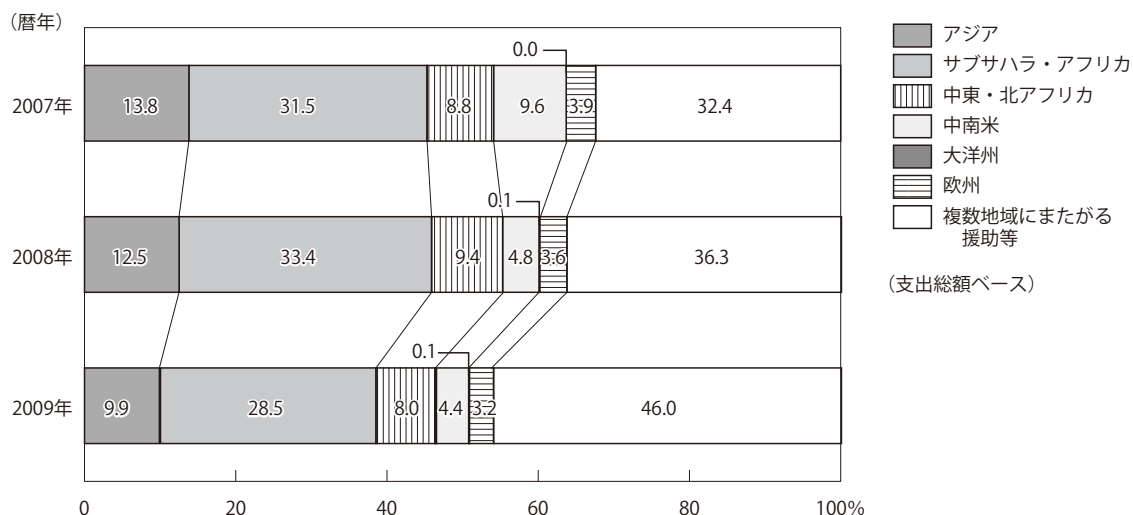
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ペル	143.03	4.9	1	アフガニスタン	129.05	4.2	1	タンザニア	116.42	3.7
2	スーダン	119.71	4.1	2	タンザニア	127.65	4.1	2	アフガニスタン	115.93	3.7
3	タンザニア	114.29	4.0	3	スーダン	119.84	3.9	3	[パレスチナ自治区]	100.14	3.2
4	[パレスチナ自治区]	106.16	3.7	4	[パレスチナ自治区]	115.78	3.8	4	スーダン	92.09	2.9
5	アフガニスタン	94.42	3.3	5	モザンビーク	96.67	3.1	5	モザンビーク	80.41	2.5
6	モザンビーク	80.13	2.8	6	ウガンダ	74.98	2.4	6	ウガンダ	67.32	2.1
7	ザンビア	74.42	2.6	7	ザンビア	73.27	2.4	7	マラウイ	63.63	2.0
8	ウガンダ	69.77	2.4	8	マラウイ	64.45	2.1	8	ザンビア	62.69	2.0
9	マラウイ	54.83	1.9	9	セルビア	46.54	1.5	9	パキスタン	46.57	1.5
10	スリランカ	44.04	1.5	10	ソマリア	44.18	1.4	10	ネパール	45.31	1.4
10位の合計		900.80	31.2	10位の合計		892.41	29.0	10位の合計		790.51	25.0
二国間援助合計		2,889.51	100.0	二国間援助合計		3,078.07	100.0	二国間援助合計		3,168.24	100.0

出典：DAC統計

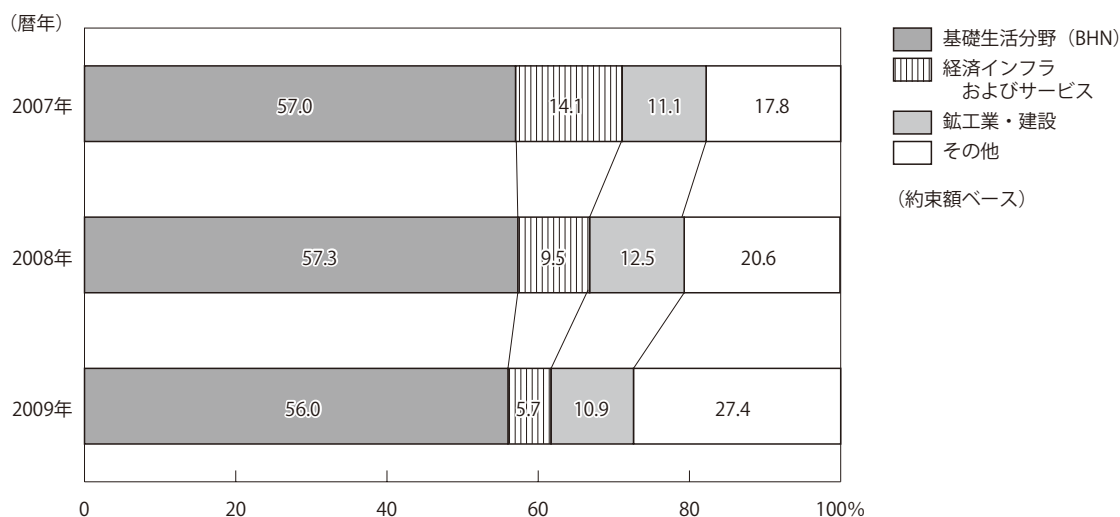
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



9 スウェーデン

援助政策等

1. 基本政策

政府は2003年12月以降、「共有責任：全地球的発展のためのスウェーデンの政策 (PGD)」を開発政策の指針としている。PGDは、公正で持続可能な全地球的開発への貢献を目標とし、人権の視点を浸透させ、貧困者の視点を基礎とすることとしている。

PGDの下、2007年には、援助の効果、効率および質を向上させることを目的に「対象国限定アプローチ」を導入し、民主主義と人権を共通重点事項とした上で、これまで広範にわたっていた援助国を約30に絞り込み、①長期的な開発協力を実施する国（重点：貧困の削減、機能的な中央行政の構築、民主的な統治への支援など）、②紛争中または紛争終結直後の国（重点：平和と安全）、③スウェーデンが改革に協力する国（重点：貧困の削減、EUへの統合促進など）、などに分け、援助を実施することとした。

現政権は、質の高い効果的援助を実現するためには、透明性と説明責任が重要であるとして、2010年6月には被援助国にとって効果的なドナーとなるための戦略策定・実施のガイドラインを採択、2011年4月には、援助に関するデータをすべてオンライン上でアクセス可能とすることを目指すopenaid.seの運用を開始した。

2. 援助規模

政府は対GNI比1%を開発協力に割り当ててことを目標としており、2010年度予算では314億スウェーデンクローネ (SEK) を計上し、対GNI比1%の水準が維持されている。

なお、2010年の政府開発援助実績 (DAC統計ベース：確定値) は、45億3,300万ドル (対GNI比0.97%)、対前年比0.4%減であった。

(1) 主要分野

現政権の優先分野は、①民主主義と人権（重点：人権の尊重と促進、民主的な制度の確立と法の支配、民主的統治、市民社会の役割と独立したメディアの確立）、②男女平等と開発における女性の役割（重点：全活動分野における男女平等の視点の導入、経済の発展・政治参加における女性の役割、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルスの権利 (HIV/エイズを含む)、女性の安全等）、③環境と気候（重点：気候変動への適応、エネルギー、環境と安

全、水）、である。

(2) 地域別・分野別

スウェーデンでは、アフリカに最大の援助ニーズがあるとの認識の下、アフリカ、特にサブサハラへの援助を重視しており、スウェーデン国際開発協力庁 (Sida^(注)) の2010年予算の40%がサブサハラに向けられている。また、政府は、2008年、「新アフリカ政策」を策定し、被援助国の貧困削減戦略への支援を中心に、二国間援助については当面アフリカに重点を置くこととしており、タンザニア、モザンビーク、コンゴ民主共和国などが主要な援助受取国となっている。サブサハラに次ぐ重点地域はアジア・中東・北アフリカであり (Sida予算の20%)、主要な援助受取国または地域は、アフガニスタン、パレスチナ西岸・ガザ地区、バングラデシュなどとなっている。

Sidaの援助形態は、プログラム支援が60%を占めており、そのうち76%は援助関係組織の支援やそのような組織を通じてのプログラム支援である。プロジェクト支援は35%、専門家支援・養成が5%である。主要な援助分野は、民主的統治・人権 (27%)、人道的援助 (17%)、保健 (9%)、持続可能なインフラとサービス (8%) などとなっている。

環境・気候変動の分野について、Sidaは、温室効果の悪化を防止することを目的とし、国別に開発援助政策を策定する際に環境・気候変動分析を行うとともに、各分野への具体的支援や個々のプロジェクトを形成するときには戦略的環境評価と環境への影響評価を実施している。

NGOの活用については、2010年、Sidaの予算の7.2%に当たる11億SEKが2,050のプロジェクトに対し拠出されており、その約60%が民主主義・人権・平等分野の活動に充てられている。

実施体制

援助の担当大臣は、外務省内に置かれている国際開発協力担当大臣であり、これを外務副大臣 (国際開発協力担当)、外務省開発政策局、開発協力運営・方策局、多国間開発協力局および安全保障政策局 (人道支援等) が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は開発政策局等が行う。

注：ホームページ：www.sida.se 年次報告あり (2008年以降は英語版無し)

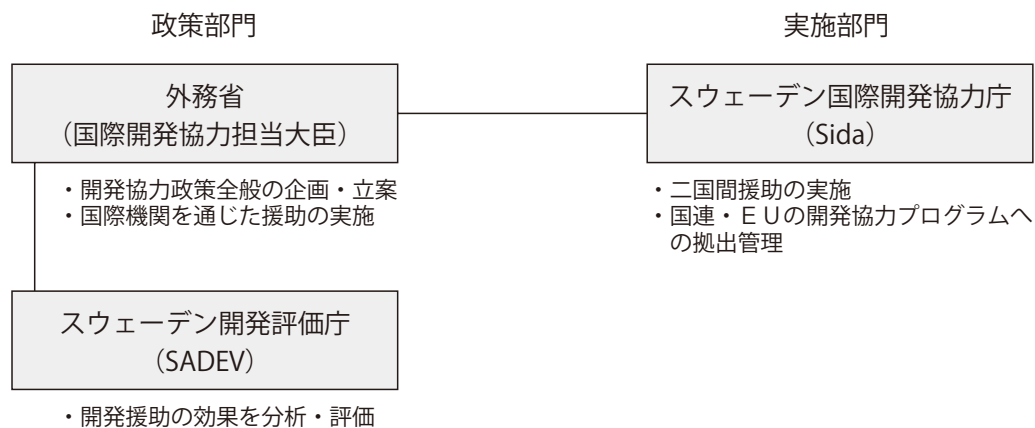
援助の実施は、外務省多国間開発協力局（国際機関を担当、職員数約30名）等およびSida（二国間援助を担当）が行う。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作成・提案し、外務省との協議を経て政府が承認する。なお、現政権による効率化の要請はSidaの組織自体にも及んでおり、3部17課であった組織が2011年1月から部を廃した9課に縮小され、800名程度であった職員も最終的には120～150名程度削減される予定である。削減は主に国内勤務の職員が対象であり、被援助国で勤務する職員の比率を高めることとしている。

現在、中小の開発援助関係NGOは、「フレームワーク組

織」と称される15の大規模開発援助関係NGOの下に事実上組織化されており、補助金、プロジェクト資金等の申請は、これら大規模NGOを通じて、Sidaに対して提出することとされている。

2006年にスウェーデン開発評価庁（SADEV）が外庁として新たに設立され、Sidaが実施するものを含むすべての開発援助の効果を分析・評価し、政策立案者にフィードバックすることとなったほか、Sida自体も成果ベースの運営を行うためのデータ・バンクシステムを構築し、2010年から運用を開始している。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

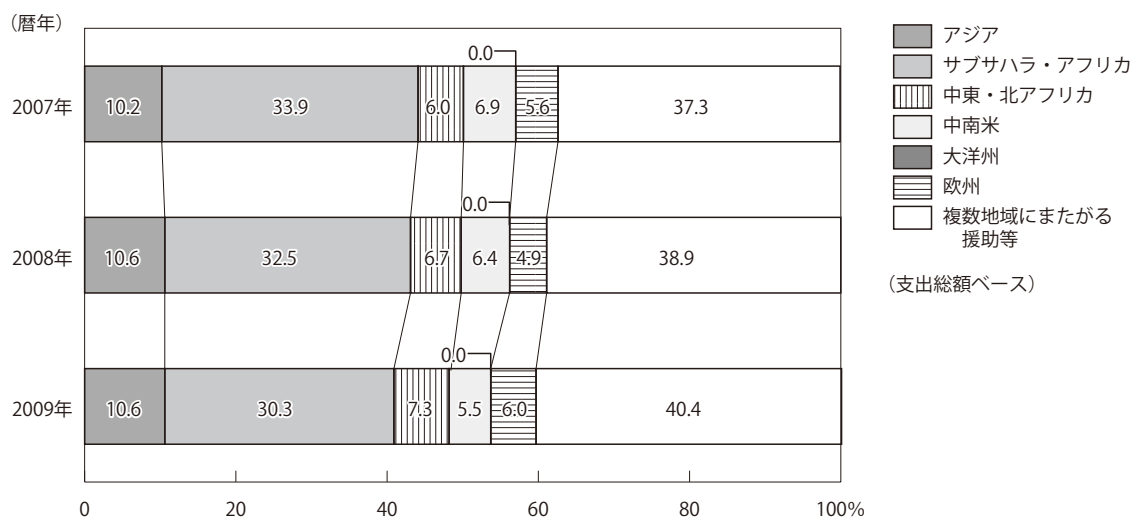
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	タンザニア	107.76	3.7	1	タンザニア	125.53	4.0	1	モザンビーク	98.86	3.3
2	モザンビーク	103.57	3.5	2	モザンビーク	119.60	3.8	2	タンザニア	97.05	3.2
3	カメルーン	73.64	2.5	3	アフガニスタン	73.89	2.4	3	アフガニスタン	80.07	2.7
4	スーダン	68.11	2.3	4	[パレスチナ自治区]	71.81	2.3	4	[パレスチナ自治区]	66.88	2.2
5	ウガンダ	56.55	1.9	5	コンゴ民主共和国	67.96	2.2	5	ケニア	66.82	2.2
6	アフガニスタン	56.15	1.9	6	ケニア	65.85	2.1	6	コンゴ民主共和国	61.65	2.0
7	[パレスチナ自治区]	54.33	1.9	7	スーダン	64.98	2.1	7	スーダン	54.65	1.8
8	ザンビア	53.69	1.8	8	ウガンダ	64.07	2.0	8	ウガンダ	52.65	1.7
9	ベトナム	47.03	1.6	9	ザンビア	51.54	1.6	9	バングラデシュ	46.43	1.5
10	ケニア	45.51	1.6	10	エチオピア	46.94	1.5	10	エチオピア	44.60	1.5
10位の合計		666.34	22.7	10位の合計		752.17	23.9	10位の合計		669.66	22.3
二国間援助合計		2,932.23	100.0	二国間援助合計		3,142.32	100.0	二国間援助合計		3,009.02	100.0

出典: DAC統計

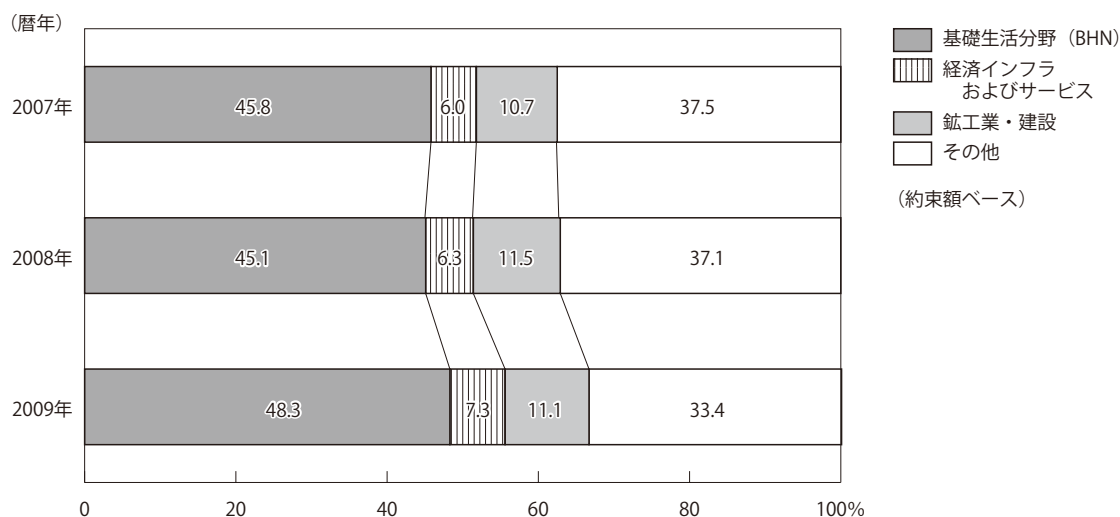
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



10 オーストラリア

援助政策等

2007年11月に11年ぶりに政権を奪回した労働党政権は、政権発足当初から、オーストラリアの政府開発援助を2015年度から2016年度までにGNI比0.5%に増額するとの公約を掲げている。2011～2012年予算における政府開発援助額は同0.35%であり、2015年度から2016年度までの達成を目指して増額されている。

労働党政権は、貧困削減と持続可能な開発の実現を目指してミレニアム開発目標(MDGs)の早期達成を目標に掲げ、水供給・公衆衛生、教育、保健、地域開発等に重点を置いた開発援助を行っている。

地域別に見ると、アジア太平洋地域および東南アジア地域、特にインドネシア、パプアニューギニア、ソロモンへ重点的に支援を行っている。

また政府は、2011年、自然災害および紛争直後の地域の安定と復旧・復興に向けた計画策定を支援するため「オーストラリア文民協力隊」(Australian Civilian Corps)を立ち上げた。これは、必要な場合に迅速な派遣が可能となるよう、平素から文民要員を登録しておく制度で、最大500名の登録を目指している。2011年4月には、最初の専門家がハイチに派遣された。

2011～2012年度予算の援助総額は前年度比11.2%増の48億3,600万オーストラリアドルで、セクター別では、教育、保健、経済成長、市民社会・正義・民主主義、経済・公共セクター改革、人道・緊急・難民援助の順に、また、国別では、インドネシア、パプアニューギニア、ソロモンの順に多くの予算が計上されている。また、NGOとの協力プログラムやボランティア派遣のための経費も大幅に増額されており、特に前者は2014～2015年の倍増達成を目指して、9,800万オーストラリアドルが計上された。

なお最近の政府開発援助額の急増を背景として、政府は、援助効率と効果を検証するため、2010年10月、5名の委員からなる「援助効果に関する独立レビュー委員会」を立ち上げた。これは、1996年のサイモンズ・レビュー以降、初めて行われるものである。同委員会は、2011年4月に報告書を提出、現在政府は、報告書に対する対応を検討している。

実施体制

オーストラリア国際開発庁(AusAID: Australian Agency for International Development)は、開発援助政策の企画・立案・実施を行うことを目的として1995年3月に設置された。行政機構上、AusAIDは外務貿易省から独立した機関であるが、開発援助政策の責任大臣は外務大臣であることから、外交政策と政府開発援助政策の一貫性が確保されている。援助政策の策定・実施に当たっては外務貿易省と緊密に報告・相談をしているほか、開発援助にかかわる主要省庁(農業・漁業・林業省、財務省、連邦警察、司法省、予算・行政省、公共サービス省、保健・高齢化省)との間では戦略的パートナーシップ協定(Strategic Partnerships Agreements)を締結し、必要に応じて省庁間会議(Inter Departmental Committee)を開催することで連携を保っている。また、一定の要件を満たしたNGOに対し資金援助を行うことにより、援助活動のパートナーとしてNGOを取り込み、援助実施の円滑化を図っている。

AusAIDは国内事務所1か所、海外事務所37か所を有し、実員はオーストラリア国内802名、在外202名の合計1,004名(2010年6月現在。2009～2010年年次報告)である。海外においてAusAIDの海外事務所と在外公館が併存する場合には、AusAIDが一義的に援助を担当するが、AusAIDの事務所が存在しない国においては、在外公館の職員が援助を担当する。

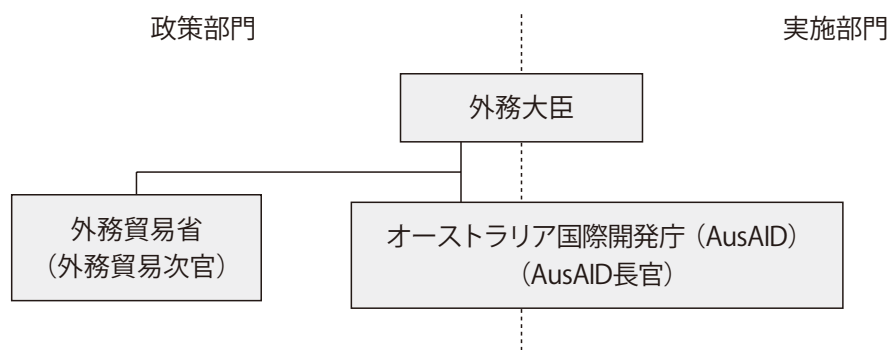
● 書籍等

「Australian Agency for International Development Annual Report」(年次報告書)、および「BUDGET Australia's International Development Assistance Program」(予算書)を毎年発行。

● ホームページ

- ・オーストラリア国際開発庁(AusAID):
<http://www.aisaid.gov.au/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

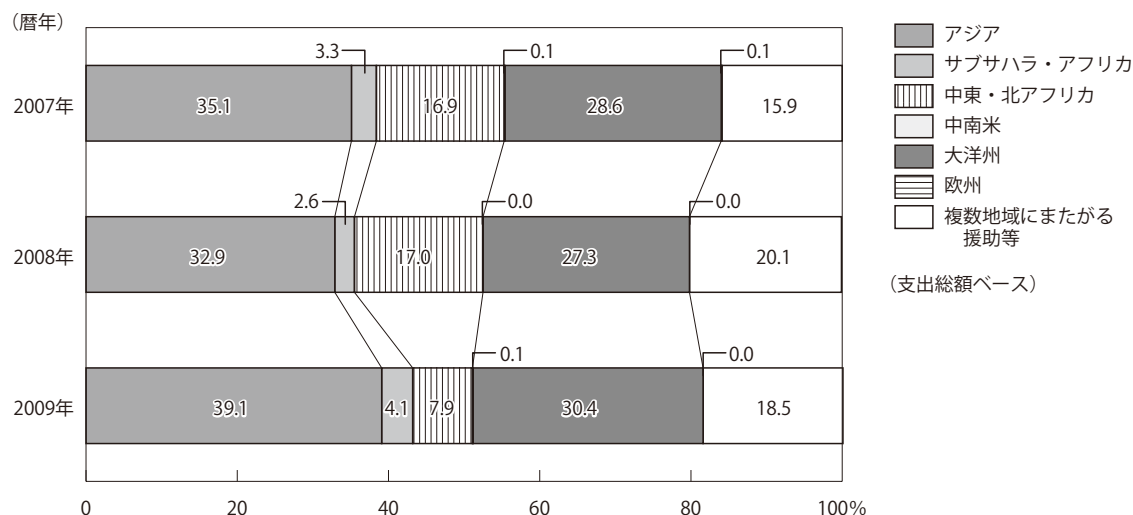
(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	インドネシア	335.06	14.8	1	インドネシア	325.23	12.3	1	インドネシア	342.14	14.8
2	イラク	300.62	13.3	2	パプアニューギニア	321.30	12.1	2	パプアニューギニア	301.85	13.1
3	パプアニューギニア	281.35	12.4	3	イラク	269.93	10.2	3	ソロモン	168.78	7.3
4	ソロモン	201.82	8.9	4	ソロモン	185.84	7.0	4	アフガニスタン	96.74	4.2
5	東ティモール	83.35	3.7	5	アフガニスタン	138.44	5.2	5	フィリピン	94.77	4.1
6	フィリピン	67.61	3.0	6	ベトナム	78.37	3.0	6	ベトナム	64.12	2.8
7	ベトナム	63.11	2.8	7	東ティモール	74.48	2.8	7	東ティモール	60.71	2.6
8	アフガニスタン	50.25	2.2	8	フィリピン	74.28	2.8	8	イラク	52.18	2.3
9	中国	46.81	2.1	9	ミャンマー	47.14	1.8	9	カンボジア	48.50	2.1
10	バングラデシュ	35.15	1.5	10	バングラデシュ	45.14	1.7	10	スリランカ	43.58	1.9
10位の合計		1,465.13	64.6	10位の合計		1,560.15	58.8	10位の合計		1,273.37	55.1
二国間援助合計		2,268.05	100.0	二国間援助合計		2,653.02	100.0	二国間援助合計		2,311.80	100.0

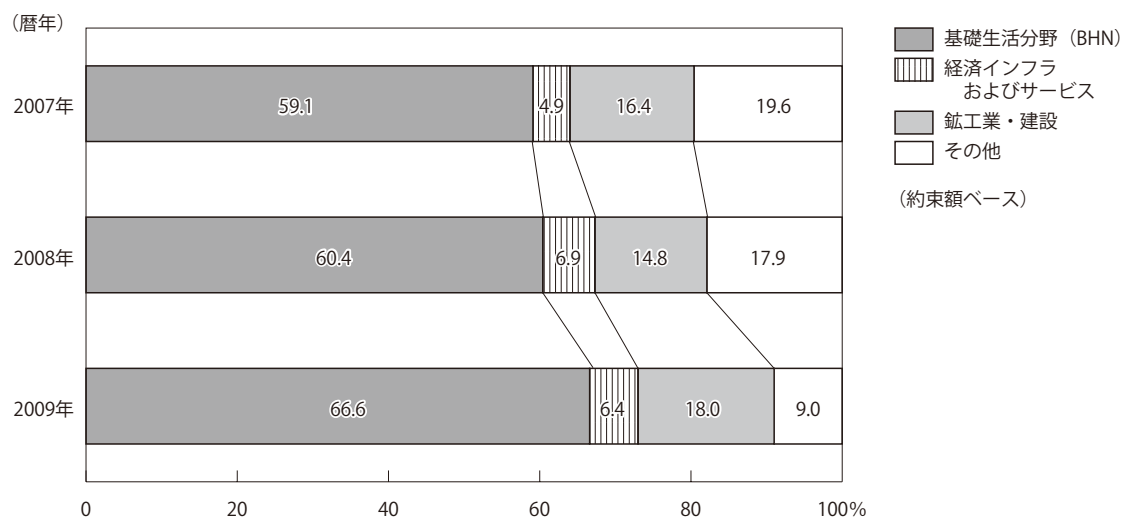
出典：DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



11 イタリア

援助政策等

1. 基本政策

政府開発援助基本法(1987年)は、開発援助を「イタリアの外交政策の一部であり、国連、および欧州経済共同体・ACP(アフリカ・カリブ海・太平洋)諸国間の諸協定の原則に従って民族間の団結、基本的人権の完全な尊重という目的を追求する(第1条)」ものと規定し、また、「基礎的ニーズの充足、人命の保護、環境保全、内発的發展プロセスの実現と強化、途上国の経済的、社会的、文化的發展を目指す(第2条)」としている。

2. 援助規模

2010年の政府開発援助実績は31億米ドルで、対前年比で6%減。また、政府開発援助の対GNI比も前年から0.01%減少し0.15%。

3. 対象分野・実施方針

開発協力の主要な柱として、(a)全人類の生命と尊厳の保護、(b)世界中の国・コミュニティ間の関係の構築・改善・強化、を挙げている。

最優先支援地域はサブサハラ・アフリカで、次がバルカンおよび地中海、中東。優先分野は(a)農業、食料安全保障、(b)人間開発(保健、教育、訓練)、(c)ガバナンス、市民社会(貿易、電子政府、ICT)、(d)民間セクターの内発的、包括的、持続可能な発展、(e)環境、土地利用、資源管理、等。

NGOを通じた開発協力は1960年代から積極的に行っているが、イタリアNGOのみが対象でローカルNGOへの直

接支援は実施していない。

実施体制

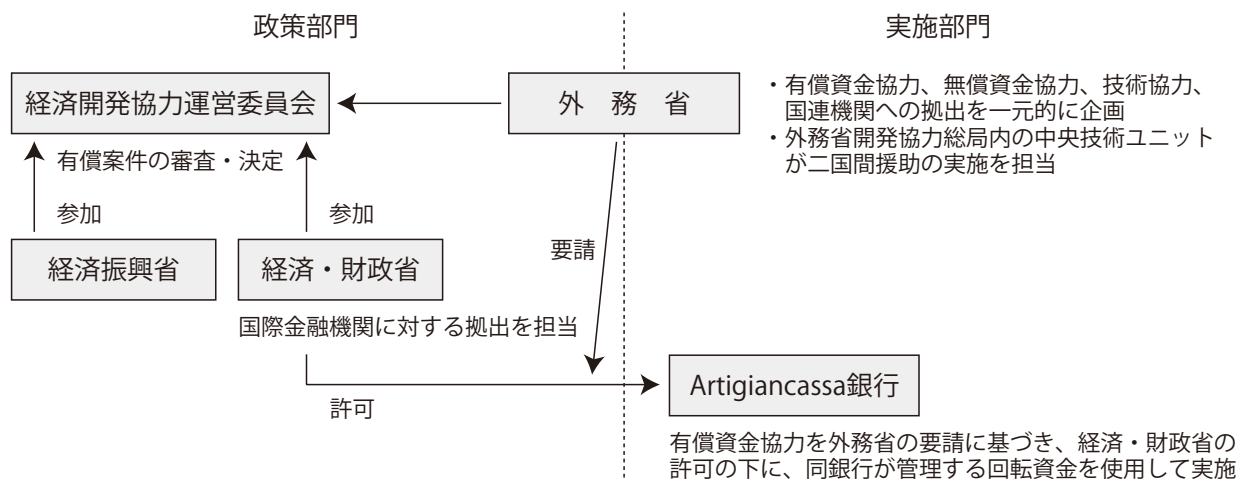
1987年の政府開発援助基本法により規定されており、二国間援助(有償、無償・技術協力、食糧援助、文化・教育関係)および国連関係機関に対する拠出は、外務省開発協力総局が一元的に管理・実施し、世界銀行等国際金融機関に対する拠出については、経済・財政省が管轄している。両省で政府開発援助予算の9割を管轄しており、残りはNGO、地方自治体、他省庁等に配分される。関係政府機関の調整メカニズムとしては、外務大臣が主催する開発協力運営委員会があり、100万ユーロ以上の援助案件は同委員会が審査し実施の可否を決定する。

外務省開発協力総局は12課および中央技術ユニットから構成され、職員数は424名(2011年6月現在)である。案件実施のための独立した政府機関は存在せず、外務省開発協力総局内の中央技術ユニットに40名の専門家が配置されており、同ユニットが実施を担当する。現地での案件実施のために在外公館に18名の専門家が配置されている。専門家が設置されていない国では、現地大使館員が本国外務省内の専門家の支援を受けつつ、実施を担当する。

有償資金協力に関する借款契約締結、貸付実行、回収業務は、民間銀行が、外務省の要請に基づき、経済・財政省の許可の下にこれらの業務を行っている。

実施機関である外務省開発協力総局のホームページは <http://www.cooperazioneallosviluppo.esteri.it/pdgcgs/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

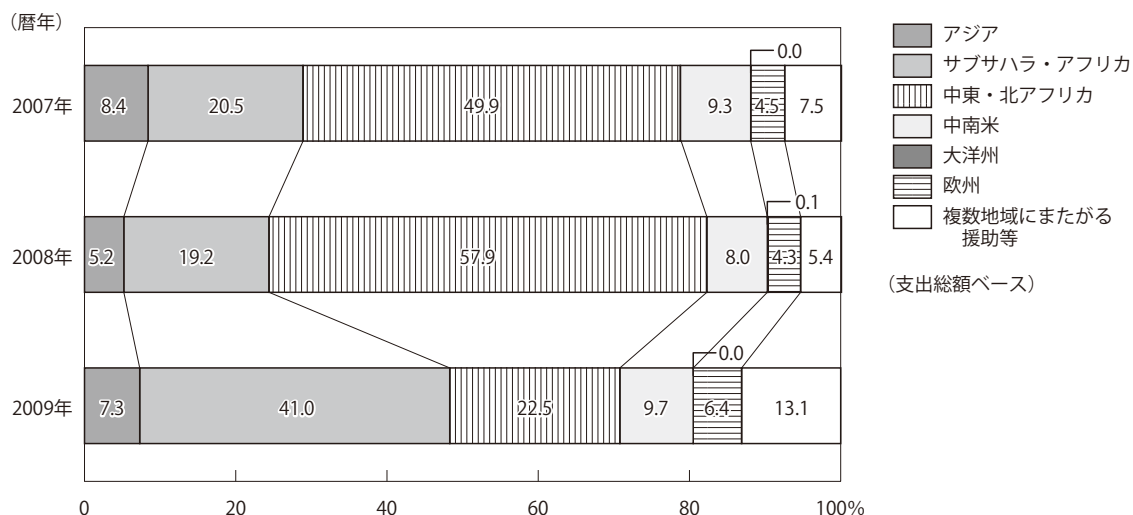
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	イ ラ ク	480.93	37.9	1	イ ラ ク	845.05	46.0	1	リ ベ リ ア	75.41	8.6
2	モ ロ ッ コ	83.75	6.6	2	アフガニスタン	116.71	6.3	2	アフガニスタン	67.41	7.7
3	エ チ オ ピ ア	75.47	5.9	3	[パレスチナ自治区]	70.30	3.8	3	コートジボワール	65.97	7.5
4	レ バ ノ ン	65.41	5.1	4	エ チ オ ピ ア	65.86	3.6	4	エ チ オ ピ ア	53.97	6.2
5	アフガニスタン	62.04	4.9	5	レ バ ノ ン	63.63	3.5	5	[パレスチナ自治区]	39.51	4.5
6	シエラレオネ	44.31	3.5	6	ス ー ダ ン	35.10	1.9	6	ア ル バ ニ ア	37.40	4.3
7	モザンビーク	42.58	3.4	7	モザンビーク	34.55	1.9	7	コンゴ共和国	28.96	3.3
8	中 国	42.13	3.3	8	ア ル バ ニ ア	33.58	1.8	8	レ バ ノ ン	28.26	3.2
9	セントビンセント	41.41	3.3	9	セントクリストファー・ネイビス	33.53	1.8	9	モザンビーク	24.81	2.8
10	セルビア	22.62	1.8	10	ア ン ゴ ラ	32.01	1.7	10	ス ー ダ ン	19.79	2.3
10位の合計		960.65	75.6	10位の合計		1,330.32	72.4	10位の合計		441.49	50.5
二国間援助合計		1,270.33	100.0	二国間援助合計		1,838.26	100.0	二国間援助合計		874.73	100.0

出典: DAC統計

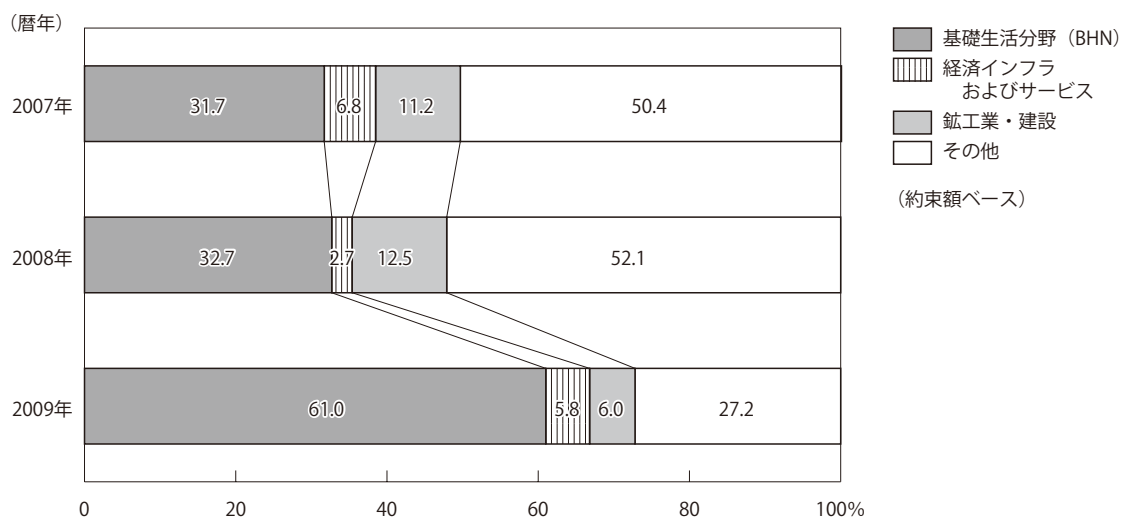
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



12 ベルギー

援助政策等

1. 総論

ベルギー外務省は、外交政策目標として、①平和と安全保障、②人権、および③世界規模の連帯の実現のための国際社会における積極的な貢献、を掲げており、政府開発援助については、これら目標達成のための非常に重要なツールとして位置付けている。

ベルギー政府は、1999年に、ベルギー援助政策の基本法となるベルギー国際協力に関する法律(Law on Belgian International Cooperation)を制定した。同法では、援助の目的、戦略、対象地域および分野等に関する基本的方針が定められている^(注)。

また、ベルギーは、ミレニアム開発目標(MDGs)を援助政策の中心的な規範として重要視しているほか、援助効果向上に関するパリ宣言(2005年)やEUが発出した“The European Consensus on Development”(2007年)のような国際的イニシアティブを考慮しつつ援助政策を策定している。

なお、ベルギーは、2002年の法律で、2010年までに対GNI比0.7%を達成することを目標と定めていたが、2010年度実績は、約22億6,500万ユーロ、対GNI比0.64%であり、法律で定められた対GNI比0.7%の目標を達成することはできていない(ベルギー外務省開発総局(DGD))。

2. 重点施策

ベルギーは、1999年ベルギー国際協力に関する法律、および2003年閣議決定により、援助対象国を、世界の最貧国、または歴史的に関係の深いパートナー国に絞り、18か国・地域(うち、13か国がアフリカ)を対象とし、戦略的に援助活動を実施している。援助予算全体の約42%以上がアフリカ地域に向けられており、中でも、特に関係の深い大湖地域(コンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルンジ)に対する援助の占める割合が高い。コンゴ民主共和国に対する援助が最大であり、援助予算全体の約22%を占めている(2010年)。

また、分野面については、上記法律により、①基本的医療、②教育と訓練、③農業と食の安全、④基本的インフラの整備、⑤紛争予防と社会統合、の5分野に絞られている。さ

らに、これら5分野を横断するものとして、①ジェンダー、②環境、および③社会経済に係る視点、を重要視している。

実施体制

1. 総論

ベルギー外務省開発総局(DGD)が援助政策の企画立案、評価等を実施しており、外務大臣と同格の開発協力大臣が、DGDの補佐の下、援助政策の基本的枠組みを決定している。また、ベルギー技術協力公社(BTC)が実施機関としてその役割を担っている。

政府開発援助を担当しているDGDスタッフは、在外公館勤務職員を含め約260名(2011年6月現在)。実施機関であるBTCは、海外勤務者を含め657名(2010年12月現在)。

援助対象国の在外公館に配置されている国際協力アタッシュェは、政府間援助プロジェクト、多国間協力プロジェクト等の責任者として、関係者間のコーディネート等の業務を行っている。

2. 実施機関

援助の実施は、1998年の法律により設立されたBTCに委ねられており、ベルギー政府は、同公社の運営を管理する立場にある。ベルギー政府による政府間援助プロジェクトは、同公社が実施する全プロジェクトの87%を占めている。また、同公社は、ベルギー政府のみならず、欧州委員会、世界銀行等とも共同で経済協力プロジェクトを実施している。なお、同公社は、20か国で200以上のプロジェクトを実施しており、主な援助スキームは、プログラム支援、援助対象国政府に対する資金協力等である。

3. NGOとの関係

2009年、ベルギー政府とNGOの間で、政府およびNGOが実施する援助活動をより効果的に実施するための合意が結ばれた。合意の内容は、DGDは、NGO関連の支出(プロジェクトを通じた支出、補助金等)を、2011年から毎年3%ずつ増加すること、少なくとも年2回はNGOとの間で政策について議論する場を設けること等となっている。また、NGOの質と専門性を高めること等を目的に、NGOの援助活動を評価するための指針も定められている。

注：同法では、ベルギーの政府開発援助の目的を、貧困の削減による持続可能な人間開発、民主主義および法の支配の発展および確立、人間の尊厳、人権および基本的自由の尊重に向けた貢献である旨定めている。

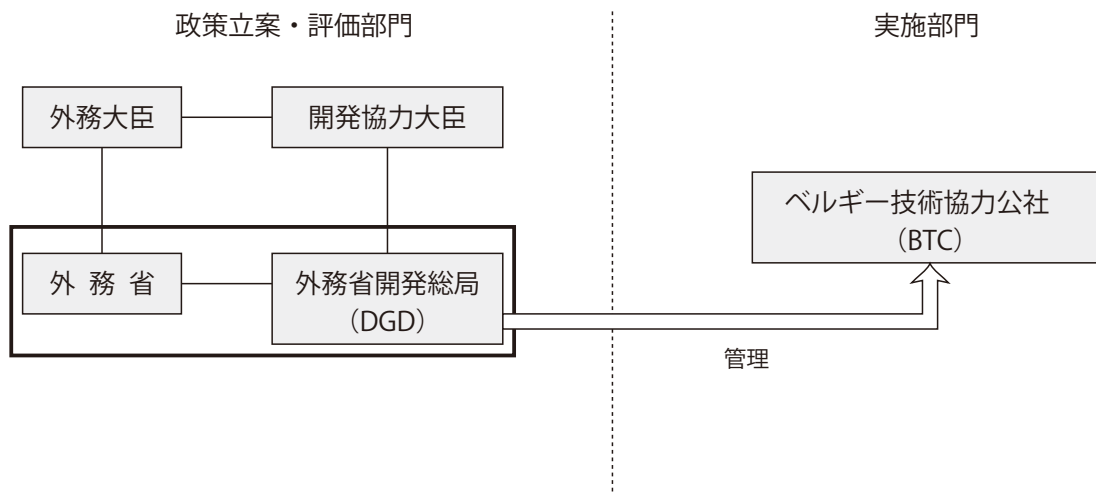
● ホームページ

- ベルギー外務省開発総局 (DGD) : http://diplomatie.belgium.be/en/policy/development_cooperation/
白書・年次報告書は上記アドレスの“Publications and

documentation”の項目から閲覧可能。

- ベルギー技術協力公社 (BTC) :
<http://www.btcctb.org/en/home>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

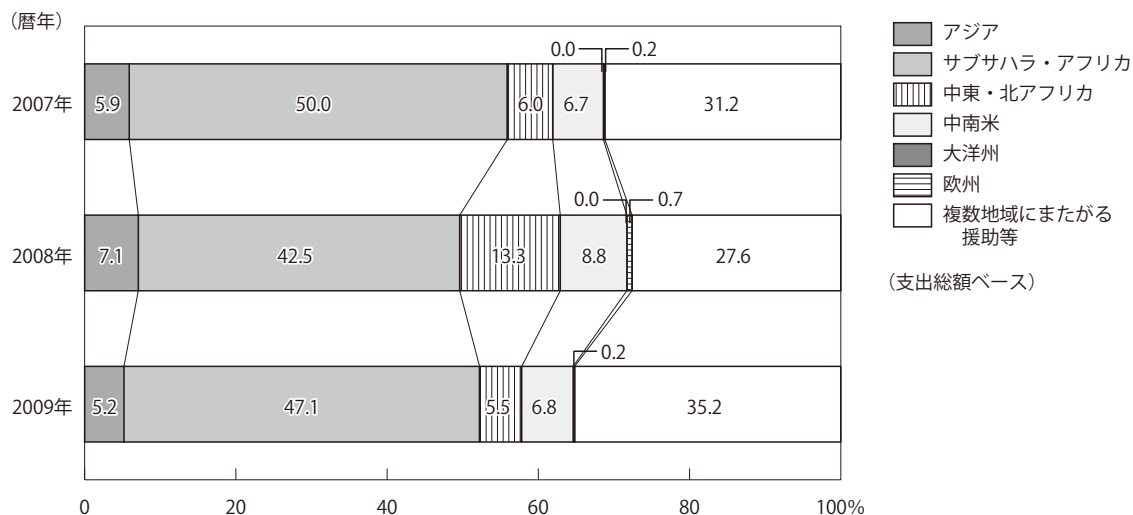
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	コンゴ民主共和国	209.77	17.0	1	コンゴ民主共和国	174.38	12.7	1	コンゴ民主共和国	177.02	11.2
2	カメルーン	87.76	7.1	2	イラク	103.76	7.5	2	ルワンダ	82.19	5.2
3	ルワンダ	42.52	3.4	3	ルワンダ	65.24	4.7	3	トーゴ	62.40	3.9
4	ブルンジ	26.34	2.1	4	ブルンジ	58.16	4.2	4	ブルンジ	52.19	3.3
5	モザンビーク	23.40	1.9	5	[パレスチナ自治区]	30.33	2.2	5	コートジボワール	37.68	2.4
6	セネガル	22.75	1.8	6	ペルー	29.81	2.2	6	ケニア	28.38	1.8
7	[パレスチナ自治区]	19.74	1.6	7	ベトナム	27.77	2.0	7	ニジェール	26.32	1.7
8	ベトナム	19.48	1.6	8	モザンビーク	25.87	1.9	8	ベナン	25.58	1.6
9	マリ	19.36	1.6	9	マリ	23.40	1.7	9	ボリビア	24.80	1.6
10	エクアドル	19.14	1.5	10	ベナン	21.92	1.6	10	ベトナム	24.22	1.5
10位の合計		490.26	39.6	10位の合計		560.64	40.7	10位の合計		540.78	34.1
二国間援助合計		1,237.57	100.0	二国間援助合計		1,376.05	100.0	二国間援助合計		1,585.06	100.0

出典: DAC統計

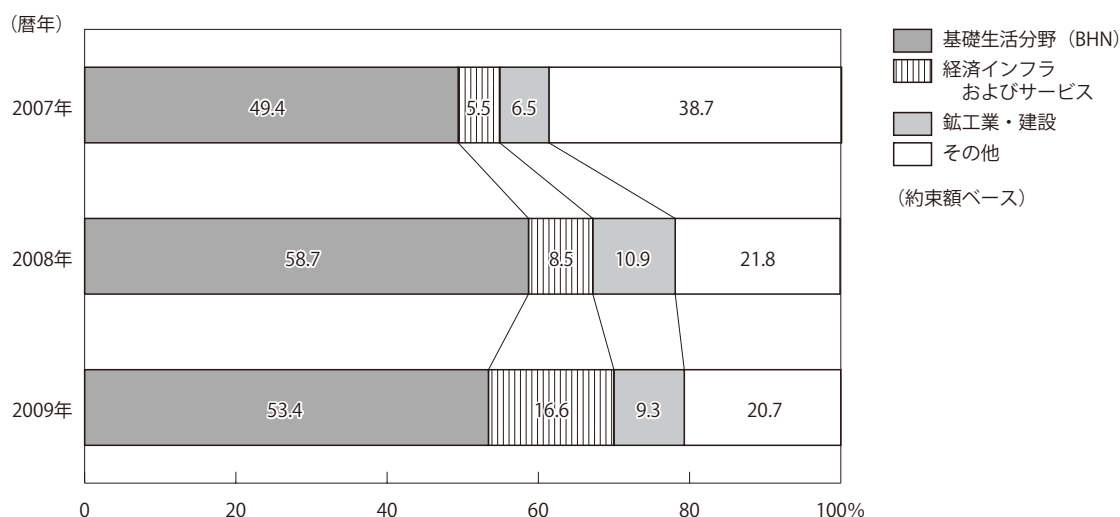
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



援助政策等

1. 基本政策

デンマークは、ミレニアム開発目標(MDGs)で掲げられた「政府開発援助の対GNI比0.7%」を達成している数少ない国の一つである。前政権以来の「政府開発援助予算が対GNI比0.8%を下回らないことを保証する」との方針が踏襲されており、2010年度は対GNI比0.9%である。

2000年に作成され、実施されてきた長期的なデンマーク開発協力戦略「パートナーシップ2000」の後継として、2010年6月、デンマーク政府は新開発協力戦略「貧困からの解放－変革のための自由(Freedom from Poverty – Freedom to Change)」を打ち出した。同新戦略では、引き続き貧困削減をその中核としつつ、以下5分野を優先的政策対象として明記している。政府は、これら優先的5分野への開発協力につき今後具体的な実施計画の作成や予算配分を行うとしている。

- ① 自由、民主主義、人権
- ② 成長と雇用
- ③ ジェンダーの平等、女性の権利
- ④ 脆弱国家、紛争被害国家
- ⑤ 持続可能な開発(環境と気候変動)

デンマーク外務省は毎年、今後5年間を展望した援助活動方針を改訂・発表している。2011年8月に発表した2012～2016年の「デンマーク開発援助に関する政府優先課題」は、「貧困からの解放－変革のための自由」実施に重点を置いている。

2. 援助対象地域

2010年度の政府開発援助実績における二国間援助の比率は約71%である。2010年実績の地域向け援助の約60%が対アフリカ援助である。政府は2009年5月に発表された政府主導の「アフリカ委員会」報告書(民間セクター促進による成長と雇用促進によってアフリカの貧困を削減すべしとの勧告を出した)のフォローアップとして、引き続き

対アフリカ援助を増強する計画である。

これまでデンマークのパートナー国(開発援助対象国)は26か国であったが、より少ない国および機関に対するより強力な関与はより良い成果、そして新たな取組の余地を生むとの立場から、パートナー国の絞り込みを実施中である。既にザンビア、ベナン、カンボジア向け援助を段階的に廃止し、ベトナム、ブータン、ニカラグア、ボリビアに対する援助の段階的廃止を実施中である。この結果、デンマーク開発援助のパートナー国数は19か国になる予定。またこの措置により生じる余剰資金は、デンマークのより強力なアフリカ関与に振り向けられる。

実施体制

デンマーク外務省は2009年6月に大幅な機構改革を行い、従来の北総局・南総局の2本立ての組織は、地域および案件ごとの局(Center)型組織に再編された。外務省には外務大臣のほか、開発協力大臣がおり、援助政策の立案から実施までは開発協力大臣の責任の下で一元的に担当されている^(注)。デンマークの開発協力活動はDANIDA(Danish International Development Assistance)のブランド名で総称されている。開発援助に係る優先課題等全体戦略の立案は、外務省開発政策局(Center for Development Policy)が中心となっており、個別事業案件の計画・実施は在外公館(援助対象国に所在する大使館、国際機関代表部)に権限が委譲されている。これにより、被援助国やドナー国との密接な対話が保たれ、柔軟な調整・協調、適時の判断が可能となることから、援助の効率向上につながっている。

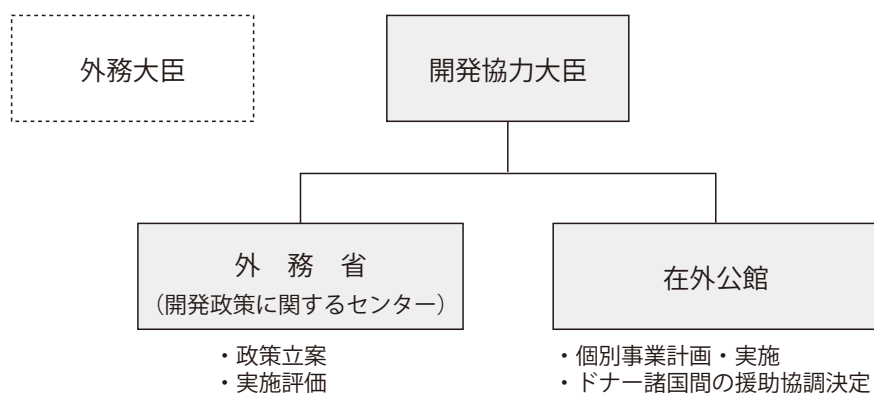
デンマークはNGOの活用にも積極的で、援助総額の約6.7%がデンマークのNGOを通じて実施されている。

● ホームページ

- ・デンマーク外務省：<http://www.um.dk/en>
(政府開発援助年次報告書、評価報告書等閲覧可能)

注：2011年10月、外務省は、外務、開発協力のほか、欧州と貿易・投資の2つの閣僚ポストを増設した。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

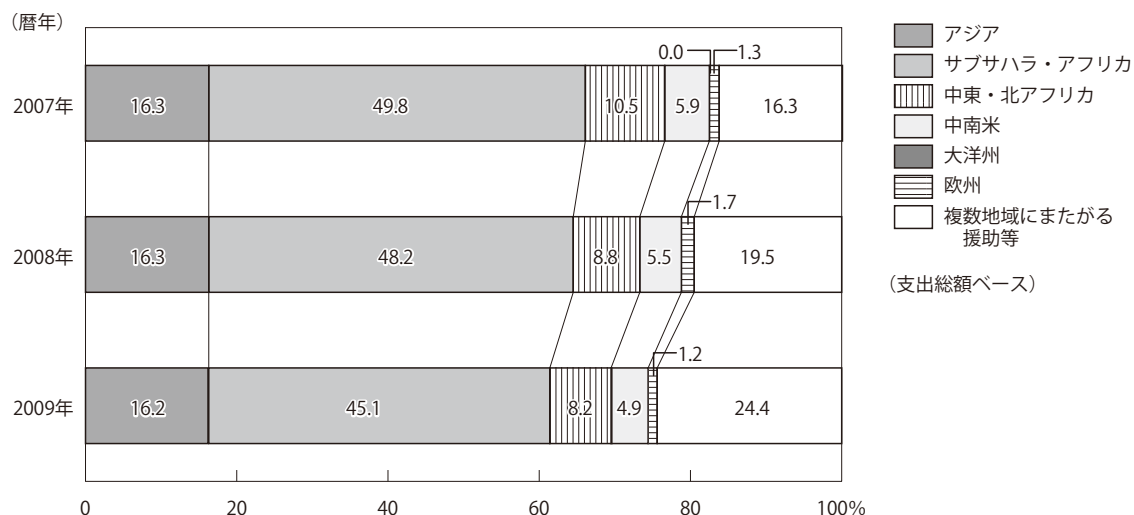
(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ウガンダ	109.85	6.7	1	タンザニア	119.24	6.5	1	タンザニア	106.85	5.6
2	ナイジェリア	95.64	5.8	2	モザンビーク	87.28	4.8	2	モザンビーク	104.54	5.5
3	モザンビーク	92.39	5.6	3	ウガンダ	82.58	4.5	3	ウガンダ	93.47	4.9
4	タンザニア	90.07	5.5	4	ナイジェリア	81.56	4.5	4	ガーナ	88.14	4.6
5	ベトナム	82.54	5.0	5	ベトナム	80.34	4.4	5	アフガニスタン	86.01	4.5
6	ガーナ	72.13	4.4	6	ガーナ	77.85	4.3	6	ベトナム	67.58	3.5
7	ザンビア	49.85	3.0	7	ケニア	59.31	3.2	7	ケニア	59.79	3.1
8	ネパール	49.48	3.0	8	アフガニスタン	50.38	2.8	8	ベナン	51.36	2.7
9	ケニア	46.90	2.8	9	ベナン	48.15	2.6	9	ザンビア	47.82	2.5
10	ベナン	44.64	2.7	10	エジプト	47.42	2.6	10	バングラデシュ	47.41	2.5
10位の合計		733.49	44.4	10位の合計		734.11	40.2	10位の合計		752.97	39.5
二国間援助合計		1,650.52	100.0	二国間援助合計		1,828.33	100.0	二国間援助合計		1,905.45	100.0

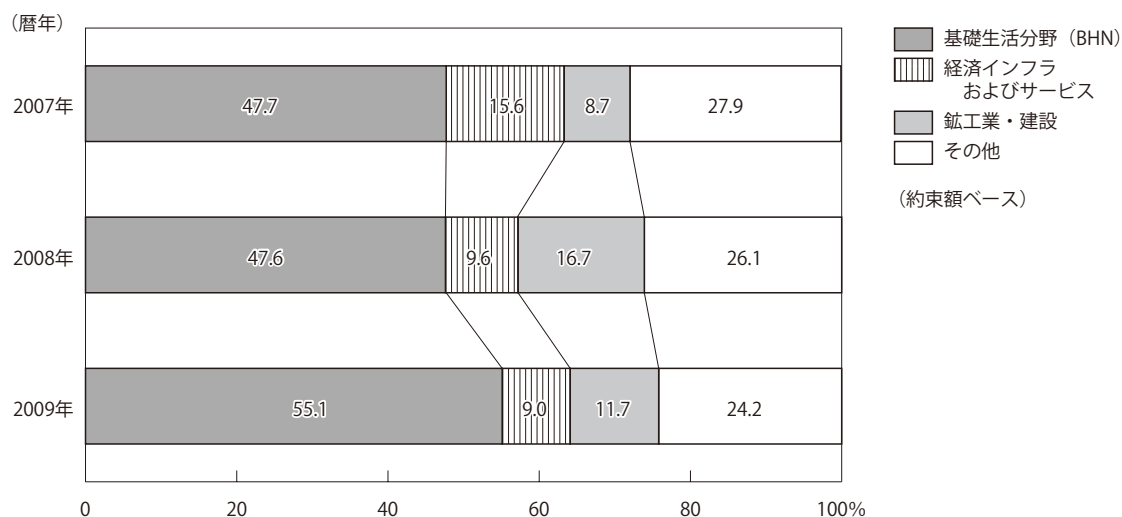
出典：DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



14 スイス

援助政策等

スイス政府の援助政策は、外交政策を達成するための重要な手段の一つである。そのため政府が作成する「外交政策報告書」には、その時々国際情勢を踏まえた援助政策の基本方針等に関する記述が含まれる。スイス政府の援助政策の法的根拠は、「世界の困窮および貧困の緩和、人権の尊重、民主主義の促進、人民の平和的な共存および自然の生活基礎条件の維持」に対するスイスの貢献につき定めるスイス憲法(第54条2)、「国際開発協力・人道援助法」、「東欧協力法」等に求められる。

分野別に見た場合の最優先分野は、「貧困の削減」である。これは、貧困こそが、国際社会が直面する多くの問題の根源であるとの理解に基づいている。スイス政府は、貧困削減を目指して最大限の効果を上げるべく、援助政策上重要であり、かつ、スイスが知見を有する次の分野において重点的な取組を行っている。

①食料安全保障、②気候変動・環境問題、③水問題、④保健問題、⑤教育問題、⑥移民問題、⑦法の支配および民主化の促進、⑧ガバナンスの向上、⑨就業支援、⑩紛争の予防、⑪男女平等

政策実施に係る実務上の観点から優先地域・活動内容をまとめれば次のとおり。

- (1) 「地域協力」…中東、アフリカ、アジアおよび中南米を対象に実施。重点対象国を12か国に絞り込み、有限の資源を集中的に投入している。
- (2) 「地球規模の課題に関する協力」…国連の諸機関や世界銀行等との協力の下、主として気候変動問題、食料安全保障、移民問題の分野で政策を実施している。
- (3) 「人道支援」…自然災害発生時等の直接支援や、人道分野で活動する援助機関に人的・資金的支援を行うことを通じ、人命救助や困窮の緩和に努めている。
- (4) 「東方協力」…西バルカン地域や旧ソ連諸国の民主化等を支援。拡大EUにおける社会的・経済的格差の是正のため、新規EU加盟国に対する支援も実施している。

2010年のODA予算総額は23億4,810万フランで、国民総所得(GNI)比は0.41%であったが、2011年2月、連邦議会が2011年および2012年のODA予算を6億4,000万フラン増額することを決定したため、2012年のGNI比は0.46%まで上昇する見通しである。政府および議会は、国連によるODA予算のGNI比0.7%への引き上げ要請を真摯にとらえ

ているが、短期間で達成は難しいとの認識であるため、当面の目標を2015年までにGNI比0.5%の達成に設定している。

実施体制

1. スイス政府における実施体制

- (1) スイス政府において援助政策の総合調整機能を司るのは、スイス外務省に所属する「開発協力局」(SDC: Swiss Agency for Development and Cooperation。ドイツ語略称のDEZAと呼ばれることも多い)である。SDCには、国内および国外(50か国以上に連絡事務所を設置)合わせて約600名の政府職員および約1,000名の現地職員が所属しており、2011年の年間予算は17億3,000万フランである。

(ホームページ: <http://www.deza.admin.ch>)

- (2) SDCと並び政府部内で重要な役目を果たすのはスイス経済省に属する「対外経済庁」(SECO: State Secretariat for Economic Affairs)である。SECOは、市場経済に基づく持続的な経済発展の促進および援助対象国の国際経済システムへの統合を主眼に、主としてマクロ経済の観点からの政策改革支援、インフラ整備プロジェクト、貿易・投資分野における各種支援等を行っている。

(ホームページ: <http://www.seco.admin.ch>)

- (3) 上記のほか、具体的な援助内容に応じ、SDCは、環境庁、難民庁、保健庁、農業庁、司法庁等といった政府関係部局とも緊密に連携している。
- (4) なお、政府における援助政策の企画・立案に際しては、「国際開発協力のための審議会」(Advisory Committee on International Development Cooperation)も連邦政府への諮問機関として重要な役目を果たしている。1977年の政令に基づき設置された同審議会は、政界、民間経済界、学界、報道関係者およびNGO関係者といった幅広い分野からの代表者約20名で構成され、基本的に年5回ベルンで審議を行っている。

2. 非政府団体

- (1) スイス政府にとって援助政策の実施において最も重要な外部組織と位置付けられているのは、スイスの六大NGO(SWISSAID、BREAD FOR ALL、CARITAS、

FASTENOPFER、HELVETAS、HEKS) が連携し結成したアンブレラ組織「アリアンス・シュド」(Alliance Sud)である。なお、個別具体的な援助プロジェクト等の実施に際しては、同組織は、さらにスイス国内外の多くの協力団体・組織と連携している。

(ホームページ：www.alliancesud.ch)

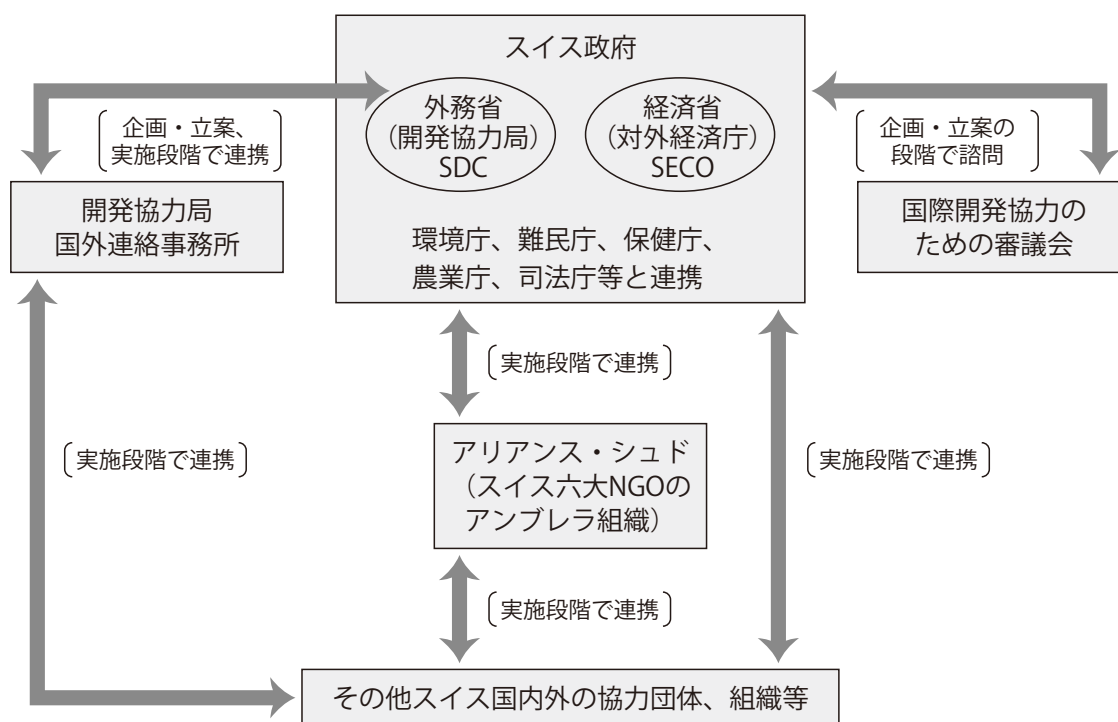
- (2) その他、案件次第では、大学や研究所等といった専門知識を有する機関、各州政府に属する公共団体、民間経

済団体等との協力も行われている。

3. 実施後の評価等

SDCは、開発協力事業等の事後評価を行う際のガイドラインや評価結果をホームページ上で公開している。また、SDCとSECOは、スイス政府の援助政策につき共同で年次報告書を作成し、一般に公開している。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

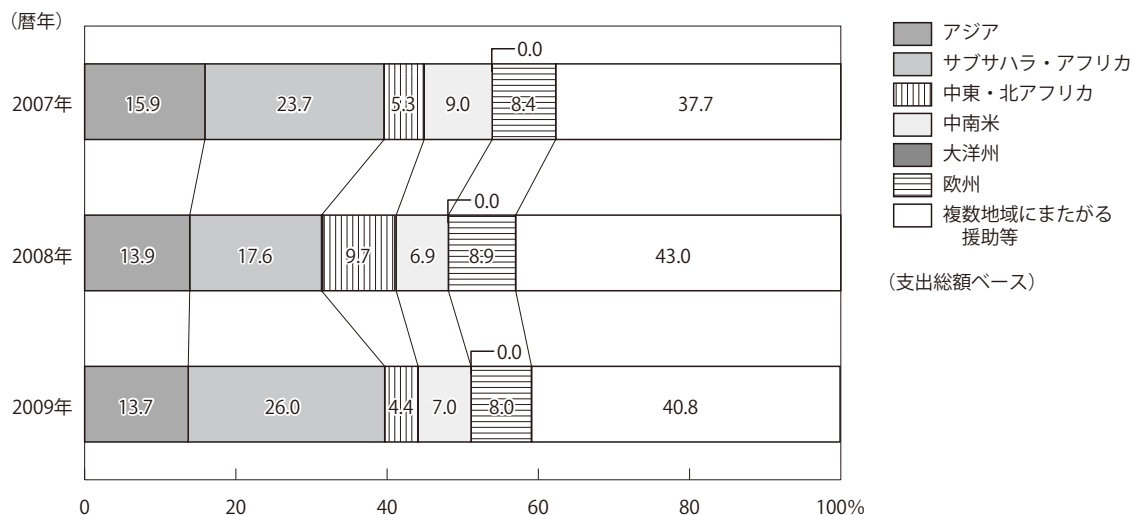
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	セルビア	47.27	3.7	1	イラク	90.37	5.8	1	トーゴ	158.94	9.1
2	カメルーン	32.54	2.6	2	セルビア	55.85	3.6	2	コソボ	44.99	2.6
3	モザンビーク	24.23	1.9	3	タンザニア	27.73	1.8	3	タンザニア	26.97	1.5
4	タンザニア	24.03	1.9	4	ベトナム	25.02	1.6	4	ネパール	24.46	1.4
5	シエラレオネ	23.93	1.9	5	モザンビーク	23.85	1.5	5	モザンビーク	24.16	1.4
6	ブルキナファソ	20.32	1.6	6	ネパール	22.50	1.5	6	ブルキナファソ	23.72	1.4
7	バングラデシュ	20.13	1.6	7	ブルキナファソ	20.81	1.3	7	バングラデシュ	22.91	1.3
8	ベトナム	20.03	1.6	8	[パレスチナ自治区]	18.33	1.2	8	ペルー	22.23	1.3
9	アフガニスタン	19.69	1.6	9	ニカラグア	18.10	1.2	9	ベトナム	21.75	1.2
10	ニカラグア	19.51	1.5	10	バングラデシュ	17.88	1.2	10	[パレスチナ自治区]	20.38	1.2
10位の合計		251.68	19.9	10位の合計		320.44	20.7	10位の合計		390.51	22.3
二国間援助合計		1,263.31	100.0	二国間援助合計		1,550.19	100.0	二国間援助合計		1,750.60	100.0

出典: DAC統計

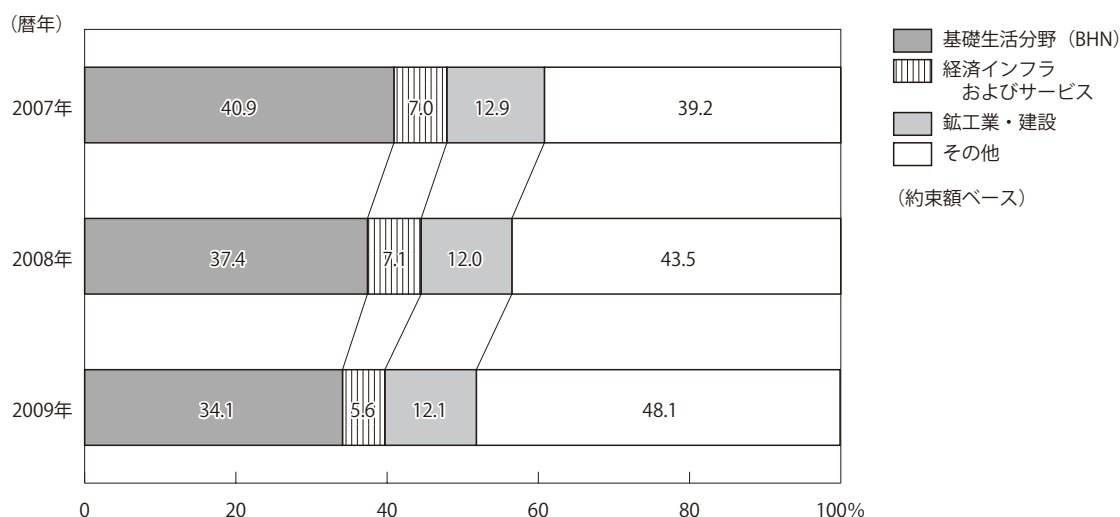
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



援助政策等

フィンランドは、開発政策を外交・安全保障政策の不可欠な一部として位置付け、経済的・社会的・生態学的に持続可能な開発を通じた貧困撲滅への貢献を目指している。これは、貧困削減が、紛争予防および包括的な安全保障の最も効果的な手段であるとの考えに基づいている。

開発援助に係る基本法はないが、外国貿易・開発大臣の主導により策定される政府開発政策綱領が、開発援助の基本方針となる。2007年10月に採択された政府開発政策綱領は、フィンランドが、ミレニアム開発目標 (MDGs) に従い、貧困撲滅、および経済的・社会的・生態学的に持続可能な開発を促進することを定める。優先事項は、生態学的に持続可能な開発および気候変動対策であり、近年では食料安全保障の観点から、農業・農村開発支援を強化する方針も採用されている。

援助規模については、政府は、2015年までの政府開発援助 (ODA) 額の対GNI比0.7%達成を目標とし、これに向けた着実な漸増を図っている。2011年ODA予算額は、同年のGNI見込額の0.58%に相当する10億7,400万ユーロである。

フィンランドのODAの特徴は、多国間援助 (国際機関・EU経由の援助)、NGO支援および人道支援の占める割合が高く、直接の二国間援助が比較的少ないことである。また、国際機関・NGOへの拠出および二国間の贈与がODAの大半を占め、有償資金協力は行っていない。2009年ODA総額に対する割合は、多いものから順に、国際機関 (欧州開発基金を含む) への拠出26%、特定国・地域に対する二国間援助24%、EU開発援助予算への拠出12%、NGO支援9%、人道支援8%であった。

地域別に見ると、EUの公約および上記の政府開発政策綱領にのっとり、対アフリカ援助額、特にサブサハラ・アフリカの最貧国に対する援助の割合が増加している。2009年の実績では、アフリカが二国間援助総額の39%、次いでアジアが22%を占めた。

二国間援助においては、近年、一般財政支援、セクター別財政支援およびイママークなしの基金への貢献の比率が増加傾向にある。また、二国間援助においては、8か国の長期パートナー国 (エチオピア、ケニア、モザンビーク、ネパール、ニカラグア、タンザニア、ベトナム、ザンビア)、および危機からの回復途上にある5つのパートナー国・地域 (アフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、スーダン、パレスチナ自治区) を指定し、特定国・地域を対象を限

定した、集中度の高い援助を行っている。

実施体制

フィンランドは、独自の開発援助実施機関を持たず、外務省がODAの政策立案・実施を所掌する。外務省に所属する開発大臣が開発協力の担当大臣である。ただし、ODAの中には、財務省がEU開発援助予算を、内務省が難民受入れの費用を担当するなど、他省庁の所掌事項も一部あり、外務省はODA予算全体の約75%を所管している。政府は、国会外務委員会に対し、開発協力政策・履行状況を報告する義務を有する。

外務省は、二国間援助、国際機関を通じた援助、NGO支援および人道支援を実施する。外務省内では、開発政策局が開発協力政策全般の企画・立案を行い、官房局との協議により予算計上を行う。二国間援助は、開発政策局および地域局間の調整を通じて企画・実施され、各パートナー国・地域に対する国別援助戦略も両局間の協議を通して作成される。NGO支援および人道支援は、それぞれ開発政策局内のNGO課および人道支援課が担当している。なお、NGOに対する補助金の供与は、任意政府譲渡法 (2001年施行) に依拠して行われ、NGOの管理においては、管理手続法 (2003年施行) が遵守される。

二国間援助の方針は、外務本省により決められるため、在外公館への権限移譲の程度は低いといえる。しかし、在外公館の開発協力担当職員は、NGO等の市民団体に対する「現地協力基金」と呼ばれる無償資金協力を約70か国で実施し (本基金の2010年予算は、約1,300万ユーロ)、国際・現地NGOとの調整に従事しているほか、近年増加している一般財政支援・セクター別財政支援に関する被供与国政府・ドナー間の会合に積極的に参加している。

ODA評価については、外務省内に開発政策局とは独立して設置されている開発評価課が評価を行い、評価報告書を随時発行している。

外務省は、毎年、「フィンランド開発協力」と題する年次報告書 (英語版) を発行しているほか、テーマ別のパンフレットや評価報告書を英語で発行している。これらの報告書・パンフレットは、いずれも外務省ホームページ上で閲覧可能である。

● ホームページ

・フィンランド外務省: <http://formin.finland.fi>

(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	タンザニア	36.65	6.3	1	タンザニア	42.79	6.2	1	タンザニア	55.65	7.0
2	モザンビーク	32.88	5.6	2	モザンビーク	40.24	5.8	2	モザンビーク	42.77	5.4
3	ベトナム	26.78	4.6	3	ベトナム	28.77	4.2	3	アフガニスタン	28.04	3.5
4	ニカラグア	23.61	4.0	4	アフガニスタン	26.07	3.8	4	ベトナム	26.30	3.3
5	ザンビア	21.21	3.6	5	ニカラグア	17.49	2.5	5	ザンビア	24.52	3.1
6	アフガニスタン	19.16	3.3	6	ネパール	17.22	2.5	6	エチオピア	23.49	3.0
7	スーダン	16.96	2.9	7	セルビア	16.81	2.4	7	ネパール	19.95	2.5
8	ケニア	13.53	2.3	8	ザンビア	16.51	2.4	8	ケニア	18.17	2.3
9	ネパール	12.31	2.1	9	ケニア	16.34	2.4	9	ニカラグア	15.11	1.9
10	ソマリア	12.12	2.1	10	エチオピア	15.99	2.3	10	[パレスチナ自治区]	13.79	1.7
10位の合計		215.21	36.8	10位の合計		238.23	34.4	10位の合計		267.79	33.8
二国間援助合計		584.07	100.0	二国間援助合計		693.16	100.0	二国間援助合計		791.17	100.0

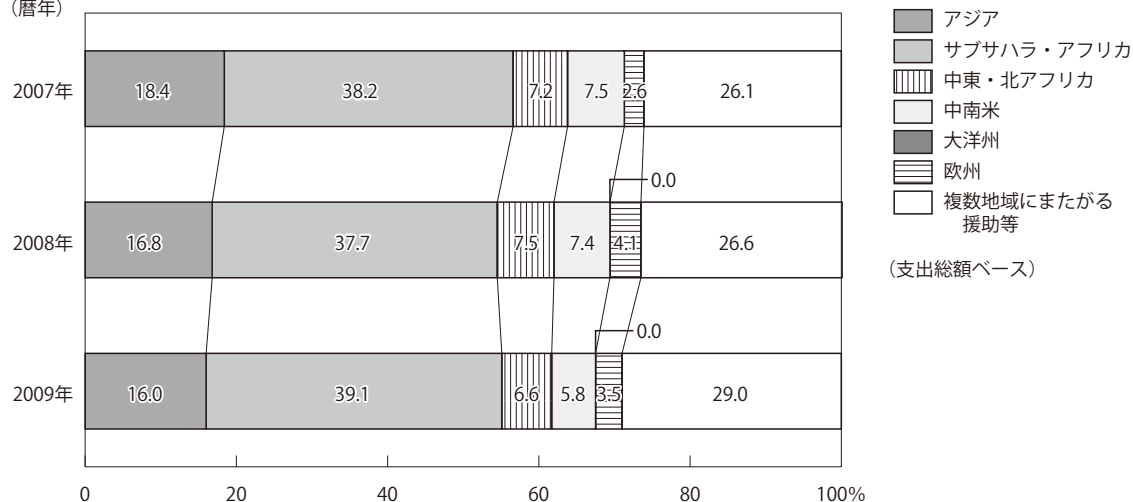
出典: DAC統計

* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

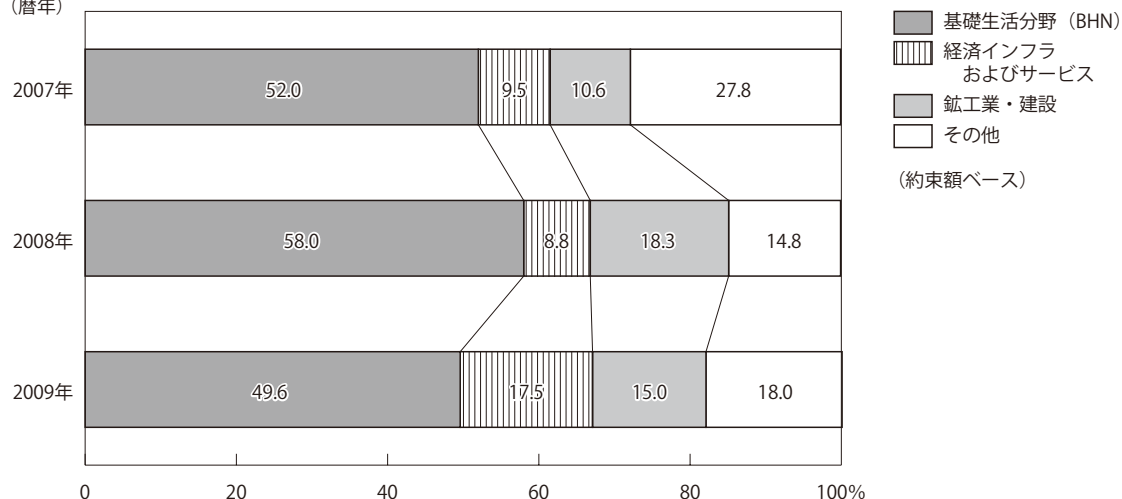
(2) 地域別割合の推移(外務省分類)

(暦年)



(3) 分野別割合の推移

(暦年)



援助政策等

1. 枠組み

オーストリア政府開発援助 (ODA) の根拠法は連邦開発協力法 (2002年に採択、2003年に一部改正)。同法は、オーストリアODAの包括的な目標を①貧困削減、②平和と安全の確保、③環境の保護、と定めている。

欧州・国際問題省は「3か年開発援助プログラム」により、オーストリアODAの基本方針や戦略的枠組みを定義。同政策は毎年閣議決定により改訂され、政府全体の指針となるが、特に欧州・国際問題省の監督下にあるオーストリア開発庁 (以下、「ADA」) の開発協力実施計画としての役割を果たす。

なお、オーストリアではODAの執行主体・予算が一元化されておらず、連邦レベルでは各省が自律的に行っている実態があり、拠出額では財務省を筆頭として、外務省 (とその監督下にあるADA) やその他の省が続く。また9つの州と市町村も独自にODAを実施している。連邦政府はこれらの実績を総合して経済協力開発機構開発援助委員会 (DAC) に報告している。

2. 近年の問題意識と方向性

欧州・国際問題省は、様々な公的機関が関与するオーストリアODAの一層の集中とバイ・マルチ支援相互のシナジーを図り、かつ外交政策上の重点分野とも関連付けることを提唱。具体例として、武力紛争における文民保護のための安保理決議1894の履行が挙げられ、また、EU、世界銀行といったマルチの機関への拠出を見直し、これらの機関によるODA政策にオーストリアとして積極的に関与していくことが目標とされている。

一方、欧州・国際問題省が主体的に進める二国間ODAの重点分野は、ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成の文脈にてエネルギー、水および平和・安全とされている。

3. 実績 (2009年のもの。数値はDAC発表に基づく)

(1) 規模

2009年のODA実績は総額11億4,200万米ドル (8億2,000万ユーロ) で、前年比33.4 (31.0) %の減少。対GNI比は0.3%にとどまっており、連邦政府は、同値を2015年までに0.7%に引き上げるとの国際公約を実現困難として見送ることを公言している。欧州・国際問題省は、厳し

い経済・財政状況を背景にODA予算も削減を余儀なくされる中で、NGOへの資金拠出を維持するため、ADAの再編や南東欧からのフェーズ・アウト、財政支援の抑制を推進することとしている。

(2) 主たる地域・分野

実績で見た被援助国の上位はイラク (3億3,900万米ドル)、ボスニア・ヘルツェゴビナ (3,300万米ドル)、トルコ (2,700万米ドル) と続く。なお、最新の「3か年開発援助プログラム」 (ADAのホームページ : <http://www.entwicklung.at/development-policy/austria/en/>を参照) は、二国間援助の優先地域を、アフリカ (アフリカ連合)、西アフリカ (西アフリカ諸国経済共同体)、南部アフリカ (南アフリカ開発共同体)、ドナウ圏、黒海沿岸地域、ヒマラヤ・ヒンドークシュ山脈および中米／カリブ海諸国としている。一方で優先国は、ブルキナファソ、エチオピア、ウガンダ、モザンビーク、モルドバ、コソボ、アルメニア、ブータン、ニカラグアとなっている。

分野別では債務救済、教育・医療衛生・人口、その他インフラ整備が上位を占めている。

実施体制

前述のようにオーストリアにおけるODAの主体は多様であるが、欧州・国際問題省が所管するODAは、ADAが民間セクター、具体的にはNGOや企業等と協力して実施することとなっている。ADAは有限会社の法人格を有し (100% オーストリア連邦政府の所有)、海外12か所に在外事務所を置く。ADAと民間セクターとの協力スキームとして、オーストリア系NGOが現地パートナーとの間でプロジェクトを実施する場合や、オーストリア企業が現地に子会社ないし合併会社を設立する場合、あるいは自らの事業に重要な原料や商品を確認する必要がある場合に資金供与が行われている。特に後者においては、ビジネス・マインドと開発協力の知見を総合することが期待されている。

(1) 政府開発援助上位10か国・地域

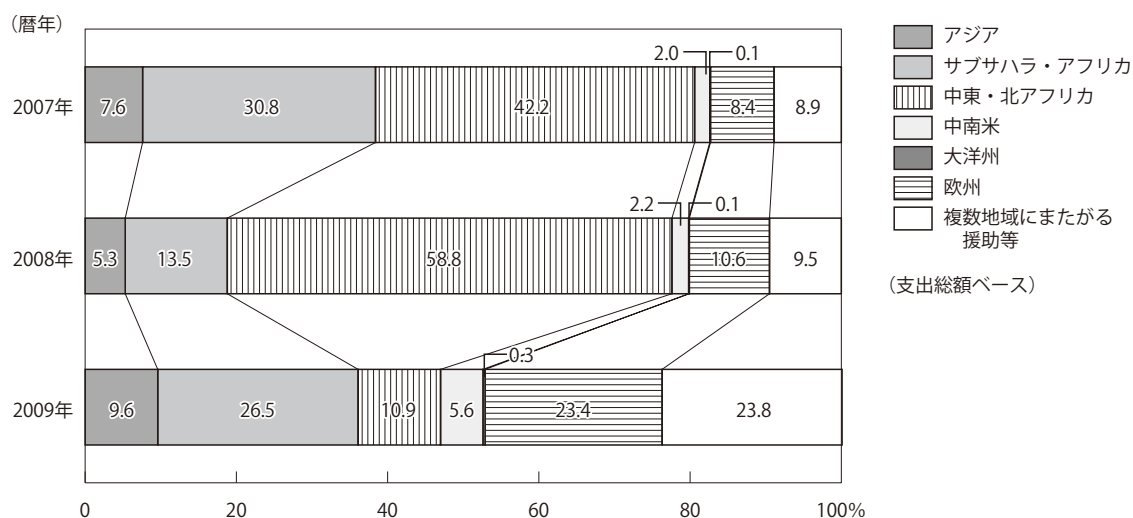
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	イ ラ ク	506.54	38.3	1	イ ラ ク	677.82	54.9	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	28.59	5.6
2	ナ イ ジェ リ ア	321.28	24.3	2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	38.00	3.1	2	ト ル コ	26.75	5.3
3	グ ル ジ ア	55.30	4.2	3	セ ル ビ ア	33.69	2.7	3	コ ソ ボ	21.40	4.2
4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	33.08	2.5	4	チ ャ ド	28.62	2.3	4	チ ャ ド	19.71	3.9
5	セ ル ビ ア	31.33	2.4	5	エ ジ プ ト	28.02	2.3	5	コートジボワール	17.75	3.5
6	エ ジ プ ト	26.15	2.0	6	ト ル コ	27.50	2.2	6	ト ー ゴ	14.58	2.9
7	ト ル コ	24.98	1.9	7	中 国	20.48	1.7	7	タ ン ザ ニ ア	12.96	2.6
8	中 国	18.07	1.4	8	ウ ガ ン ダ	14.23	1.2	8	中 国	12.93	2.5
9	ウ ガ ン ダ	10.26	0.8	9	モ ザ ン ビ ーク	12.69	1.0	9	エ チ オ ピ ア	12.66	2.5
10	ク ロ ア チ ア	8.82	0.7	10	エ チ オ ピ ア	9.75	0.8	10	セ ル ビ ア	12.40	2.4
10位の合計		1,035.81	78.2	10位の合計		890.80	72.2	10位の合計		179.73	35.4
二国間援助合計		1,324.27	100.0	二国間援助合計		1,233.59	100.0	二国間援助合計		507.09	100.0

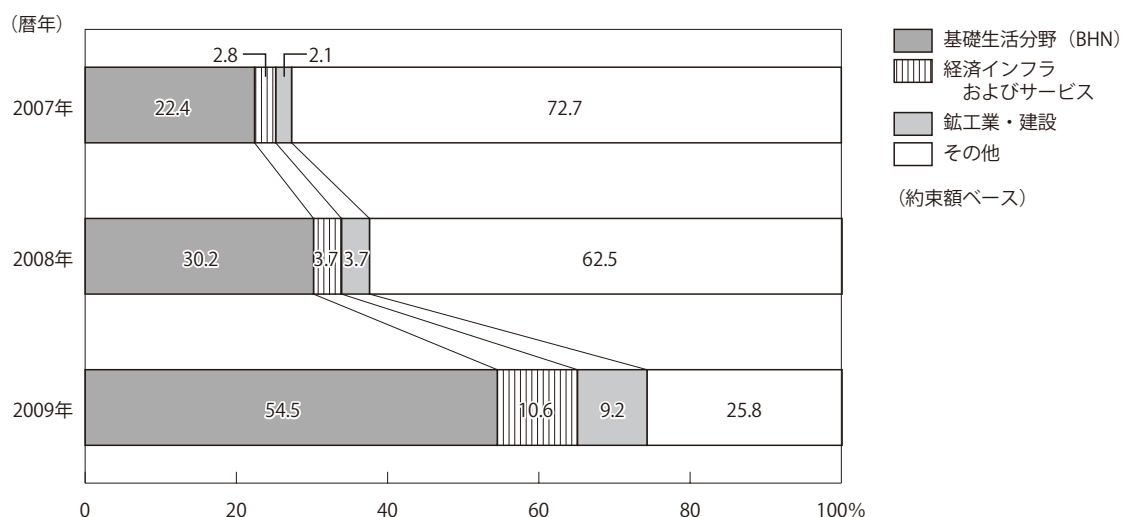
出典: DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移 (外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



援助政策等

1. 2010年韓国の政府開発援助現況

韓国政府は、2010年度に計約11.67億米ドルのODAを供与した。具体的には、二国間援助が8.9億米ドル、国際機関を通じた多国間援助が2.77億米ドルとなり、二国間援助のうち無償援助が5.66億米ドル、有償援助が3.23億米ドルとなった（金額はいずれも暫定値）。

〈2010年韓国のODA現況〉

（単位：百万米ドル、純支出基準）

	2009年	2010年（暫定）
ODA総額	816	1,167
二国間援助	581	890
－無償援助	367	566
－有償援助（EDCF）	214	323
多国間援助	235	277
ODA/GNI	0.10%	0.12%

出典：DAC統計

2. 重点地域・重点事項

(1) 2010年10月、韓国政府は初となるODA戦略報告書「国際開発協力先進化のための方策」を発表した。報告書によると、有償援助および無償援助において、それぞれ別々に指定していた重点協力国を統合し、新たに26か国を選定（対象国非公開）、ODAの選択と集中を強化した。当該国家には二国間援助の70%以上を集中する予定である（3年ごとに再検討）。

また、当面の予算配分をアジア（約55%、二国間援助ベース。以下同じ）、アフリカ（約20%）、中南米（約10%）、中東・CIS諸国（10%）、オセアニアおよびその他（5%）としている（5年ごとに再検討）。

(2) 同報告書によると、援助国の需要に合わせて、経済、保健医療、人的資源、行政・ICT、農漁業、建設、環境の8分野を指定し、当該分野を中心に援助政策を推進する予定である。また、すべての分野に係るものとして、低炭素グリーン成長、女性・人権などの分野を指定した。

3. 2010年主要成果

(1) DAC関連

韓国政府は、開発途上国の貧困減少と持続可能な開発に寄与することで人道主義を実現し、国際社会の平和

と安定を追求することをODAの基本精神とし、2010年1月1日に24番目のメンバーとしてDACに加盟した。また、2011年11月には釜山で、援助効果向上に関する第4回ハイレベルフォーラム（HLF-4:High Level Forum on Aid Effectiveness）が開催されるなど、国際社会における開発協力に関する議論において、主導的役割を果たすべく尽力している。

(2) イラク再建

韓国政府は、イラク再建支援のための国際社会の取組に参加するため、2003～2007年の間、計2.6億米ドルの無償援助を提供した後、2007年5月、エジプトで開催された「イラクとの国際協約（ICI: International Compact with Iraq）会議」の際、2008～2011年の間、計2億米ドル（有償・無償各1億米ドル）を追加支援することを決定した。今後、保健医療および教育を重点支援分野として支援を行っていく計画である。

(3) アフガニスタン再建支援

韓国政府は、2008年6月、パリ・ドナー国会議において、2009～2011年の間で総額3,000万米ドル規模の無償援助を行うことを発表したが、2010年中に支援額が約1億1,770万米ドルに達し、この目標を達成した。

2010年7月、パルワン州に韓国のアフガニスタン地方再建チーム（PRT:Provincial Reconstruction Team）の事務所が設置され、同州の地方再建業務を実施している。

(4) パレスチナ再建支援

韓国政府は、2007年12月、パレスチナ援助ドナー国会議の際、2008～2010年の間で2,000万米ドル規模の無償援助計画を、2009年3月、ガザ再建支援国際会議では2009～2010年の間で200万米ドル規模の無償援助支援に関する誓約を発表し、実際に経済開発研究所や技術高等学校などの建設事業、研修生の招請事業などを実施している。

(5) アフリカ開発のための韓国イニシアティブ

韓国政府は、アフリカの発展および国際社会のミレニウム開発目標（MDGs）達成に寄与すべく、2006年3月、「アフリカ開発のための韓国イニシアティブ」を発表するなど、対アフリカ支援を着実に拡大してきている。また、2009年11月、ソウルで開催された第2回韓・アフリカフォーラムでは、ここ3年間のアフリカ支援の成果を評価するとともに、アフリカ支援計画の第2段階として韓・

アフリカ開発協力基本構想を発表した。同構想に従い、2012年のアフリカに対するODAの規模は約2億米ドルになることが予想される。

(6) 戦略的多国間開発協力体制構築および履行

韓国政府は、国連開発計画 (UNDP)、^{ユニセフ} UNICEF等の主要な開発機関に対する寄与と協力を行っている。2010年12月には「UNDPソウル政策センター」が発足し、今後新興ドナー国間の政策協議および開発途上国の開発に寄与する知識センターとしての機能を遂行する予定である。また、UNICEFとは2009年に締結した基本協定に従い、人道的支援および開発分野におけるUNICEFとの協力関係を段階的に強化していくべく、取り組んでいる。たとえば、UNICEFを通じ、コンゴ民主共和国の基礎免疫強化事業およびバングラデシュの母子保健事業を新規に支援することを決定し、2010年にはKOICA (Korea International Cooperation Agency) とUNICEFとの間で協議議事録が採決された。

(7) アフリカ支援のための日韓協力

2010年にモザンビーク北部のナカラ港と内陸国のマラウィやザンビアを結ぶ道路案件において、日韓協調融資が実現した。

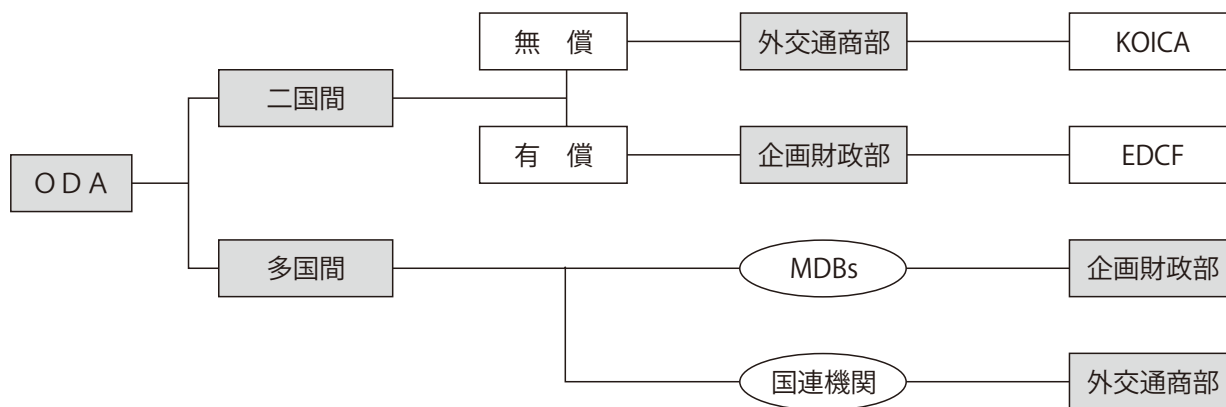
実施体制

韓国のODAは、開発途上国の貧困減少と持続可能な開発に寄与することによって、人道主義を実現し、国際社会の平和と繁栄を追求することを基本精神として運営されており、その規模は拡大する傾向にある。具体的には、ODA規模をGNI比で2012年0.15%、2015年までに0.25%へと拡大させる予定である。

韓国のODAは、大きく二国間協力と多国間協力に分けられ、二国間協力は、無償援助と有償援助からなっている。贈与に該当する無償資金協力と技術協力は、外交通商部の下での援助執行機関であるKOICAが実施し、有償援助は、企画財政部の下でのEDCF (Economic Development Cooperation Fund) で実施しているが、技術協力事業は、その他の政府部署および機関でも一部分担、実施している。

2009年12月には、国際開発協力に関する包括的な法律である、国際開発協力基本法が制定され、現在、有償・無償で二元化されている対外援助の政策的・一貫性・効率性を高めることを目指している。また、国務総理を委員長として2006年1月に設立した国際開発協力委員会では、2009年にODA先進推進計画を議決した。同計画は援助に対する評価体制の構築、国別支援戦略の樹立、アンタイド比率の向上などを主な内容としている。

援助実施体制図



・無償援助のうち、無償資金協力の場合KOICAが担当しているが、技術協力事業は、約30の政府省庁が分担している。

(1) 政府開発援助上位10か国・地域

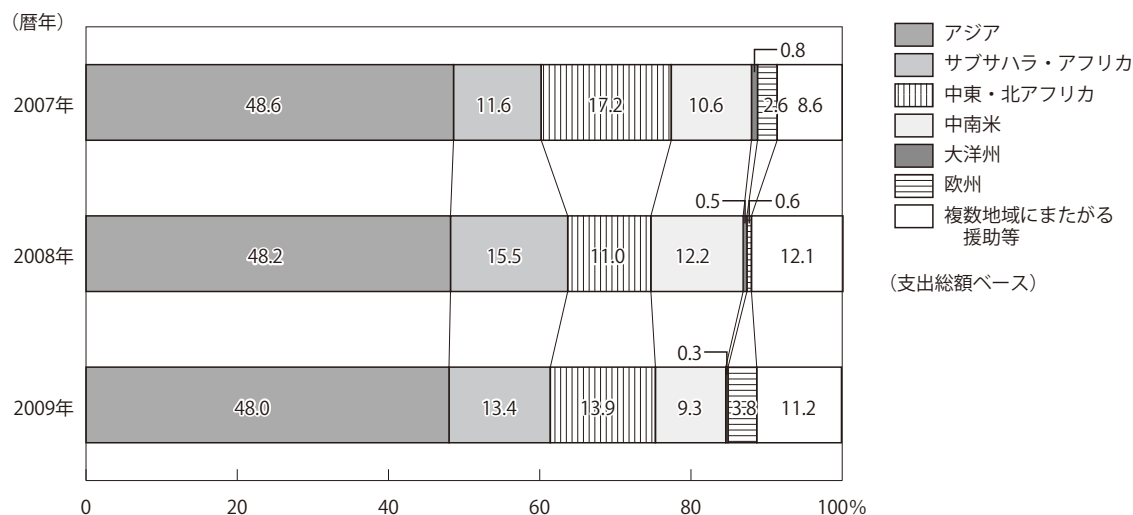
(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	イ ラ ク	53.62	10.9	1	ベ ト ナ ム	53.22	9.9	1	ベ ト ナ ム	57.53	9.9
2	カ ン ボ ジ ア	35.28	7.2	2	カ ン ボ ジ ア	34.66	6.4	2	モ ン ゴ ル	32.28	5.6
3	ス リ ラ ン カ	33.26	6.8	3	ア ン ゴ ラ	25.92	4.8	3	ア ン ゴ ラ	28.34	4.9
4	インドネシア	28.78	5.9	4	フィリピン	21.16	3.9	4	インドネシア	27.76	4.8
5	フィリピン	28.16	5.7	5	ス リ ラ ン カ	20.30	3.8	5	ラ オ ス	25.14	4.3
6	ベ ト ナ ム	24.67	5.0	6	インドネシア	18.94	3.5	6	ト ル コ	24.99	4.3
7	ラ オ ス	17.90	3.6	7	モ ン ゴ ル	16.47	3.1	7	アフガニスタン	24.09	4.1
8	ア ン ゴ ラ	17.41	3.5	8	中 国	15.69	2.9	8	フィリピン	22.07	3.8
9	モ ン ゴ ル	12.90	2.6	9	ドミニカ共和国	14.25	2.6	9	ネ パ ール	18.07	3.1
10	ペ ル ー	10.22	2.1	10	ヨ ル ダ ン	12.02	2.2	10	カ ン ボ ジ ア	17.05	2.9
10位の合計		262.20	53.5	10位の合計		232.63	43.1	10位の合計		277.32	47.8
二国間援助合計		490.54	100.0	二国間援助合計		539.21	100.0	二国間援助合計		580.59	100.0

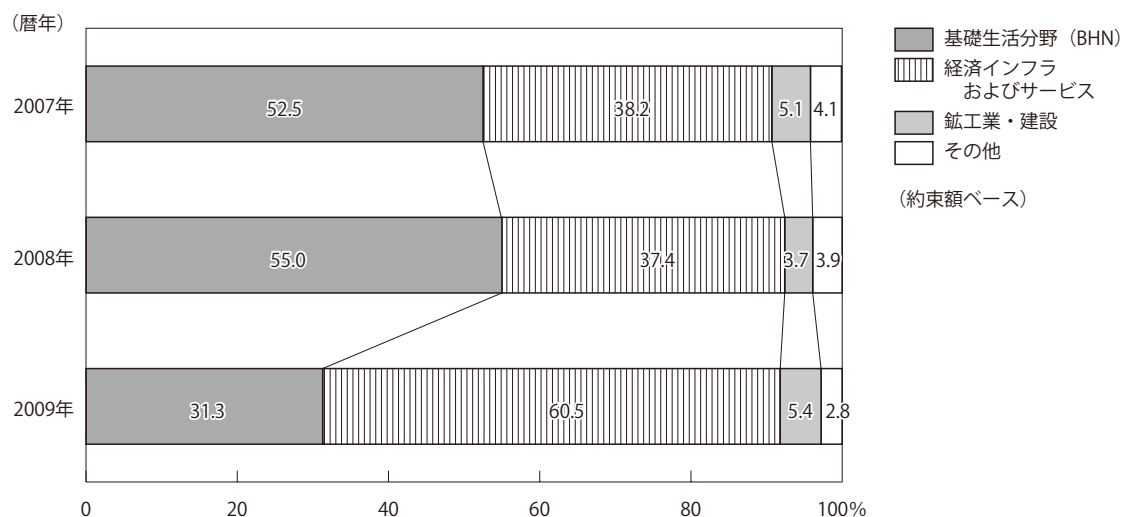
出典：DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



18 アイルランド

援助政策等

1. 基本政策

開発協力を外交政策上、不可欠な部分ととらえ、貧困削減を包括的な目標としつつ、「被援助国とのパートナーシップに基づくこと」、「アンタイドの支援」、「有効性の確保」、「説明責任」、「一貫性の確保」という方針を有している。

支援は、対象国へのプログラム支援、NGO等を通じた支援、緊急人道支援、国連などの国際枠組みを通じた支援等によって実施されている。

2011年3月に誕生した新政権は、これまでの援助の進捗よく状況を確認するとともに、開発協力に係る将来の方向性を定めるため、2006年に発表された白書に対するレビューを今後行うとしている。

2. 援助規模

政府は2015年までに対GNP比0.7%を開発協力に割り当てることを目標としており、2011年予算では6.89億ユーロを計上している(2010年の実績は6.71億ユーロ)。

(1) 主要分野

最重要課題は貧困削減。具体的には食糧対策、基礎教育、一次医療、安全な水といった人間の基本的ニーズの分野への対応を重視している。また、これらの分野へ補完する観点から、HIV/エイズ等の疾病対策、良い統治、気候変動、男女平等も重視している。

(2) 地域別・分野別

アフリカ、特にサブサハラ地域への援助を重視。支援額の約8割がアフリカ支援に向けられている。主要支援対象9か国(エチオピア、レソト、マラウイ、モザンビーク、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ベトナム、東ティモール)で主要な支援プログラムを展開しているほか、南アフリカ共和国、ジンバブエ、シエラレオネ、リベリアおよ

びパレスチナ自治区等で小規模プログラムを実施している。

3. その他

(1) NGOとの協力

ミレニアム開発目標(MDGs)達成等に向け、国内外のNGOとも緊密に協力。資金拠出のほか、支援方針策定に関与している。NGO支援予算は全予算の20%を超える。

(2) 日本との援助協調

2009年度にウガンダ北部において中等理数教科教員等研修プロジェクトを実施。

実施体制

援助を含む外交政策に係る責任は一義的に外務貿易大臣にあるが、特に援助担当の大臣として開発担当国務大臣が設置されている。その下で外務省開発協力局(通称:Irish Aid)が開発援助に係る政策立案・調整・実施を行っている(援助はIrish Aid職員(職員数:172名(国内:132名、海外:40名))のほか、NGO等によって実施されている)。また、外務次官や外務省関係部局長等によるハイレベルの運営委員会において他の外交政策との整合性や統合を図っている。

財政的には予算の約8割が外務省から、約2割が財務省や農業・漁業・食糧省などその他省庁から拠出されている。

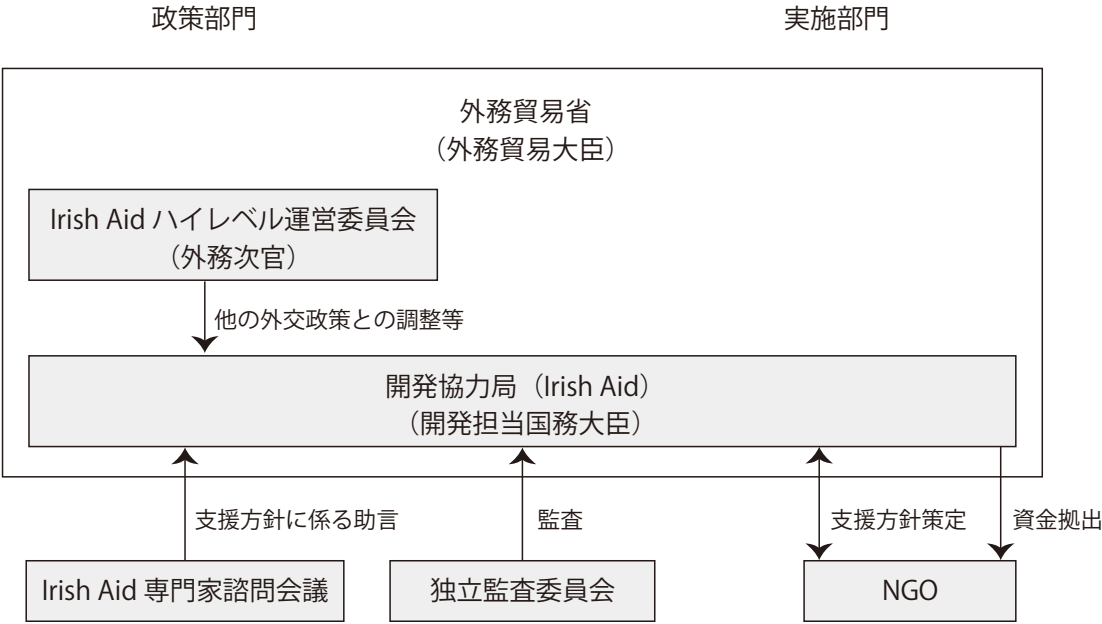
● ホームページ

- ・アイルランド外務省開発協力局(Irish Aid) :

<http://www.irishaid.gov.ie/index.asp>

白書は2006年9月に発表され、今後レビューが行われる予定。年次報告あり(2009年まで)。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

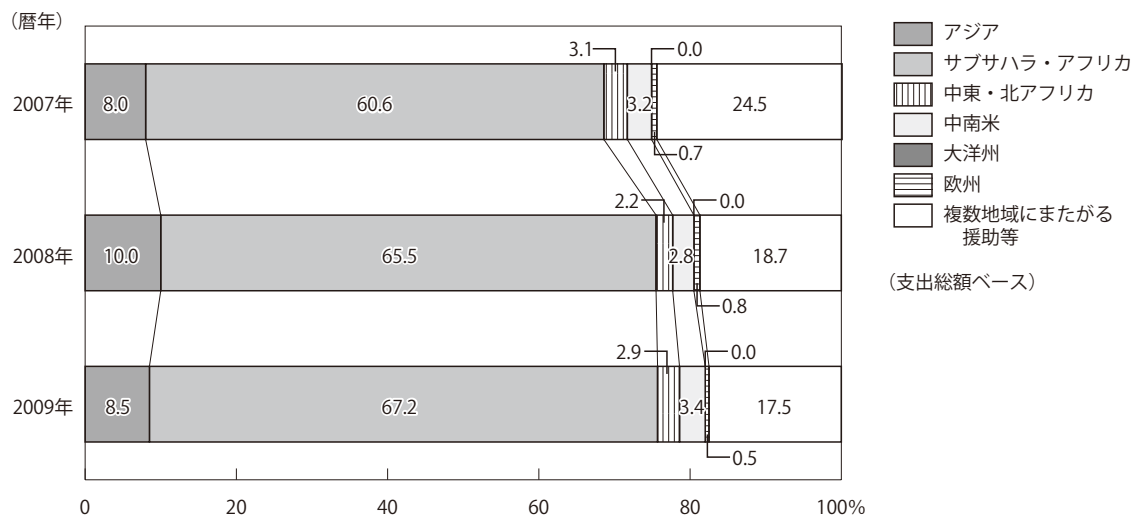
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モザンビーク	68.72	8.3	1	ウガンダ	80.87	8.7	1	ウガンダ	64.46	9.3
2	ウガンダ	65.85	8.0	2	モザンビーク	74.18	8.0	2	モザンビーク	63.86	9.2
3	エチオピア	58.94	7.2	3	エチオピア	72.67	7.8	3	タンザニア	55.03	7.9
4	タンザニア	52.09	6.3	4	タンザニア	65.47	7.0	4	エチオピア	52.47	7.6
5	ザンビア	37.14	4.5	5	ザンビア	43.41	4.7	5	ザンビア	38.16	5.5
6	ベトナム	27.30	3.3	6	ベトナム	30.83	3.3	6	マラウイ	22.15	3.2
7	スーダン	25.65	3.1	7	南アフリカ共和国	29.13	3.1	7	ベトナム	20.48	3.0
8	南アフリカ共和国	19.77	2.4	8	スーダン	24.15	2.6	8	レソト	17.35	2.5
9	レソト	19.03	2.3	9	マラウイ	22.95	2.5	9	南アフリカ共和国	15.25	2.2
10	シエラレオネ	17.16	2.1	10	レソト	20.91	2.2	10	スーダン	15.03	2.2
10位の合計		391.65	47.5	10位の合計		464.57	49.9	10位の合計		364.24	52.5
二国間援助合計		824.08	100.0	二国間援助合計		930.68	100.0	二国間援助合計		693.29	100.0

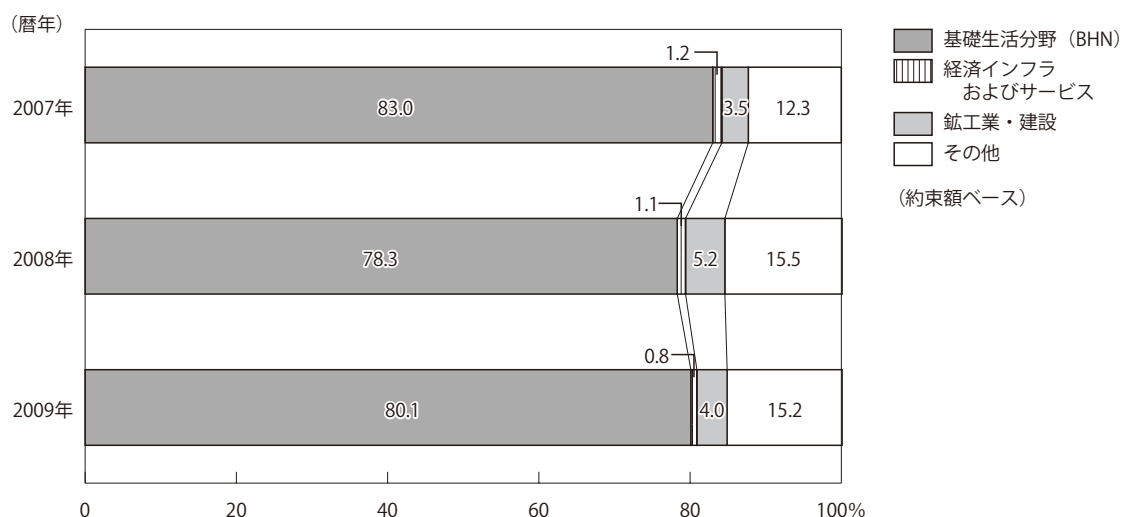
出典: DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移 (外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



援助政策等

1. 基本政策

ポルトガルの政府開発援助 (ODA) は、2005年に採択された政策文書「ポルトガル開発援助に向けた戦略的見通し」(Strategic Vision for Portuguese Development Cooperation) に基づいて行われ、ポルトガルによる援助の指針となっている。指針の柱として挙げられる5つの項目は、①ミレニアム開発目標 (MDGs) へのコミットメント、②不安定な国家および紛争後の人間の安全保障の強化、③教育および能力開発のツールとしてのポルトガル語普及、④持続可能な発展の支援、⑤量的・質的援助の改善に向けた主要な国際的取組への参加、である。

2010年には、開発目標を掲げた政府政策の一貫性を確保する目的で、調整と監視のメカニズムを確立する「開発一貫政策」(Policy Coherence for Development) の推進が決定された。

2. 援助規模

2010年(暫定値)のODA実績は4億9,185万ユーロ(前年3億6,800万ユーロ)で、多国間援助が39%、二国間援助が61%を占める。DAC23か国中第20位、構成比は0.5%。

なお、二国間援助実績のうち、3%相当の1,679万7,000ユーロはNGOを通じた公的支援である。

3. 支援地域

二国間援助対象地域は、歴史的つながりの深いポルトガル語圏アフリカ諸国5か国(PALOP: カーボヴェルデ、モザンビーク、サントメ・プリンシペ、ギニアビサウ、アンゴラ)および東ティモールで、援助額の約3分の2を占めている。具体的には、PALOPが67%、続いてアジア諸国(東ティモール等)16%、さらに欧米諸国(セルビア、モンテネグロ、ボスニア等)9%、その他8%となっている。

多国間援助については、2009年に採択された多国間援助戦略に基づき、国連、欧州連合(EU)、国際金融機関(IFIS)を通じて行い、二国間援助対象地域外にも力を注いでいる。

4. 重点援助分野

重点援助分野は、ミレニアム開発目標(MDGs)に基づき、持続可能な発展および貧困克服支援の一環としての教

育、行政(財政、司法)および治安部門(警察、軍隊)の改革を含むガバナンス支援を中心に、インフラ整備、公衆衛生、妊産婦の健康等となっている。

実施体制

1. ポルトガル開発援助庁(IPAD)

ポルトガル開発援助庁(IPAD)は同国外務省の監督下に置かれ、行政自治権を持つ機関として2003年に創設された。主な役割は、自身の開発援助予算の管理に加え、開発援助活動の指導・調整・データ収集を行うことである。また、半期報告書、および年次報告書の提出が義務付けられている(IPADのホームページに掲載)。

なお、IPADの調整機能は、主に以下の3つの措置を通じて発揮される。

(1) 開発協力予算プログラム(5か年(2004~2009)計画: PO5)

2004年に設置された同プログラムは、省庁横断的な複数年にわたる予算編成を目的としている(PO5の名称では2009年に終了)。援助予見性、援助の調整、説明責任の向上を意図している。2010年、財務省が省庁ごとの予算編成方法を採用したため、PO5は消滅し、開発協力計画を確立するために各省庁が協力に充てる財源を明記する“Medida(方策)3”となった。2011年以降、PO21の名称となる。

(2) 協力データベース

官民の様々なアクターの活動等に関するもので、協力活動のモニタリングおよび査定をする指標となる。

(3) 協力指針プログラム

ポルトガルと被援助国との協議プロセスと、両政府間で共同署名の結果生まれる複数年プログラムである。3~4年の枠組みで行われ、被援助国の貧困削減戦略、もしくは同種の開発政策文書により、優先事項および目的が整理される。

2. 省庁間委員会(CIC)

各省庁の国際関係局責任者で構成される。IPAD長官が委員長を務め、調整および諮問的役割を担う。委員会メンバーは各省庁に開発政策の指針伝達、および省庁レベルでの協力調整を行う。

3. 開発援助フォーラム

IPADが事務局機能を果たし、外務・協力担当副大臣が長を務める。主な参加者は市町村、開発関連NGO、大学等である。開発問題に関する諮問機関であると同時に、議論の場を提供する役割も持つ。

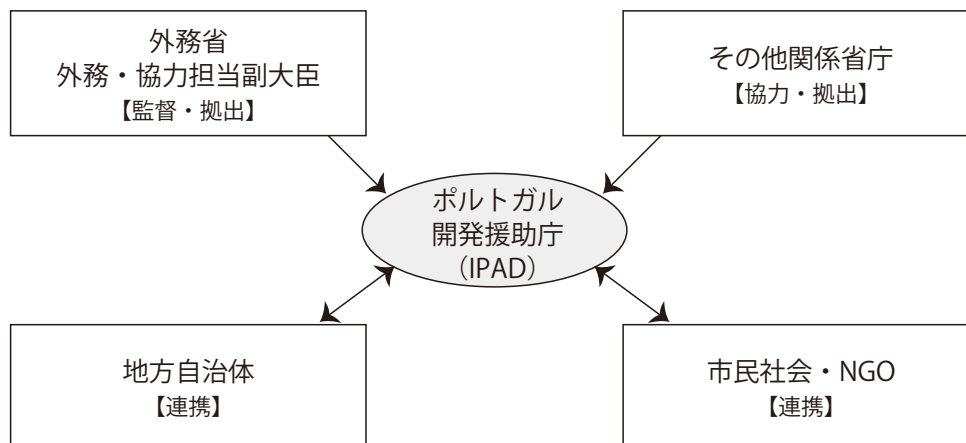
4. 市民社会・NGO

IPADによる援助・協力の下、多くのプロジェクトを遂行しており、ポルトガルODAで重要な役割を果たしている。

● ホームページ

- ポルトガル開発援助庁 (IPAD) :
<http://www.ipad.mne.gov.pt/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

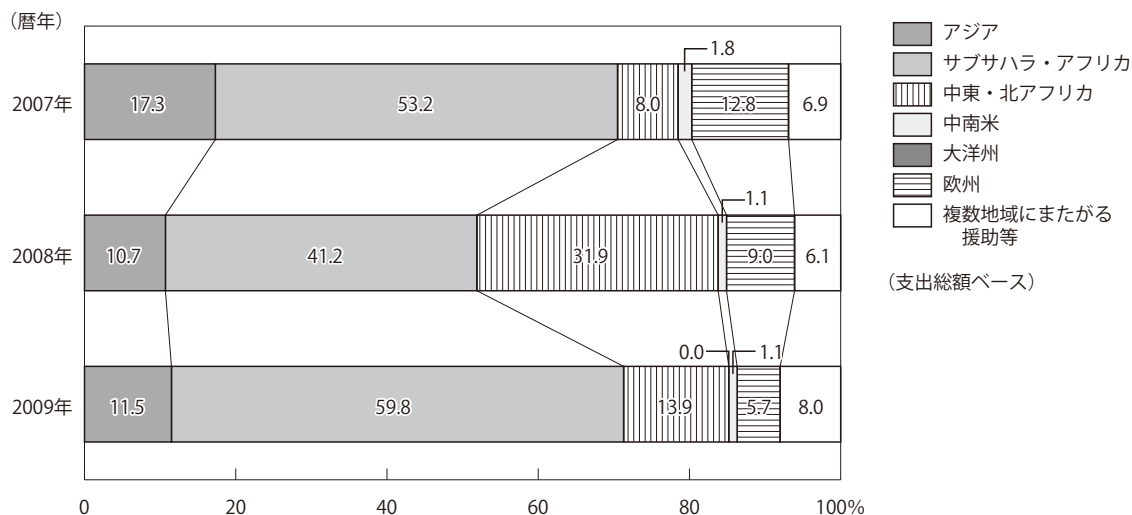
(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	東ティモール	46.64	17.3	1	モロツコ	95.30	25.5	1	モザンビーク	68.00	24.6
2	カーボヴェルデ	43.70	16.2	2	カーボヴェルデ	62.43	16.7	2	カーボヴェルデ	53.47	19.3
3	モザンビーク	21.63	8.0	3	東ティモール	38.99	10.4	3	東ティモール	34.64	12.5
4	セルビア	21.50	8.0	4	モザンビーク	25.11	6.7	4	モロツコ	20.66	7.5
5	アングラ	19.13	7.1	5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	21.64	5.8	5	サントメ・プリンシペ	14.81	5.4
6	ギニアビサウ	15.77	5.8	6	アングラ	19.11	5.1	6	ギニアビサウ	14.43	5.2
7	サントメ・プリンシペ	13.06	4.8	7	ギニアビサウ	17.84	4.8	7	アフガニスタン	11.64	4.2
8	ボスニア・ヘルツェゴビナ	12.72	4.7	8	アフガニスタン	14.18	3.8	8	コソボ	10.73	3.9
9	レバノン	11.52	4.3	9	サントメ・プリンシペ	13.28	3.6	9	レバノン	9.66	3.5
10	アフガニスタン	8.99	3.3	10	セルビア	11.45	3.1	10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	5.97	2.2
10位の合計		214.66	79.5	10位の合計		319.33	85.5	10位の合計		244.01	88.2
二国間援助合計		270.17	100.0	二国間援助合計		373.41	100.0	二国間援助合計		276.59	100.0

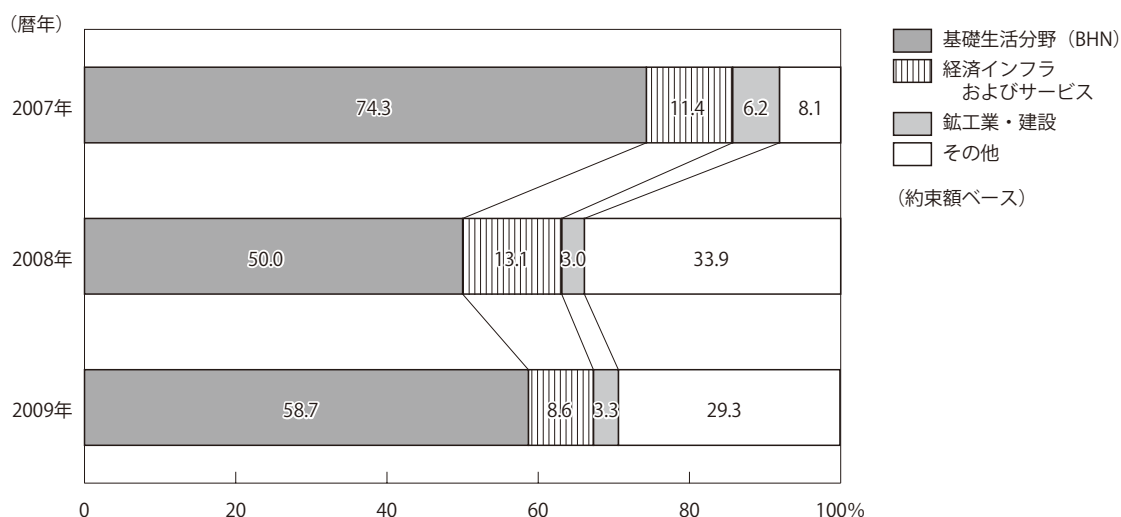
出典：DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



20 ギリシャ

援助政策等

1. 経緯

1997年から多国間の支援枠組みでODAを開始し、経験の蓄積と利用可能な資源の増加に伴い徐々に二国間支援を拡大した。

1999年のDAC加盟により、ミレニアム開発目標の達成に貢献し、「モンテレー宣言」(2002年)、「援助効果向上に関するパリ宣言」(2005年)、EUの開発協力枠組みを規定する「開発に関する欧州のコンセンサス」および「アクラ行動計画」(2008年)に基づく量的・質的目標の達成を約束した。

2. 基本法

1999年7月、法律2731/1999号により、ODA実施のため、国際経済関係組織調整閣僚委員会に開発協力・援助に関する政策および戦略の企画・立案権限が付与され、国家経済省にODA実施に係る監督、調整、予算管理の権限が付与された。実施は、国家経済省の指定する機関(公益法人等)が担うこととなった。また、外務省に国際開発協力総局(Hellenic International Development Cooperation Department)(通称:Hellenic Aid)^(注1)が設置され、緊急人道支援・食糧援助および復興・復旧支援に従事するNGOとの調整に限定された権限が付与された。

2002年6月、大統領令159号により、外務省に国際経済関係・開発協力を担当する事務次官が設置され、ODA実施に関する経済・財務省(旧国家経済省)の権限、予算および定員の一部が委譲された。

3. 基本目標

- (1) 2007年までにODAをGNI比0.33%とする。
- (2) 2010年あるいは2012年までにODAをGNI比0.51%とする。
- (3) 最終的目標として、ODAを2015年までにGNI比0.70%とする。

4. 目標達成への進展

世界金融危機、財政的制約、自然災害により、2009年に

においてもODAのGNI比0.33%は達成されていない。2009年のODA総額はGNI比0.19%(=6億727万米ドル:4億3,608万ユーロ)で、財政危機のため前年比15.7%の減少となった。現在は、2012年までにODAをGNI比0.51%とすることが目標。

5. 基本方針

- (1) 量的目標の達成が困難な一方、質的目標については、「モンテレー宣言」、「援助効果向上に関するパリ宣言」、「開発に関する欧州のコンセンサス」および「アクラ行動計画」に基づく目標の達成に注力する。
- (2) 開発政策は、良い統治、国際法ならびに人権尊重および市民社会の開発取組への積極的参加という根本原則に基づく貧困削減を基本的な目標とする。特に、健康、教育、ジェンダーおよび環境の分野に焦点を当てる。
- (3) ODAの効果的実施のため、公的政策部門の関連分野における政策統合に努める。この点、特に移民政策、気候変動、環境、運輸および貿易の分野において政策統合の必要性が高い。
- (4) ミレニアム開発目標達成の前提条件となる、援助の効率性については、「援助効果向上に関するパリ宣言」の内容を先取りして、ギリシャ独自の「行動計画」を2004年に採択した。この「行動計画」は、パリ宣言における5つの原則に対する具体的約束を含んでいる。
- (5) ミレニアム開発目標達成には、援助国と被援助国の制度との連携(alignment)、援助国同士の調和(harmonization)、援助の予測性、および分業が重要な指標となる。
- (6) パリ宣言の実施にとつて、「ギリシャ・バルカン復興計画」^(注2)は実質的な貢献の実例である。同計画はアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ルーマニア、セルビアおよびモンテネグロを対象都市、被援助国の主体性(ownership)および援助受入政策を基本にした連携(alignment)の原則に基づいて実施している。
- (7) 分業の点では、米国、ハンガリー、リトアニア、エストニ

注1: Hellenic Aid関連ホームページ: <http://www.hellenicaid.gr>

注2: ギリシャ・バルカン復興計画

ギリシャ政府は、1999年のコソボ紛争後、バルカン諸国の経済復興を支援するための枠組みとして「ギリシャ・バルカン復興計画」(Hellenic Plan for the Economic Reconstruction of the Balkans)を策定し、西バルカンおよびブルガリア、ルーマニアに対し、2002年から5年間で総額5億5,000万ユーロの支援を決定。公的部門に対する支援には約4億2,184万ユーロ、民間部門に対する支援には1億680万ユーロが配分。2010年12月までにイヤマークされている案件も含め50.77%(約2億7,000万ユーロ)を実施。同計画は2006年の終了時に5年間延長された。

ア、チェコおよびスペインとの間で、アフガニスタンへの援助協調を実施。また、国連信託基金を通じた共同融資を実施している。

- (8) 技術支援は、組織・制度の基礎構築を含み、技術、科学技術（または専門的技能）が被援助国に移転することにより、実質的な発展を促し、援助計画が終了した後に自律的に同様の活動が実施されるよう努める。特に、社会インフラ・サービスの整備、中でも医療機関、初等・中等教育、上水道普及、若者と女性に対する職業訓練、制度構築、民主化、発展における女性の平等な機会の提供など、社会の発展を促す分野を重視。
- (9) NGOとの協力。2009年5月に初の公募実施。

実施体制

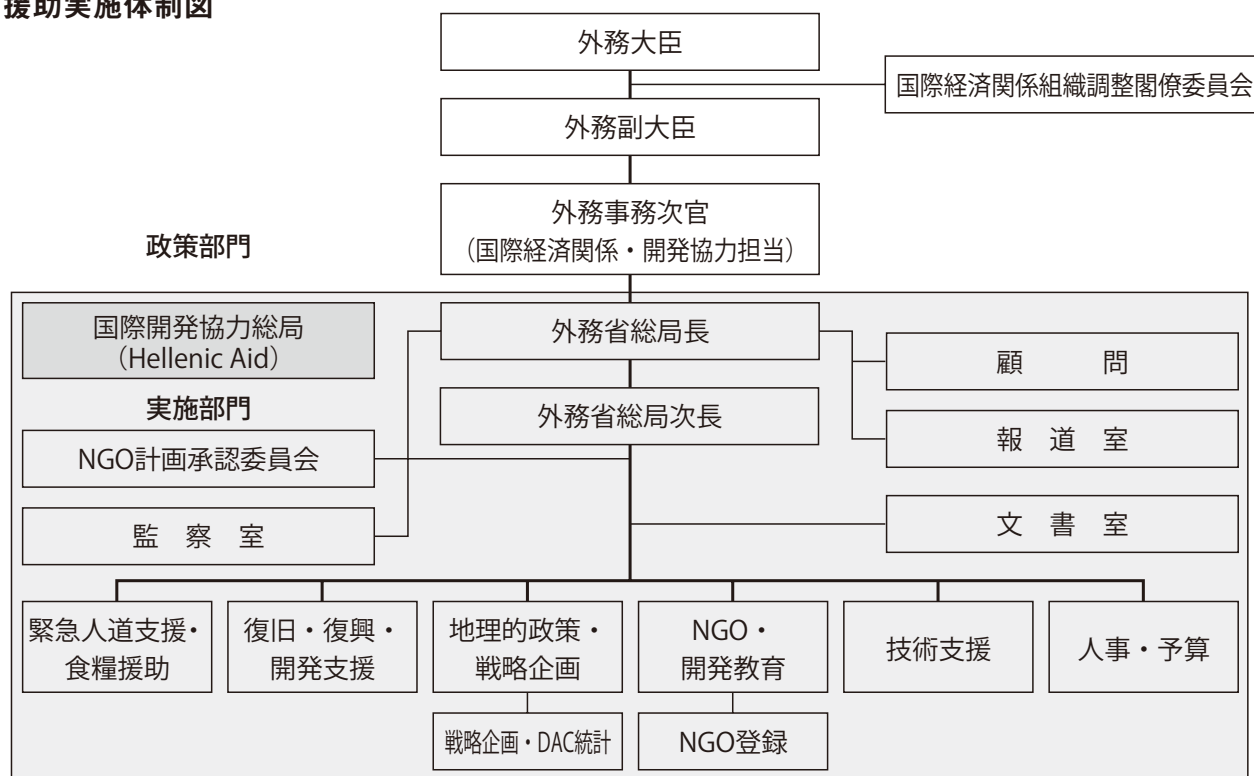
ODAの実施は外務省に設置された国際開発協力総局（Hellenic Aid）が担う^{（注3）}。

1. 国際開発協力総局は、外務省所管の独立組織で外務省の行政の不可分の組織である。
2. 国際開発協力総局は、開発・人道メカニズムであり、開発戦略の企画・形成を担う。

3. 国際開発協力総局の所掌事務は以下のとおり。

- (1) 開発援助に関連する国家予算のすべての資金を管理する。
- (2) 国際経済関係組織調整閣僚委員会に対し、開発政策戦略に関する提案を起案。
- (3) 開発途上国への人道・開発援助に関する活動および計画に対する監督、調整、促進。
- (4) 開発協力に関し、EU、OECD-DACおよび他の国際的・地域的機関、国際基金、地域開発銀行および開発を主題とした国際会議への代表。
- (5) 承認・融資に向けて提出された開発・人道計画・活動の提案に関する審査ならびに評価およびその実現に関する監視、監督および評価。
- (6) 公的部門の担当機関および民間団体との協力。
- (7) 統計データの収集および精査。
- (8) 国際的課題への対処における、欧州内協力およびEUへの貢献を中心とした国際開発課題に関する政策案の策定。
- (9) 開発分野の重要課題に関する研究・検証および外務省政務レベルへの提案。

援助実施体制図



注3：日本のJICAに当たる組織はなく、Hellenic Aidが直接、実施機関（学校、研究機関等の公益法人、NGO等）と調整を行う。Hellenic Aidのスタッフは35～40名。そのうち、約半分は外務省職員、他の半分は専門家で構成される。ODAの実施においては、在外公館が補完的役割を担う。Hellenic Aid自体の在外事務所は、2006年にスリランカへの支援のためコロンボに設置（1名）された例があるのみ（現在は閉鎖）。

(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

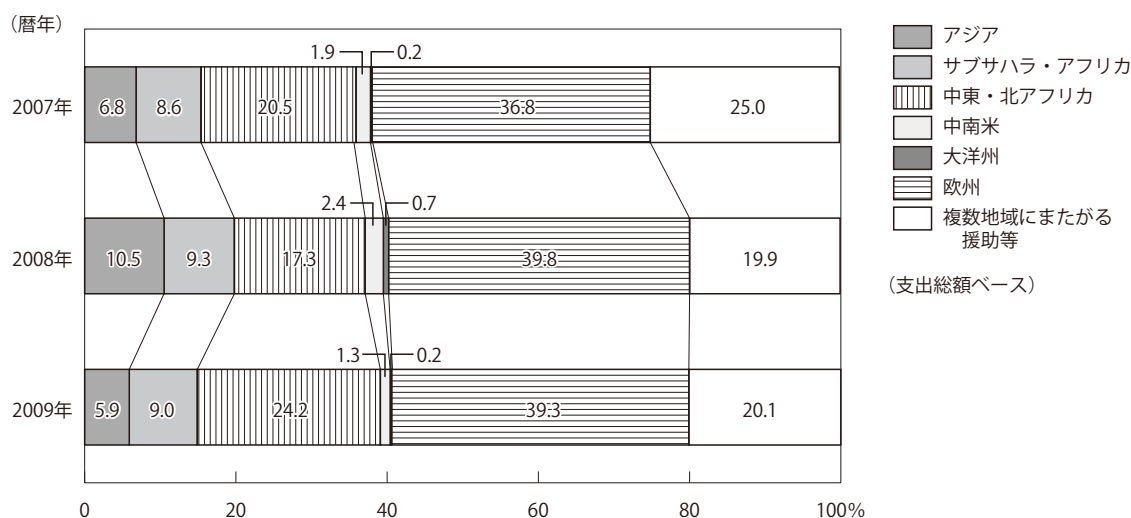
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	セルビア	35.88	14.4	1	アルバニア	70.46	22.6	1	アルバニア	54.99	18.5
2	アルバニア	30.62	12.3	2	セルビア	36.41	11.7	2	コソボ	32.76	11.0
3	アフガニスタン	17.25	6.9	3	エジプト	12.75	4.1	3	アフガニスタン	17.97	6.1
4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	14.39	5.8	4	アフガニスタン	10.13	3.2	4	エジプト	14.30	4.8
5	エジプト	6.94	2.8	5	中国	7.72	2.5	5	[パレスチナ自治区]	10.72	3.6
6	トルコ	5.95	2.4	6	[パレスチナ自治区]	7.13	2.3	6	トルコ	6.47	2.2
7	アルメニア	5.40	2.2	7	ボスニア・ヘルツェゴビナ	5.92	1.9	7	シリア	5.58	1.9
8	レバノン	4.96	2.0	8	トルコ	5.49	1.8	8	ヨルダン	4.47	1.5
9	ヨルダン	4.87	2.0	9	シリア	4.96	1.6	9	ウクライナ	3.99	1.3
10	シリア	3.99	1.6	10	グルジア	4.47	1.4	10	グルジア	3.71	1.2
10位の合計		130.25	52.3	10位の合計		165.44	53.0	10位の合計		154.96	52.2
二国間援助合計		249.19	100.0	二国間援助合計		312.17	100.0	二国間援助合計		296.94	100.0

出典：DAC統計

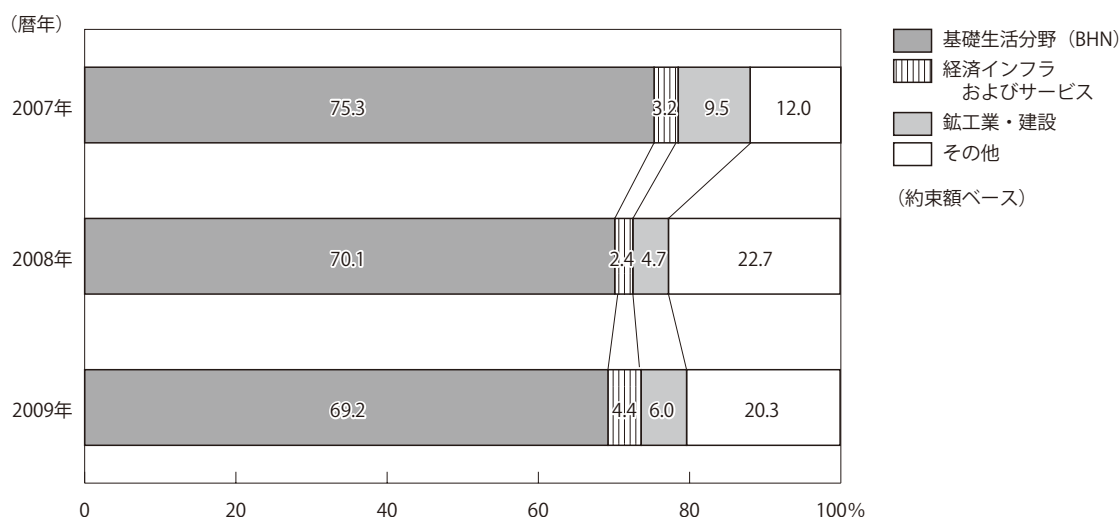
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移（外務省分類）



(3) 分野別割合の推移



21 ルクセンブルク

援助政策等

1. 総 論

ルクセンブルクの開発協力は、開発援助に関する1996年1月6日法を基本法として実施している。ルクセンブルクは、ODAについて国連が目標と定める対GNI比0.7%を超えている5か国の一つである。2009年の開発援助額は2億9,782万ユーロに上り、対GNI比1.04%となった。ルクセンブルクは、ミレニアム開発目標の実現を目指し、保健、教育、地域開発（特に水および衛生）を重点援助分野と位置付けている。

UNDP、UNFPA、^{ユニセフ}UNICEF、WHO、ILO、UNCDFといった国際機関との協力関係の増強に力を入れている。

人道支援に関して、2010年には3,000万ユーロ以上を支出した。ルクセンブルクの人道支援は、(1)緊急援助、(2)移行、復興および再建、(3)予防、を3本柱としており、戦略上、緊急支援に予算のほとんどが充てられている。

2. 主な二国間援助対象国

ルクセンブルク政府は、効率性とインパクトの観点から、支援対象地域を絞っており、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、セネガル、カーボヴェルデ、ナミビア、ラオス、ベトナム、ニカラグア、エルサルバドルの10か国をターゲット国としている。ナミビアとの二国間協力は2011年中に終了する見込み。コンボ、モンテネグロ、セルビア、ルワンダ、モンゴル等に対しても支援を行っている。

実施体制

1. 外務省

開発協力・人道支援大臣の下、外務省開発協力局が対外援助全般を所掌している。

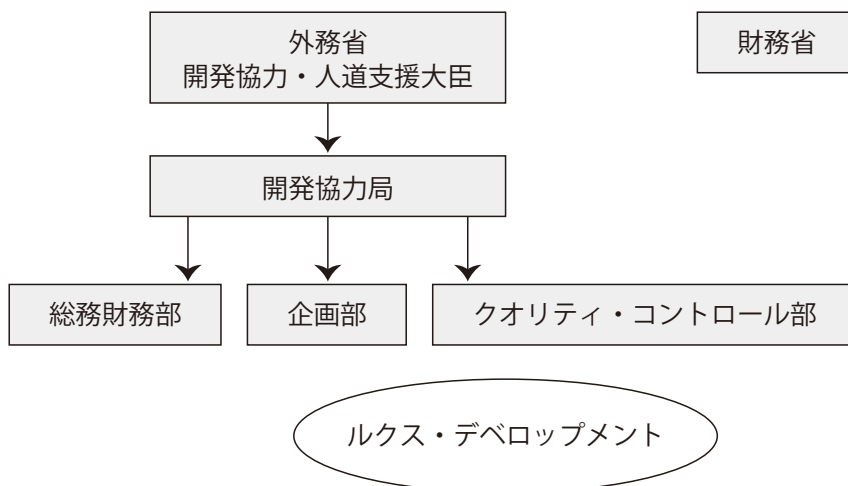
2. ルクス・デベロップメント

二国間援助のほとんどを実施するのが、ルクス・デベロップメントである。ルクス・デベロップメントは株式会社形態で、政府が98%、国立開発金融公庫（SNCI）が2%の株式を保有している。取締役には政府の代表やNGO関係者が含まれる。ルクス・デベロップメントはルクセンブルク政府によるODAリソースのほとんどを管理している。主要業務のほか、政府の要請に基づき、緊急支援活動や他のドナー国や欧州委員会の支援する計画の管理なども行う。2009年に外務省から割り当てられた予算は7,500万ユーロ。同年の支出は70,882,043ユーロ（前年は68,545,805ユーロ）。2009年のスタッフ数は109名（うち、本部56名、フィールド53名）。在外地域事務所はプライア、ダカール、ワガドゥガー、プリシュティナ、ハノイ、マナグアの6か所にある。

● ホームページ

- 外務省開発協力局：<http://cooperation.mae.lu/fr>
- ルクス・デベロップメント：
<http://www.lux-development.lu/index.lasso>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

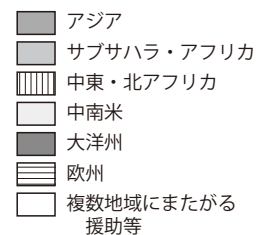
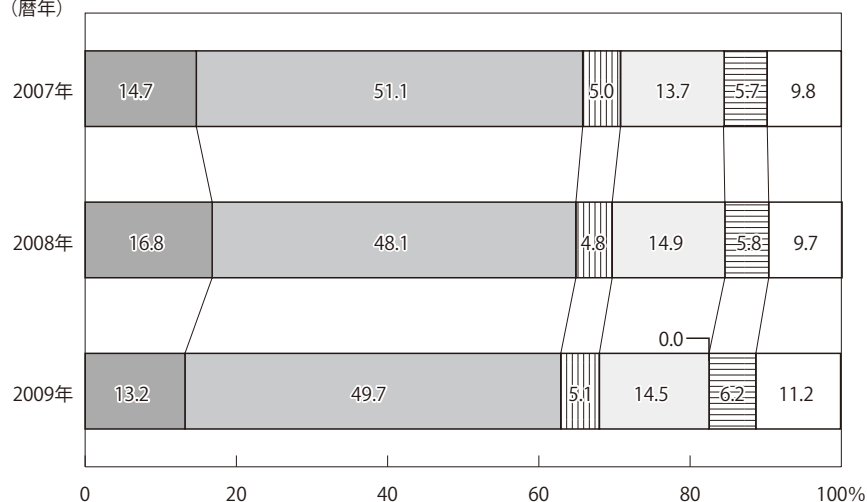
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	マ リ	16.86	6.7	1	セ ネ ガ ル	21.84	7.8	1	セ ネ ガ ル	22.89	8.6
2	カーボヴェルデ	15.87	6.3	2	マ リ	20.21	7.3	2	マ リ	22.75	8.6
3	セ ネ ガ ル	15.65	6.2	3	カーボヴェルデ	19.44	7.0	3	ブルキナファソ	14.78	5.6
4	ベ ト ナ ム	14.34	5.7	4	ベ ト ナ ム	17.95	6.4	4	カーボヴェルデ	14.24	5.4
5	ブルキナファソ	14.21	5.6	5	ニ カ ラ グ ア	16.39	5.9	5	エルサルバドル	13.48	5.1
6	ニ カ ラ グ ア	13.89	5.5	6	ラ オ ス	14.21	5.1	6	ベ ト ナ ム	12.87	4.8
7	ラ オ ス	11.34	4.5	7	ブルキナファソ	13.39	4.8	7	ニ カ ラ グ ア	11.85	4.5
8	ニ ジ ェ ー ル	10.53	4.2	8	ニ ジ ェ ー ル	12.15	4.4	8	ナ ミ ビ ア	9.99	3.8
9	エルサルバドル	9.10	3.6	9	エルサルバドル	11.41	4.1	9	ニ ジ ェ ー ル	9.33	3.5
10	ナ ミ ビ ア	7.86	3.1	10	セ ル ビ ア	8.72	3.1	10	コ ソ ボ	7.97	3.0
10位の合計		129.65	51.1	10位の合計		155.71	55.9	10位の合計		140.15	52.7
二国間援助合計		253.49	100.0	二国間援助合計		278.51	100.0	二国間援助合計		265.98	100.0

出典: DAC統計

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)

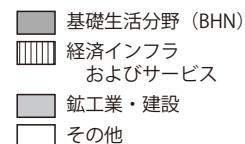
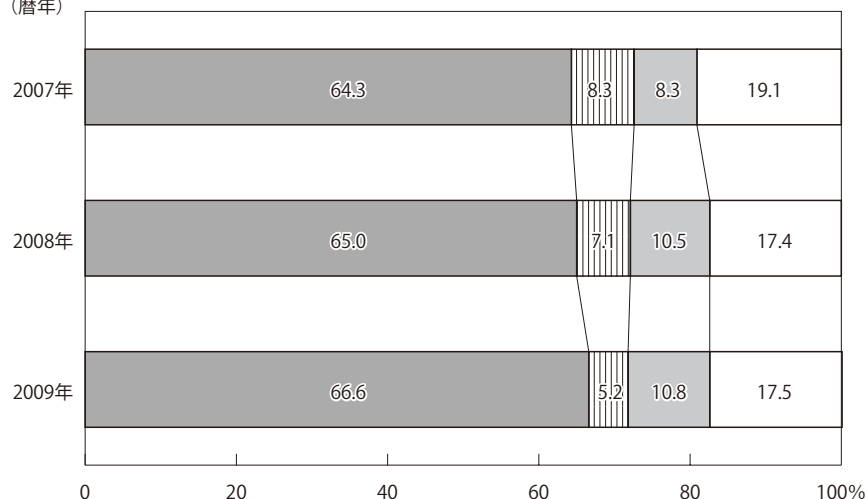
(暦年)



(支出総額ベース)

(3) 分野別割合の推移

(暦年)



(約束額ベース)

援助政策等

1. 基本方針・優先分野

ニュージーランド政府の開発援助の基本方針は、貧困の削減およびより安全で平等かつ繁栄した世界を構築するため、途上国の持続的な経済発展を支援することとされ、より具体的には、持続的経済発展を通じた貧困削減、安全、安心かつ開放的な社会の構築、基本的ニーズの充足および持続性の確保を柱としている。貧困削減は経済発展および貿易と密接な関係にあり、経済発展により途上国は自らの開発目標を達成するために必要な資源を獲得するとの立場である。また、ニュージーランド政府は、持続的な経済発展を遂げるためには、人材育成への投資、良い統治（グッド・ガバナンス）、環境・天然資源の保全が必要との認識に立ち、ミレニアム開発目標（MDGs）に掲げられた貧困削減目標の達成と維持のための支援を行っている。地域的には、大洋州を優先地域とし（援助の半分は大洋州地域を対象）、その他、アジア、中東、南米およびサブサハラ・アフリカに対しても援助を行っている。

2. 援助の形態

- 二国間支援：様々な開発プロジェクトや活動を通じた、国から国への直接的な支援。
- 広域支援：経済成長、生計、教育、保健、ガバナンス等の主要課題に対する支援を行うことで当該地域における貧困削減を図る。
- 国連の各機関、世界銀行やアジア開発銀行等の多国間枠組みを通じた支援：ニュージーランドが、世界における貧困、紛争、ガバナンスや人権問題の解決のための、実証された効果的な支援を行うため有効。
- NGOを通じた支援：政府の援助方針と合致するニュージーランドのNGOと積極的に連携し、様々なNGOに対する助成を行うもの。
- 奨学金：途上国の持続的発展に貢献し得る人材の育成を支援するため、職業訓練や高等教育を自国、ニュージーランドないし他の大洋州国で受けるための奨学金を途上国に提供するもの。
- 人道・緊急援助：自然災害や人為的危機に対応するため、国際人道支援機関に対する拠出のほか、必要に応じ追加的資金援助を行うもの。対アフガニスタン復興支援としては、バーミヤン県における地方生計改善、バーミ

ヤン大学支援、母子健康改善支援や、現地NGOを通じた支援、ニュージーランド国防軍の復興支援活動およびニュージーランド警察の研修プログラムに対する支援がある。

3. 援助効果向上に向けた取組

「援助効果向上に関するパリ宣言」や「アクラ行動計画」に従った援助効果向上に向けた取組として、説明責任（アカウンタビリティ）、教訓および改善を目的とした、援助活動の実態や効果の評価、審査が、政府の開発援助プログラムの一環として行われている。審査結果概要は、ホームページ（下記を参照）で閲覧可能。

実施体制

2001年までニュージーランド政府の開発援助は外務貿易省が所管していた。2002年に、ニュージーランド国際開発庁（NZAID：New Zealand Agency for International Development）が外務貿易省とは独立した政府機関として設立されると、開発援助は同庁が所管するようになった。2009年4月、NZAIDは外務貿易省に再び吸収され、NZAIDが行っていた開発援助業務は、「ニュージーランド援助プログラム」（New Zealand Aid Programme）と称され、外務貿易省内の国際開発グループ（IDG：International Development Group）が所管することとなり、現在に至る。IDGおよび在外公館の援助担当官は、通常、NZAIDに所属していた援助専門家であり、外務貿易省内でも開発援助に特化したスペシャリストである。IDGは、開発援助政策の中枢として、開発援助政策の企画・立案、実施評価等を行い、具体的な開発援助プロジェクトの企画・立案、実施については、在外公館の援助担当官を通して行われている。

外務貿易省（IDG）は、開発援助の実施に当たり、他の政府機関、地域・国際機関、市民団体、NGO、民間団体、コンサルタントや建設業者等と契約に基づき協働する。

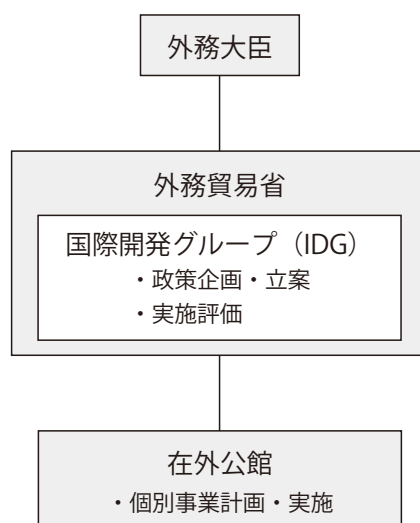
IDGの人員は125名、その他21の在外公館（大洋州10、東南アジア4、南アジア1、アフリカ1、欧米・国際機関5）が開発援助業務を担っている。

2010～2011年度予算（904億NZドル）のうち、5.25億NZドルが開発援助に充当。

● ホームページ

- New Zealand Aid Programme : <http://www.aid.govt.nz/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位：百万ドル、%)

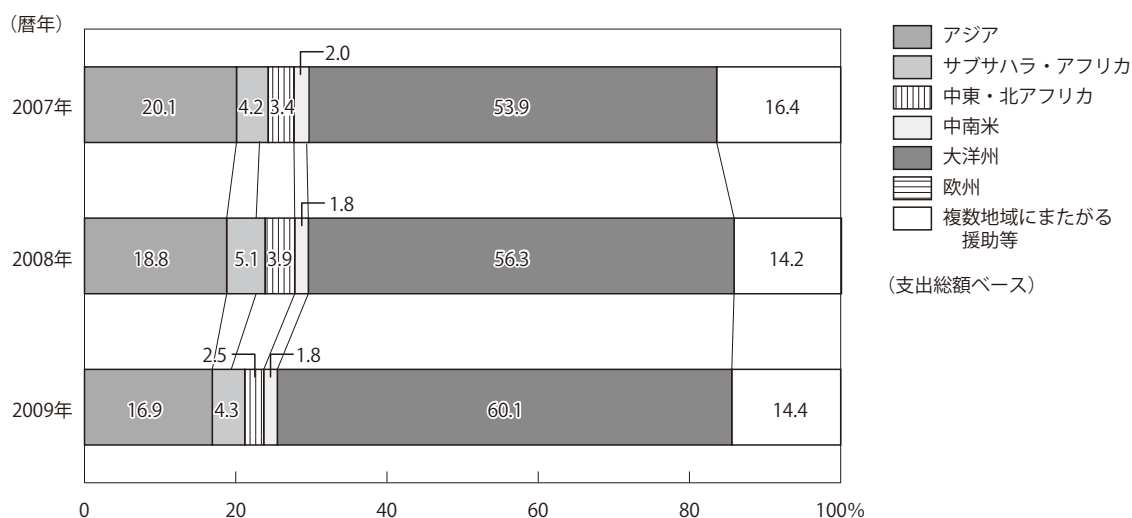
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ソ ロ モ ン	17.59	7.1	1	ソ ロ モ ン	22.06	7.9	1	ソ ロ モ ン	26.83	11.9
2	インドネシア	13.16	5.3	2	[トケラウ諸島]	20.99	7.6	2	バヌアツ	15.50	6.9
3	[ニ ウ エ]	12.95	5.2	3	パプアニューギニア	17.22	6.2	3	パプアニューギニア	14.69	6.5
4	パプアニューギニア	12.73	5.2	4	[ニ ウ エ]	15.42	5.5	4	サモア	10.34	4.6
5	[トケラウ諸島]	12.30	5.0	5	インドネシア	12.11	4.4	5	[トケラウ諸島]	8.84	3.9
6	トンガ	11.89	4.8	6	バヌアツ	10.53	3.8	6	トンガ	7.18	3.2
7	バヌアツ	7.39	3.0	7	アフガニスタン	7.80	2.8	7	[ニ ウ エ]	5.55	2.5
8	ベトナム	6.94	2.8	8	サモア	7.62	2.7	8	キリバス	5.33	2.4
9	カンボジア	6.42	2.6	9	ベトナム	7.20	2.6	9	インドネシア	5.14	2.3
10	サモア	6.29	2.5	10	トンガ	6.37	2.3	10	東ティモール	5.10	2.3
10位の合計		107.66	43.6	10位の合計		127.32	45.8	10位の合計		104.50	46.2
二国間援助合計		247.05	100.0	二国間援助合計		277.85	100.0	二国間援助合計		225.96	100.0

出典：DAC統計

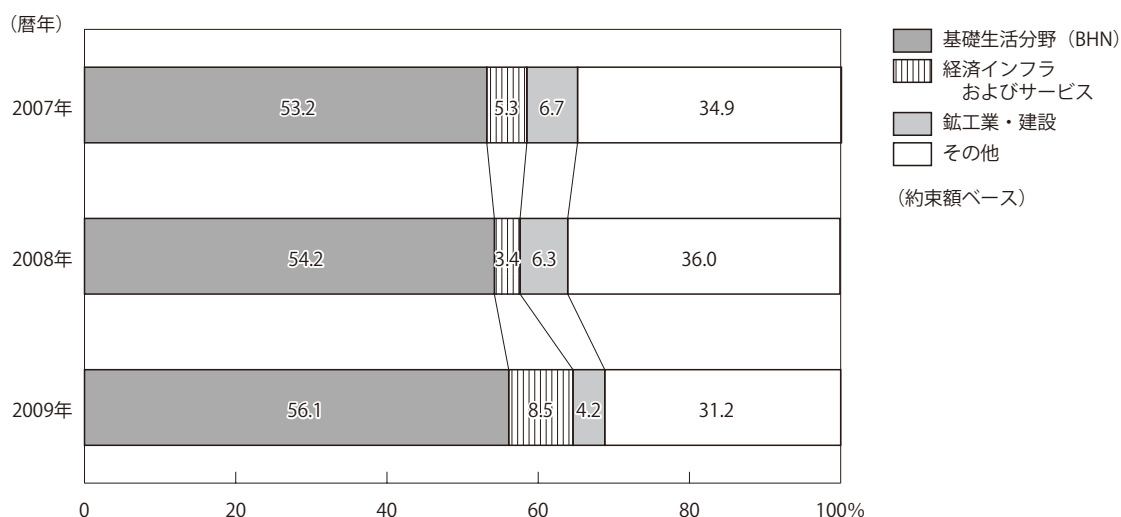
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



23 EU (欧州連合)

援助政策等

1. 総論

EU^(注1)の開発政策は、欧州連合の機能に関する条約(2009年12月1日発効)の第208条1でEUの対外活動の原則と目的の枠組みの中で実施されなければならないと規定され、開発はEUの対外活動の一部として位置付けられている。また、EUの開発政策は、同条約第208条2で貧困の削減・撲滅を主要な目標とすることが規定されている。EUとEU加盟国との間の開発政策に関する共通ビジョンである「開発に関する欧州のコンセンサス(The European Consensus on Development)^(注2)」に基づいて、EUとEU加盟国間との援助政策の一貫性を確保し、援助効果を上げていくことを強調している。上記「コンセンサス」では、ミレニアム開発目標(MDGs)の追求とともに持続可能な開発という文脈における貧困の根絶、つまり、良い統治、人権、さらには政治・経済・社会・環境の側面を含む持続可能な開発をその主たる政策目標に据えている。その上で、オーナーシップおよびパートナーシップ、政治的対話、市民社会の参加、ジェンダー平等推進、国家の脆弱性への配慮を共通原則とした。上記「コンセンサス」をベースに、加盟国と欧州委員会がより連携して、EUとしてEU加盟国も拘束する形でより効果的な開発政策を実現すべく努力している。

(1) 援助規模

EUの政府開発援助(支出純額ベース)は、2010年でDAC^(注3)加盟のEU加盟国全体(15か国)で合計701.50億ドルとなり、DAC加盟国の政府開発援助総額全体の半分以上(約54%)を占め、世界最大のドナーである。また、EUによる政府開発援助総額も129億8,600万米ドルとなっている(DAC統計ベース:2011年4月時点)。EUの政府開発援助には、アフリカ、カリブ海、太平洋(ACP)諸国に対する援助としてEU加盟国が拠出する欧州開発基金(European Development Fund)と、ACP諸国以外の地域および個別分野(食料安全保障等)に関する対外援助を実施している一般予算がある。

EUは援助の質・効率向上を根拠に、ドナーの援助活動政策・手続の調和化・協調および援助のアンタイド化

を提唱している。また、パートナーシップと援助受益国のオーナーシップを重視し、長期的にセクター全般にインパクトを与えるとの観点から、受益国政府主導のセクター政策・支出プログラムを支援し、その一環として財政支援(budget support)を行っている。プロジェクト支援、セクター政策・支出プログラム支援、財政支援のいずれの形態による支援を行うかについては、被援助各国の政治・経済・社会状況に応じて使い分けしている。

EUは、MDGs等で掲げられている政府開発援助の対GNI比0.7%目標の2015年までの達成にコミットし、EU自身の中間的目標を設定する等、積極的な対応をとっている。

2. 人道援助

人道援助は、EUの通常予算を主な財源として、欧州委員会人道援助・市民保護庁(ECHO:Humanitarian Aid and Civil Protection)が実施している。2009年のECHOの人道援助額(実績額)は、約9億3,000万ユーロである。

実施体制

2009年12月のリスボン条約の発効に伴う機構改革により、EUの援助プログラム実施体制にいくつかの変更が見られた。

1. 開発政策の策定と実施: 欧州委員会開発協力総局(Directorate General for Development and Cooperation- EuropeAid)

開発援助の実施については、2011年1月に発足した開発協力総局(従来の欧州援助協力局と開発総局を合併したもの)が、プログラムの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング、事後評価に至る援助実施の一連の周期を一括して受け持つ。2011年の欧州開発基金(EDF)の支出見込額は、約36億9,000万ユーロと想定している。開発協力総局は、毎年年次報告書を公表している。

注1: EUは、1993年11月に発効した「欧州連合に関する条約(通称マーストリヒト条約)」に基づき設立。EUは、ECを基礎としつつ、より広範な政治分野を担い、各国がECに主権の一部を委譲する共同事項(主として経済・通貨分野)と政府間で共同の立場、行動を決定する共通外交・安全保障政策、警察刑事・司法協力の3本柱から成り立っている。ただし、2009年12月1日に改正条約である「リスボン条約」が発効して3本柱構造は消滅。ECも消滅しEUに統合された。

注2: 2005年11月のEU理事会における決定を受け、同年12月に、EU議長国のブレア英国首相(当時)、バローゾ欧州委員長(当時)、ボレル欧州議会議長(当時)が署名する形で開発に関する新方針(「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development))が出された。2007年には、EUの開発政策の規範となる「EU Code of Conduct on Complementarity and Division of Labour」を発出。

注3: DAC:OECD開発援助委員会

2. 欧州投資銀行 (EIB: European Investment Bank)

1958年、EC設立条約に基づき、その金融活動を通じて欧州の統合とECの後進地域の経済開発に資する投資を促進することを目的に設立された融資機関である。EUの開発援助・協力政策の一環として、加盟候補国、バルカン諸国、地中海諸国、ACP諸国、アジア諸国、中南米諸国等EU域外への融資も行っている。

3. NGOとの関係

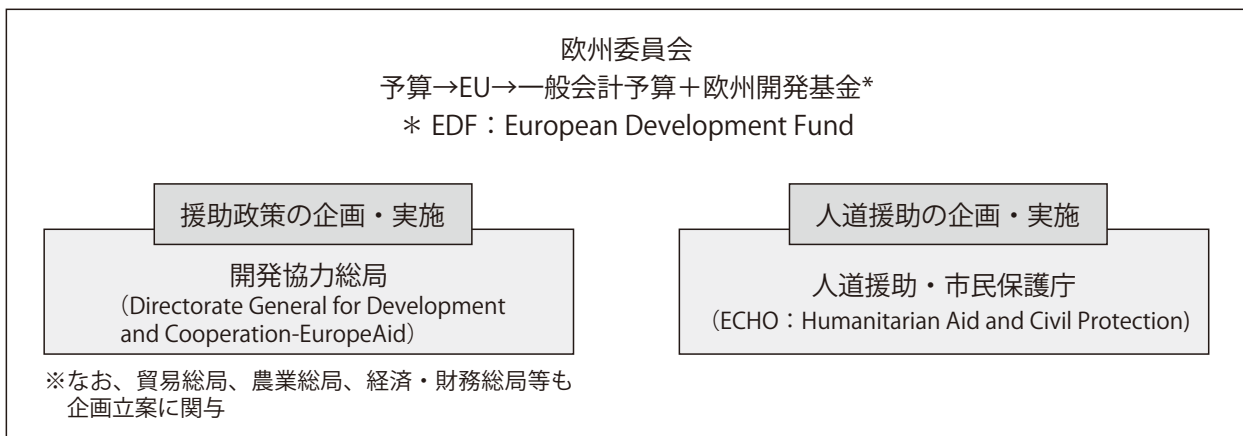
EUは、前述の「コンセンサス」において、開発政策の企

画・実施に際する社会団体との関係強化にコミットしている。インターネットを利用したパブリックコンサルテーション等多くの関係するNGOの意見聴取を重視し、透明性のある援助政策の運用に利用している。

● ホームページ

- 開発協力総局 (EuropeAid) :
http://ec.europa.eu/europeaid/index_en.htm
- 人道援助・市民保護庁 (ECHO) :
http://ec.europa.eu/echo/index_en.htm

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国・地域

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

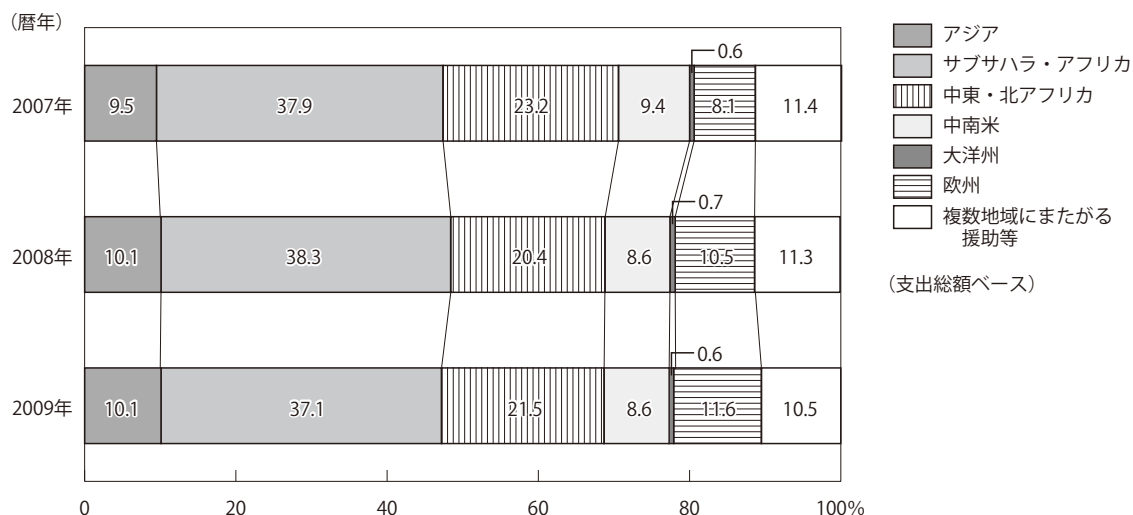
順位	国・地域名	2007年		順位	国・地域名	2008年		順位	国・地域名	2009年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	トルコ	543.84	4.8	1	[パレスチナ自治区]	663.10	5.2	1	トルコ	786.95	6.0
2	[パレスチナ自治区]	540.94	4.8	2	エチオピア	447.14	3.5	2	[パレスチナ自治区]	538.32	4.1
3	エチオピア	364.76	3.2	3	トルコ	434.63	3.4	3	アフガニスタン	395.36	3.0
4	アフガニスタン	307.46	2.7	4	アフガニスタン	349.31	2.7	4	コソボ	315.91	2.4
5	モロッコ	307.13	2.7	5	モロッコ	329.44	2.6	5	セルビア	292.94	2.2
6	セルビア	271.08	2.4	6	セルビア	319.02	2.5	6	モロッコ	282.39	2.2
7	スーダン	254.68	2.2	7	スーダン	277.84	2.2	7	コンゴ民主共和国	232.76	1.8
8	モザンビーク	235.40	2.1	8	ウガンダ	258.89	2.0	8	スーダン	225.81	1.7
9	エジプト	220.66	1.9	9	ウクライナ	242.29	1.9	9	エジプト	204.68	1.6
10	ブルキナファソ	201.60	1.8	10	コンゴ民主共和国	224.26	1.7	9	モザンビーク	204.68	1.6
10位の合計		3,247.55	28.7	10位の合計		3,545.92	27.6	10位の合計		3,479.80	26.7
二国間援助合計		11,326.59	100.0	二国間援助合計		12,868.00	100.0	二国間援助合計		13,021.43	100.0

出典: DAC統計

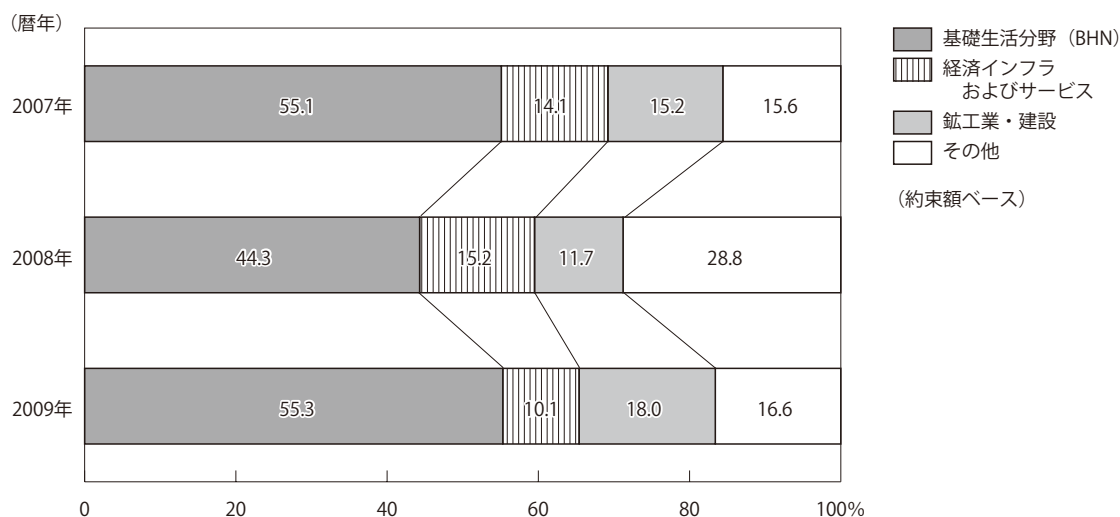
* 1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

* 2 []は、地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



援助政策等

1. 全体概況^(注1)

中国の対外援助は、1950年から始まり、2009年末までに、161の国と30の組織に対して援助を行っている。

中国の対外援助は、南南協力（開発途上国間の相互支援）の範疇内であり、援助国自身の能力の向上、いかなる政治的条件も付帯しないこと等を基本理念^(注2)としている。援助形態の種類としては、①無償援助、②無利子借款、③優遇借款の3種類^(注3)がある。

援助方式としては、①フルセット型プロジェクト^(注4)（中文：成套項目）、②一般物資援助、③技術協力、④人材育成協力、⑤医療隊派遣、⑥緊急人道主義援助、⑦ボランティア派遣、⑧債務免除の8種類がある。

対象地域については、アジアとアフリカで全体の80%を占め^(注5)、援助分野は、農業、工業、インフラ整備等のほか、最近では気候変動への対応も新たな分野として対象になっている。

2. 中国対外援助白書公表（2011年4月）

2010年、中国は対外援助60周年を迎え、全国対外援助工作会議が開催されたが、これを節目として、2011年4月、國務院新聞弁公室から、初の「中国対外援助白書」が公表された。同白書は全46ページあり、詳細なデータが含まれているものではないが、中国の対外援助について、政策、資金、援助方式、対象地域・分野、管理体制、国際協力の6つの角度から体系的に紹介したものとなっている。

3. 対外援助実績

2010年の実績に関しては、以下のとおり。

中国統計年鑑（2011年版）によれば、2010年の中央の対外援助支出は136.11億元（1元：12.97円 DAC指定レート2010年）で前年比約2.3%増。ただし、中央財政支出全体に占める割合

は0.87%から0.85%に微減した。また、2010年は、わずかながら、地方政府からの対外援助支出があった（300万元）。

中国商務年鑑（2011年版）には、2010年の中国の対外援助に関し、中国政府が94の国・地域、組織と262件の援助協定を締結した旨述べている。

具体的な実績は以下のとおり。

- ①フルセット型プロジェクトについては、44か国に新たに63件につきコミット、109件が建設中。
- ②技術協力プロジェクトについては、31か国に新たに41件にコミット、106件が実施中。
- ③人材育成プロジェクトについては、391の研修を中国で実施し、146か国・地域の10,241名を養成。
- ④物資援助については58か国に109件実施。
- ⑤緊急人道主義援助を16か国に対して実施。
- ⑥44件の優遇借款を新たにコミット。
- ⑦3か国に青年ボランティア41名を派遣。

その他、2010年末までに80か国に234のプロジェクト/専門家チーム、5,563名の専門家を派遣。

4. 対アフリカ援助

中国の対外援助の中でも対アフリカ援助は重点とされている。2006年の「中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）北京サミット」において、胡錦濤^{こ きんとう}国家主席は中国の対アフリカ協力の柱とされる8項目^(注6)を発表した。その後、2009年11月にエジプトで開催された「第4回中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）閣僚会合」において、温家宝^{おん かほう}國務院総理は、すでに上記8項目はすべて履行されたと述べ、新8項目^(注7)を発表した。2010年12月、國務院新聞弁公室から、初の「中国アフリカ経済貿易協力白書」が公表された。中国・アフリカの経済貿易協力関係は、南南協力の重要な一部であるとし、インフラ整備、キャパシティ向上、民生レベルの向上分野について具体的に援助状況を紹介している。

注1：2011年中国対外援助白書より。

注2：その他、平等互惠・共同发展、能力相応の援助、時代とともに改革・革新の基本原則がある。

注3：2009年末までの援助総額は2,562.9億元（無償援助1,062億元、無利子借款765.4億元、優遇借款735.5億元）。無償援助は、主に病院、学校建設等の中小規模プロジェクトや人材育成、技術協力、緊急人道支援等に使用される。無利子借款は、主に公共施設整備等に使用される。優遇借款は、大・中規模インフラ整備や設備供与等に使用されており、2009年までに76の国家に325のプロジェクトを実施、うち、61%はインフラ整備、8.9%はエネルギー・資源開発に使用されている。また、2011年9月7日に北京にて行われた商務部対外援助司の講演によると、今後は、無償資金協力が重点が置かれる方向。

注4：フルセット型プロジェクトは、プロジェクトの設計から施工まですべてまたは一部の建設工程の責任を中国側が負い、全部あるいは一部の設備、建築材料の提供、および技術者派遣による施工、生産等の指導等を中国側が請け負う中国の最も主要な援助方式。

注5：2011年9月7日に北京にて行われた商務部対外援助司の講演によると、今後は、LDCsや島嶼諸国に重点が置かれる方向。

注6：①対アフリカ援助を2009年までに2006年の2倍にする。②3年間でアフリカ諸国向けに30億米ドルの優遇バイヤーズクレジットを提供。③中国・アフリカ開発基金を創設し、基金総額を段階的に50億米ドルまで増やす。④AU会議センターの建設。⑤重債務貧困国およびLDCsの2005年末までが支払期限となっている未払いの無利子借款の債務免除。⑥LDCsからの輸入品に対する無税措置の対象品目を190から440に増やす。⑦3年間で3～5の域外経済・貿易協力地域をアフリカ諸国内に設立。⑧3年間で15,000名の専門家の育成訓練等、農業、医療、教育等の分野での協力。

5. 2010年の大規模援助コミットメント

2010年9月、国連MDGs閣僚級非公式会合にて、温家宝総理は、2011～2015年の開発途上国支援6項目^(注8)を発表した。同年11月、中国－ポルトガル語圏経済貿易協力フォーラム第3回閣僚級会議にて、温家宝総理が、同フォーラムへのアジア・アフリカ地域参加国に対する支援6項目^(注9)(2010～2013年)を発表した。

6. 対外援助に係る国際協力

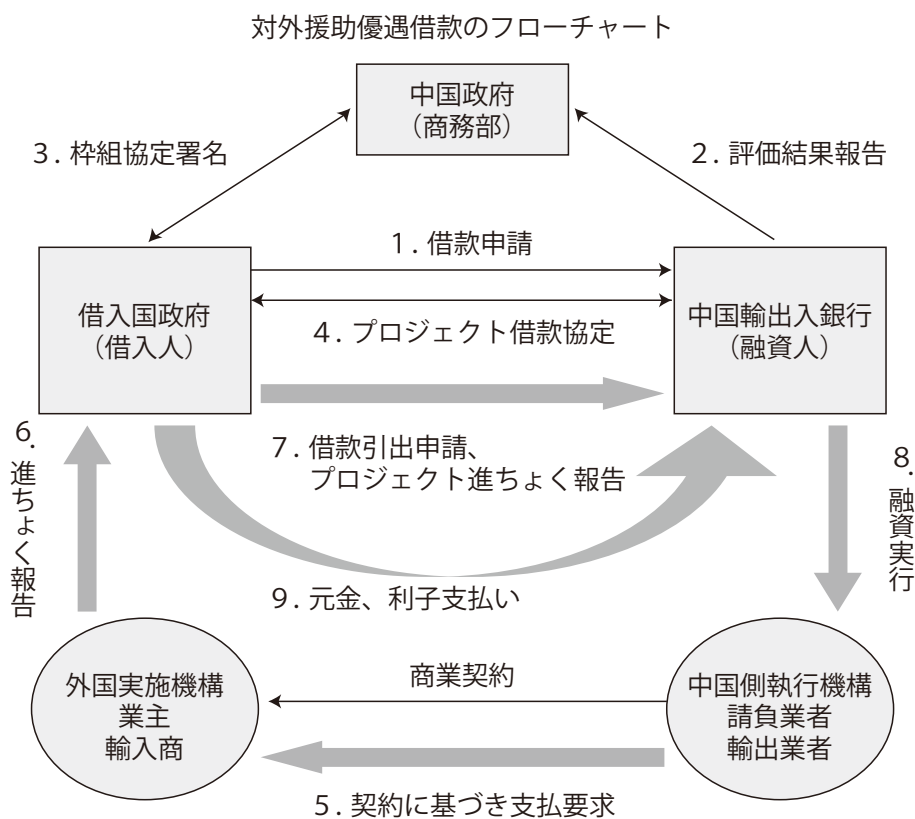
二国間援助が主であるが、南南協力のフレームの下、三角協力も推進^(注10)。商務年鑑には、米国、フランス、日本、ドイツ、アルゼンチン等の国々対話を進めているほか、積極的に国際組織等との三角協力を模索している旨記述がある。

実施体制^(注11)

1. 対外援助は、商務部(対外援助司)が主管しており、外交部、財政部、中国輸出入銀行と協議しながら、国別援助計画や資金計画等を作成。その他の中央部門も一部の専門性の強い援助事業に参加している。2008年に設立された商務部・外交部・財政部等関係機関による部門間連絡機構が、2011年2月に部門間調整機構へ昇格した。

2. 無償援助、無利子援助は、国家財政から支出され、優遇借款については、中国輸出入銀行(国務院直属機関)を通じて実施される。

援助実施体制図



(中国輸出入銀行ホームページから)

注7: ①中国・アフリカの気候変動パートナーシップの設立。気象観測衛星、新エネルギー開発利用、砂漠化の防止、都市環境保護などの分野で協力を強化。太陽エネルギー、メタンガス、小型水力発電等の100のクリーンエネルギープロジェクトを援助。②科学技術協力を強化し、「中国・アフリカ科学技術パートナー計画」を開始する。③アフリカ諸国に100億ドルの優遇借款を提供。2009年末までが支払期限となっている未払いの無利息借款の債務免除等。④アフリカ産品に対し市場開放を拡大。中国と国交のある最貧国の95%の産品に関税免除の待遇を漸進的に与える。⑤農業協力をさらに強化。アフリカ諸国に農業模範センターを20か所にまで増やし、50の農業技術チームを派遣し、2,000名の農業技術人員を養成し、アフリカ諸国の食料安全実現能力を向上させる。⑥医療衛生協力を深化させる。アフリカの30か所の病院と30か所の疾病予防センター支援のため、5億元相当の医療設備と抗マラリア物資を提供。⑦人力資源開発と教育協力を強化し、アフリカ諸国のため友好学校の援助、教師の養成、中国政府奨学金の定員拡充、人材養成を行う。⑧人的・文化的交流を拡大し、「中国・アフリカ共同研究交流計画」を実施する。

注8: ①民生プロジェクトの推進(200の学校建設、200のクリーンエネルギー・環境プロジェクト、100の病院に機材・薬品提供、3,000名の医療専門家派遣、世界エイズ・結核・マラリア対策基金に1,400万ドルの支援等)、②LDCsに対する債務免除、③金融協力(優遇借款、優遇バイヤーズクレジットの提供)、④貿易関係の開拓・発展(対中輸出ゼロ関税品目および対象国の拡大、国内企業の開発途上国への投資支援)、⑤農業分野での協力(3,000名の農業専門家・技術者の派遣、5,000名の研修生受入れ等)、⑥人材育成(8万名の人材育成等)。

注9: ①基金創設、②16億元の優遇借款、③農業分野での支援、④1,500名の政府職員・技術者への研修、⑤1,000名分の中国留学奨学金、⑥医療設備等供与。

注10: 中国対外援助白書より。

注11: 中国対外援助白書より。

援助政策等

1. 基本政策

開発援助は外交関係強化において主要な役割を果たすものとして位置付けられ、2010年度の修正予算では、296.2億ルピー（約548億円）が外国への技術・経済協力として計上され、うち、249億ルピーが無償資金協力、47.2億ルピーが有償資金協力となっている。援助国・地域の選定に当たっては近隣諸国が重視されており、ブータン、スリランカ、アフガニスタン、ミャンマー、ネパール、モルディブ等近隣諸国に対して援助額の約86%が供与され、その他の約14%はアフリカ諸国、中央アジア諸国、中南米諸国等の地域を対象に供与されている。最大の援助対象国はブータンであり、2010年度には全援助額の58%を占める172.3億ルピー（うち、無償資金協力125.1億ルピー、有償資金協力47.2億ルピー）が対ブータン援助に支出され、インドはブータンにとって最大の二国間援助供与国となっている。

2. 開発援助内容

(1) 技術協力

全世界159か国とパートナー関係を結び、232の研修コースに年間約5,500名の研修生をインド国内に受け入れ、情報技術、英語、財政、会計検査、銀行業務、教育、計画・行政、議会研究、犯罪記録、織物、地方電化、地域開発、眼科機器、中小企業・企業家開発等の研修を実施している。また、軍関係者研修（800人以上の受入れ）も実施している。研修受入機関となっているのは中央政府や州政府、民間の教育・研究機関ならびに民間企業等46機関である。

インド人専門家の国外派遣も実施しており、2010年度には情報技術、会計検査、法律、農業、薬学、人口統計、公共団体行政、織物等の分野において、38名のインド人専門家を開発途上国に派遣した。

(2) 主な開発プロジェクト

2010年度は、遺跡保存、情報技術、中小企業等の分野で以下のプロジェクトが実施された。

- カンボジアにおけるTa prohm寺院の保護と修復プロジェクト
- ラオスにおけるPhou寺院（UNESCO世界遺産サイト）^{ユネスコ}の保護と修復プロジェクト

- ラオスにおけるIT分野のインフラ強化プロジェクト
- エルサルバドルとニカラグアにおける情報通信技術研修
- シリア、グラナダ、ブルンジ、コンゴ共和国、フィジー、ベトナム、エクアドル、ドミニカ共和国における情報通信技術研修センター協力計画
- インドネシアにおける建設分野の職業訓練センター設立プロジェクト
- ジンバブエにおける中小企業開発計画

(3) 開発調査

- ガイアナにおける大水深港湾建設
- モンテネグロにおける通信ネットワーク構築

(4) 緊急援助

自然災害を受けた以下の国々に対し、人道的支援を行った。

ベナン、チリ、ガンビア、ジャマイカ、リベリア、モルドバ、ミャンマー、ニジェール、パキスタン、タジキスタン

また、2011年3月11日の東日本大震災に際し、インド政府は日本への緊急支援として、毛布約23万4,000枚、ミネラルウォーター（750ml）1.3万本、バスケット10トンの送付と、支援部隊（46名）の派遣を行った。

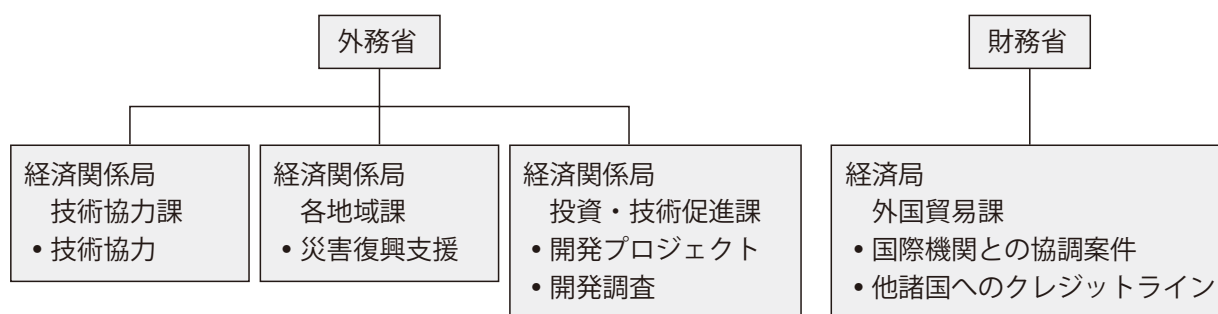
3. アフリカ支援のための日印協力

2011年より、インドが実施するアフリカ各国の道路技術者を対象とする研修において、日本に優位性がある道路維持管理、安全対策等の分野で、JICA専門家による講義を実施した。

実施体制

インドは独立後、外務省を通じて開発途上国からの研修員の受入れ等を行ってきたが、1964年9月に外務省内に援助の中心的な実施機関である技術協力課が設置され、本格的な技術協力活動が開始された。対外援助を担当する主な機関として、財務省経済局外国貿易課（UNDP等と協調した技術支援およびインド輸出入銀行による対外輸出信用供与（クレジットライン））や、海外移住インド人省が挙げられる。

援助実施体制図



インド政府による第三国支援：インド外務省

(Ministry of External Affairs, Technical & Economic Cooperation with Other Countries and Advances to Foreign Governments)

(単位：千万ルピー)

	援助形態	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
バングラデシュ	グラント	4.00	2.50	2.00	3.30	51.00	20.00	60.00	6.00	3.76	3.00	3.00
	ローン	57.42	40.00	20.00	18.87	1.00	0.01					
	総 額	61.42	42.50	22.00	22.17	52.00	20.01	60.00	6.00	3.76	3.00	3.00
ブ ー タ ン	グラント	495.00	567.05	696.00	768.65	852.71	564.31	683.00	791.32	1,004.48	1251.00	1,249.00
	ローン	160.00	214.40	304.00	280.00	278.40	35.20	48.00	414.60	297.50	472.00	441.00
	総 額	655.00	781.45	1,000.00	1,048.65	1,131.11	599.51	731.00	1,205.92	1,301.98	1,723.00	1,690.00
ネ パ ー ル	グラント	60.25	78.99	60.00	66.17	66.00	210.00	100.00	113.00	150.00	150.00	150.00
	ローン	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01						
	総 額	60.26	79.00	60.01	66.18	66.01	210.00	100.00	113.00	150.00	150.00	150.00
スリランカ	グラント	17.25	5.00	15.00	15.30	25.00	28.02	28.00	30.00	80.00	90.00	290.00
	ローン											
	総 額	17.25	5.00	15.00	15.30	25.00	28.02	28.00	30.00	80.00	90.00	290.00
モルディブ	グラント	8.80	5.00	3.00	3.20	13.20	6.00	19.50	4.70	3.50	11.00	10.00
	ローン								500.00			
	総 額	8.80	5.00	3.00	3.20	13.20	6.00	19.50	504.70	3.50	11.00	10.00
ミャンマー	グラント	16.78	5.50	4.00	6.21	22.00	44.57	20.00	35.00	55.00	90.00	190.00
	ローン											
	総 額	16.78	5.50	4.00	6.21	22.00	44.57	20.00	35.00	55.00	90.00	190.00
アフガニスタン	グラント							434.00	418.50	287.00	310.00	290.00
	ローン											
	総 額							434.00	418.50	287.00	310.00	290.00
モ ン ゴ ル	グラント									125.00	0.00	2.00
	ローン											
	総 額							0.00	0.00	125.00	0.00	2.00
アフリカ諸国	グラント	7.70	8.00	71.62	106.84	60.98	20.00	50.00	95.00	125.00	150.00	150.00
	ローン											
	総 額	7.70	8.00	71.62	106.84	60.98	20.00	50.00	95.00	125.00	150.00	150.00
中 央 ア ジ ア 諸 国	グラント	5.00	4.00	5.29	8.50	9.00	17.00	20.00	18.82	20.00	30.00	30.00
	ローン											
	総 額	5.00	4.00	5.29	8.50	9.00	17.00	20.00	18.82	20.00	30.00	30.00
中南米諸国	グラント							1.53	2.00	2.00	4.00	4.00
	ローン											
	総 額							1.53	2.00	2.00	4.00	4.00
そ の 他 の 途 上 国	グラント	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	35.00
	ローン											
	総 額	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	35.00
そ の 他	グラント								164.80	169.00	322.00	206.00
	ローン											
	総 額								164.80	169.00	322.00	206.00
総 額	グラント	729.72	928.75	1,028.96	1,326.39	1,594.72	1,501.53	1,656.11	1,730.09	2,061.29	2,445.35	2,609.00
	ローン	217.43	254.41	324.01	298.88	279.41	35.21	48.00	914.60	297.50	472.00	441.00
	総 額	947.15	1,183.16	1,352.97	1,625.27	1,874.13	1,536.74	1,704.11	2,644.69	2,358.79	2,917.35	3,050.00

出典：GOI, *Expenditure Budget, Various Years*

* 2001年度から2010年度までは修正見積予算額、2011年度は予算額。

26 ブラジル

援助政策等

1. 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

外交政策上の援助協力の重要性は高い。受益国の住民の社会正義・生活水準の向上および持続的開発を優先課題とし、それを達成するためのツールとして南南協力が重視されている。

政府開発援助というよりも、途上国間協力といった意味合いが強い。その目的としては、ブラジルと開発途上国間の関係緊密化の促進による政策協調や、両国実施機関の能力強化、人材育成、技術の開発、普及および活用を掲げている。

2. 援助政策における特徴

新興援助国と受益国の両方の側面を持つ。中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへの積極外交を背景に、社会経済開発を目的とした地域コミュニティの能力強化に係る技術支援を国際協力の具体的な柱とし、相互扶助を基本としている。

また、先進国ドナーにはない熱帯・亜熱帯等多様な気候風土、旧ポルトガル領であることによる言語・文化歴史的共通点等の特性を活かした支援を行っている。

ブラジル国際協力庁(ABC)の予算額は、2003年に450万レアル(約3億円)であったが、2010年は5,250万レアル(約27億円)、2011年の予算額は9,200万レアル(約46億円)と急激に増加している。

3. 三角協力

技術協力の実施に当たり、近年ブラジルは新しい三角協力の枠組みを模索してきている。三角協力を推進することで、予算面・プロジェクト実施面においてパートナー国からサポートを得ることが可能となり、ブラジルの援助国としての技術移転能力を強化するための重要な手段となることが期待されている。

(1) 日本との連携

ブラジルの機関が過去の日本の技術協力で得た技術を第三国に普及することを基本的な目的とし、中南米諸国やポルトガル語圏アフリカ諸国を対象とした「第三国研修」を1985年から実施している。なお、「日本・ブラジル・パートナーシッププログラム(JBPP)」が開始(2000年3月に署名)された後は、事業の共同形成、および50:50

のコストシェアを原則とする「共同研修」が立ち上がり、2008年度からは「共同研修」と「第三国研修」が統一化され、「第三国研修」の呼称でJBPP中の1スキームとして位置付けられるようになっている。

JBPPは、日本とブラジルが対等のパートナーとして第三国に対し共同で協力を実施することの促進を目的として策定された枠組みであり、2007年に第1号の第三国共同プロジェクト、第1号の共同セミナーが開始された。現在は、ブラジルを世界有数の大豆生産地へと発展させたセラード開発における過去の技術協力の経験を活かした「対アフリカ熱帯サバンナ農業協力」がモザンビークにおいて実施されているのをはじめとして、多数の事業がJBPPの枠組みに基づき実施されている。なお、JBPPは、①第三国研修(TCTP)、②ブラジルまたは第三国における共同セミナー、③第三国における共同プロジェクト、の3スキームからなる。

(2) 国際機関との連携

ブラジル国際協力庁には多国間協力総合調整部(CGRM)が設置され、主に国際機関と連携した多国間協力を推進している。また、UNDPの南南協力基金にも資金を拠出している。なお、ドイツ、米国、イタリア、スペイン等の二国間協力ドナーも積極的にこの三角協力の案件形成を進めている。

実施体制

1. 主務官庁としての外務省

以前は、国際協力は大統領府企画局国際協力副局と外務省国際協力局が並行して管轄しており、前者が協力の技術的实施(案件発掘、分析、評価およびモニタリング)を担当し、後者が技術協力の政策を行っていたため、組織が二分化していたが、双方を統合した国際協力庁が外務省の外局として1987年に発足したのに伴い、外務省が主務官庁となった。

ブラジル国際協力庁の現在の機能は、「すべての技術分野に係る開発協力に関し、ドナー国および国際機関から受け入れる協力ならびにブラジルおよび途上国間の協力について、国家レベルにおいて調整、交渉、採択、管理および評価を行うこと」とされている。

2. 実施機関

ブラジル国際協力庁はブラジル外務省の外交政策にのっとり、かつ政府各部門の国家計画・プログラムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行っている。

ブラジル国際協力庁は次の部門により構成されている。

- ①開発途上国間協力総合調整部 (CGPD)
- ②二国間協力受入総合調整部 (CGRB)

③多国間協力総合調整部 (CGRM)

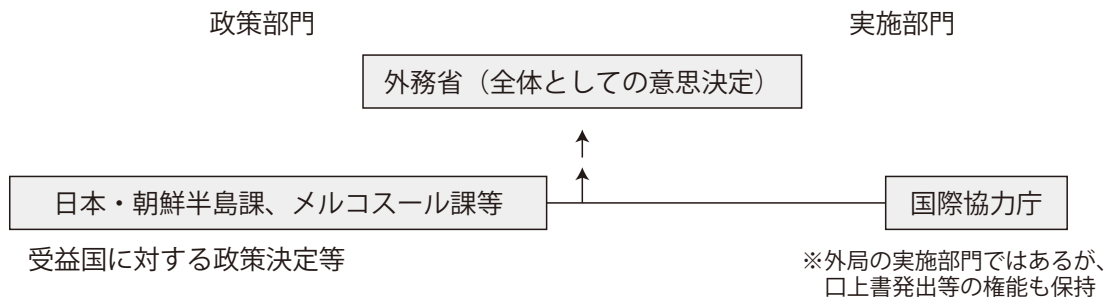
④農牧業・エネルギー・バイオ燃料・環境協力総合調整部 (CGMA)

⑤情報技術・電子ガバナンス・防災・都市開発・運輸交通協力総合調整部 (CGTI)

⑥保健・社会開発・教育・職業訓練協力総合調整部 (CGDS)

⑦プロジェクト管理・運営企画総合調整部 (CGAP)

援助実施体制図



27 南アフリカ共和国

援助政策等

1. 基本政策

2001年に制定された「アフリカン・ルネサンス国際協力基金法」に基づいて、「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」が外務省(現、国際関係・協力省)内に設置された。同基金の主な目的は、経済協力を通じた南アフリカ共和国とその他諸国との外交関係強化。優先分野は、①南アフリカ共和国とその他諸国(特に、アフリカ諸国)との協力関係の強化、②民主主義とグッド・ガバナンスの促進、③紛争の予防と解決、④社会経済開発と統合、⑤人道支援、⑥人材育成、の6分野。近年の支出額は、5,990万ランド(約7億円:2005年度)、3億9,240万ランド(約47億円:2006年度)、3億5,217万ランド(約42億円:2007年度)、4億7,600万ランド(約57億円:2008年度)、3億3,100万ランド(約40億円:2009年度)と徐々に増加傾向。有償資金協力および無償資金協力のスキームがあるが、現在のところ無償資金協力の活用が大半となっている。

2. 2009年度における主な支援プロジェクト(いずれも無償資金協力)

- ・スーダン総選挙AUオブザーバー団への南ア派遣(400万ランド)
- ・シエラレオネへのキューバ医師団計画(2,400万ランド)
- ・クワズルナタール大学内オンブズマン研究センター設置計画(300万ランド)
- ・ジンバブエ経済復興プログラム(3億ランド)

実施体制

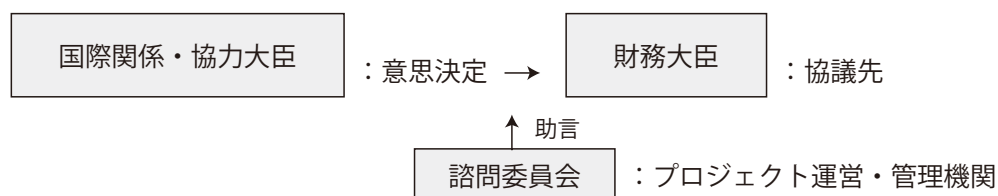
国際関係・協力省次官(ないし代理)、同省大臣が任命した省員3名、財務大臣が任命した財務省員2名からなる諮問委員会(Advisory Committee)が、アフリカン・ルネサンス国際協力基金を運営・管理している。国際関係・協力大臣が、財務大臣と協議しつつ、個別プロジェクトの承認の可否を採択する。また、諮問委員会は、プロジェクト承認の検討に際して助言を行っている。採択されたプロジェクトについては、国際約束となる覚書(MOU)を両国で締結する。

在外公館は、透明性確保のため政策広報に加え、定期的なプロジェクト・サイト視察や財務報告等プロジェクト関連報告書の取り付けを通じたモニタリング業務を主に実施している。

アフリカン・ルネサンス基金の年次報告は会計監査員により会計年度末に作成され、年央に国際関係・協力省ホームページ(<http://www.dirco.gov.za>)上で発表される。

今後のさらなる支援拡大および被援助国から援助国への転身の加速化のため、国際関係・協力省では、援助実施機関となる南アフリカ開発パートナーシップ庁(South Africa Development Partnership Agency)の新設に向けて準備中である^(注)。

援助実施体制図



注: 2012年までに設置する目標が掲げられている。

援助政策等

ロシアは、ソ連時代から特にアフリカ諸国との関係構築のために資金援助等の支援を実施していたが、ソ連邦解体を機に一時停止された。ロシア連邦となってからの援助の規模は小さいものであったが、2000年代に入ると国内の好調な経済情勢を背景に国際的な役割の強化についての関心が徐々に高まり、2003～2005年には約1億ドルであった開発援助額が、2007～2008年には2億1,000万～2億2,000万ドルに達するまで増加した。この急増の背景には、2006年にロシアがG8議長国となり、国際的な責務を担うようになったことが要因にある。2009年は7億8,500万ドルに達したが、2010年は経済危機により援助向け歳出が削減され、4億7,000万ドルにまで落ち込んだ。2011年の実績については、経済危機を脱したことにより、再び増加に転じると見込まれている。

そうした中で、ロシア財務省、外務省が中心となりまとめられた開発援助の基本戦略文書（開発援助コンセプトペーパー）は、2007年6月にプーチン大統領（当時）が承認し、正式な開発援助戦略として示されるに至った。同ペーパーにおいて、国際開発援助額は長期的にGDP比0.7%を目指すとして明記されている。また、2008年12月にパンキン財務次官は、ロシアによる国際開発援助はロシアが担う責務を果たすために使うもので、世界経済危機下であってもロシアの財政事情による影響を受けないと述べた。さらに、途上国支援は、ロシアがG8の一員として、世界の金融システムや安全保障システムの討議において積極的な発言を確保するために極めて重要としている^(注1)。

このような国際社会での役割重視と開発援助の積極的実施という方針の一環として、ロシアは経済協力開発機構（OECD）への加盟を申請しており、OECD開発援助委員会（DAC）^{ダック}にもオブザーバーとして積極的に参加し、OECD加盟国の知識・経験から学ぶ等の対話を進めたいとしている^(注2)。

ロシアによる援助は、DACが定める政府開発援助

（ODA）の定義に必ずしも合致していないため、「国際開発協力」という、より広義な用語が使われる。援助実績の詳細な内訳は不明であるが、ロシア財務省によれば、援助はすべてグラントであり、約3分の2が多国間（感染症対策等特定課題に対する国際機関への拠出金）、約3分の1が二国間援助とされ、二国間援助のほとんどは人道支援とされる。また、ロシアは、世界銀行と信託基金を設置し、マラリア対策、エネルギーアクセス向上、教育の質の向上、公共財政監理分野の協力をアフリカや中央アジアにおいて共同で実施している。

このほか、ロシアは、ユーラシア経済共同体の枠組みによる「危機対策基金」（総額100億ドル）に対して75億ドルの拠出を2009年2月に表明した^(注3)。この背景には、旧ソ連各国間の経済および政治的な「統合関係の強化」のために、援助ツールを有効に活用することがねらいにある。さらには、上海協力機構やBRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ共和国）を通じた支援にも取り組むものと見られているほか、二国間借款の制度も整備する予定である。

今後、二国間援助のメカニズムを構築し開発援助の本格的な実施を目指す中で、支援実施のための基本条件、優先対象地域、優先分野は以下のとおりである。

(1) 支援実施のための基本条件

ミレニアム開発目標（MDGs）、ロシア連邦外交コンセプト、ロシア連邦国家安全保障コンセプトに合致していること。また、被援助国の開発ニーズと整合性を有すること。

(2) 優先対象地域

CIS諸国^(注4)については、政治・経済的な関係・影響力強化の観点から特に重視している。また、アジア・太平洋については、アジア太平洋地域の統合に向けた枠組みへの参加を積極的に進め、最貧国への支援供与をはじめ、あらゆる分野でアジア諸国とのパートナー関係を発展させるとしている。また、国際的な公約に従い、サブサハラ・アフリカ支援も重視している。

注1：2010年2月に、「ロシアの新たな対外政策プログラム案」がロシア外相から大統領宛に提出され、「グローバル・パートナーシップに積極的に参加し、CIS諸国を優先して受益国の社会・経済、政治情勢の安定化および善隣関係形成のために国際開発協力を強化すること、ロシア国際開発庁と国際開発協力の効率的な国家システムを創設し、受益国の経済をロシアの商品、技術、サービスおよび公共事業と結びつけるために国際開発協力でロシア企業の参加を確保すること」が示されている。同プログラム案は非公式文書の位置付けであるが、実際の動きに照らすと、信憑性は高い。

注2：2008年にOECDでは、DAC諸国とNon-DACの新興ドナーの連携強化のため会合が組織され、日本（DAC代表）とロシア（Non-DAC代表）が共同議長を務めた。なお、以前、ロシアはDACオブザーバーとして参加したが、現在は参加していない。

注3：2010年6月に同基金で初めてタジキスタンに対する社会セクター予算支援のために、7,000万ドル融資が承諾された（償還期限20年、金利1%の条件でユーラシア開発銀行が運用）。

注4：CIS（Commonwealth of Independent States）。旧ソ連空間の一体性を守ることを指向しつつ、旧ソ連の残務処理のための調整を目的として創設された独立国家共同体。2005年にトルクメニスタンが準加盟国に、2009年にはグルジアが脱退（現在10か国が正加盟）。

(3) 優先分野

エネルギー安全保障、感染症対策^(注5)、食料安全保障^(注6)、教育システム人材開発が中心(その他、テロ対策、環境保全(気候変動)、自然災害対策など)。

実施体制

開発援助に関する決定は、財務省および外務省の提言に基づき、個別案件に係る行政機関(社会発展・保健省、連邦消費者権利保護・福祉監督庁、教育科学省、民間防衛・非常事態・災害復旧省など)の協力の下、政府(首相府)によって採択され、実施される。予算を掌握する財務省は、援助についても大きな発言権を有し、二国間援助よりも国際機関を通じた多国間援助を重視する。一方、外務省は援助を外交のツールと位置付け、二国間援助を重視し、援助の実施体制を固めつつある。全体としては、徐々に二国間援助に比重を移しつつあるところである。

ドナーによる支援については、世界銀行や英国国際開発省(DFID)は、統計情報の整備、実施体制整備に係るロシア人関係者のための研修等を通じ、主として財務省を支援するとともに、共同プロジェクトを実施している。一方、UNDPや米国国際開発庁(USAID)は、外務省や新設されたロシア協力庁(後述)を支援している(省エネ、エイズ対策の共同プロジェクト実施、援助実施に係る視察研修など)。ドイ

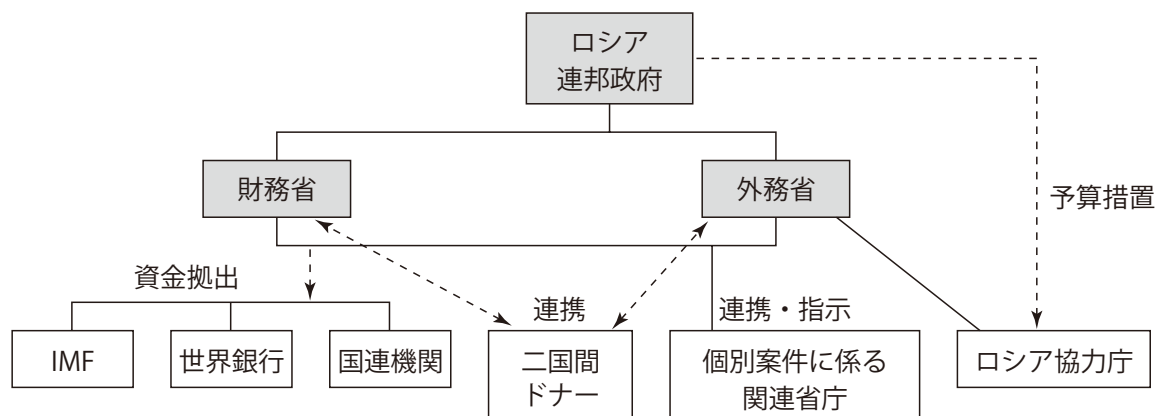
ツ技術協力公社(GTZ)もロシア協力庁との連携によるタジキスタン支援を計画中である。

2008年9月に援助の統括的な組織としてロシア外務省傘下に連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁(ロシア協力庁)が大統領令に基づき設置された。業務内容は、CIS諸国をはじめとする各国への支援、人的・文化交流事業の実施、ロシア語教育・留学などによる在外ロシア人支援である^(注7)。2010年7月に同庁は、ODAの制度構築を含む、「国際開発協力に係るロシア国家プログラム」の制定作業をプーチン首相から委任され、外務省や国際機関とともに2011年の制定に向けて作業を開始した。その他、最近では、経済近代化の政策の下、CIS諸国におけるイノベーションセンターの設立を推進している^(注8)。また、キルギス、タジキスタンなどで教育や学校給食プロジェクトを計画中であり、2011年の開始を計画している。同庁関係者は、実際の援助メカニズム、実施体制の整備を進めるために、日本をはじめとする伝統的なドナーのノウハウを学んでいく姿勢を見せている。

● ホームページ

- ・ロシア財務省：<http://www.minfin.ru>
- ・ロシア外務省：<http://www.ln.mid.ru>

援助実施体制図



注5: 2010年にロシアは、途上国における保健部門の改善のために8,000万ドル以上を拠出。ニカラグア、ケニア、イエメン、コンゴ民主共和国、ガイアナにワクチン資金支援を実施。

注6: 2010年にロシアは、アフリカでの農業専門家訓練、技術および種子の提供に9,820万ドルを拠出。

注7: 本部職員数257名、うちCIS地域開発協力部30名。在外事務所74か所。予算は外務省経由ではなく、連邦予算から直接手当てされる。

注8: 2010年4月にCIS諸国では初めて、アルメニアでイノベーションセンター設立に係る調印がなされた。

29 サウジアラビア

援助政策等

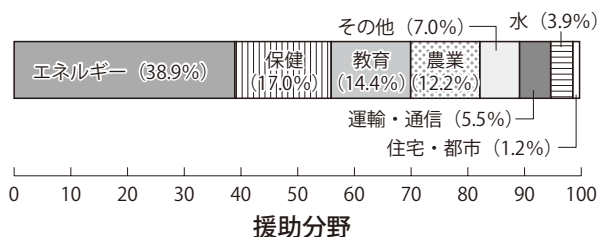
サウジアラビアは、マッカとマディーナのイスラム教二大聖地を擁するアラブ・イスラム諸国の盟主として、また、世界最大の産油国の立場を活かして、アラブ・イスラム国のみならず、広くアジア、アフリカ諸国に援助を実施している。これらの政府開発援助は借款、無償資金協力として行われ、二国間援助のほか、イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金への資金拠出を通じて実施されている。

二国間援助については、サウジアラビアの援助機関であるサウジ開発基金（SFD: Saudi Fund for Development、1975年設立、本部リヤド、在外事務所無し）を通じて行われている。SFDは政府から出資を受けているものの、独立した会計を持ち、各国からの要請に基づき、財務大臣を理事長とする理事会にて実施案件が決定される。

2010年度におけるSFDの援助実績は以下のとおりである。なお、2010年度はミャンマーおよびキューバに初めて援助が行われた。

援助対象国、事業、援助額

地域	援助国	事業	援助額 (百万ドル)
アフリカ	11か国：(ウガンダ、コートジボワール、ガンビア、エチオピア、マリ、シエラレオネ、チュニジア、カーボヴェルデ、ベナン、モリタニア、モロッコ)	12事業：(教育、道路、発電所、ダム、海岸開発、病院、水道)	164
アジア 中東	9か国：(シリア、中国、ヨルダン、タジキスタン、スリランカ、モルディブ、インドネシア、ミャンマー、バーレーン)	11事業：(発電所、病院、都市開発、かんがい)	466
その他	1か国：(キューバ)	1事業：(病院)	20



2010年度単独のSFDにおける援助額は6.5億ドルであり、サウジアラビアがODAを開始した1975年以降の累積援助額は88億6,800万ドルである。また、他機関との協調支援も行っており、2010年度の実績は、26億900万ドル（うち、サウジ開発基金分担金は4億7,700万円）であった。

なお、技術協力は行っていない。

実施体制

SFDによる各プロジェクトへの借款の条件は次のとおりである。

- (1) 各プロジェクトが経済的社会的に実施実現性のあること。
- (2) 資金はサウジリアル建てで貸与され、返還されること。
- (3) 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること。
- (4) 援助額が各プロジェクト総額の50%以内の範囲であること（よって、プロジェクトによっては他機関との協調支援となる）。
- (5) 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内であること。

援助実施体制図



サウジ開発基金ホームページ: <http://www.sfd.gov.sa/> (年次報告書も閲覧可能)

30 トルコ

援助政策等

1. 基本政策

近年経済成長著しいトルコは、地域的・国際的な影響力を増しつつ、中東やバルカン半島などトルコ周辺の国々や中央アジア・コーカサスなどトルコ語圏の国々に対する開発援助を行い、トルコ自身のドナー化政策を推し進めている。

被援助国に対する国際協力・開発援助のプロジェクトやプログラムを計画立案し、また実施する機関として、国際協力庁 (TIKA: Turkish International Cooperation and Development Agency) が1992年に設立 (TIKA設置法) されている。TIKAは首相府直属の機関として大臣より格上の副首相が所掌し、トルコ政府による国際協力・開発援助のとりまとめ役でもある。

トルコの援助政策・実施方針・戦略は、少なくとも年に1度開催される開発援助調整委員会において、政府政策・外交政策に沿って決定される。調整委員会は、TIKA総裁が主催し、外務省、財務省、国家教育省、経済省、エネルギー・天然資源省、文化観光省、宗教庁、トルコ科学技術調査委員会 (TUBITAK) およびトルコ商工会議所連合会 (TOBB) の次官補級、副総裁級の代表者からなる。必要に応じて、他の省庁や政府機関の関係者、NGOやボランティア団体の代表者も招集される。

2. 開発援助内容

開発援助調整委員会において、途上国の開発目標やニーズに応じて、経済、商業、技術、社会、文化、教育分野等の幅広い分野における国際協力・開発援助内容が決定され、TIKAや関係省庁が必要なプロジェクトやプログラムを実施している。

トルコ政府としての開発援助総額は、約7億ドル (2009年) であり、ここ10年間で約9倍に増加している。基本的には、技術協力 (専門家派遣・研修実施・機材供与等) により援助がなされており、現時点で有償借款による援助は実施していない。開発援助内容の分類 (費用割合) としては、次

表のとおり。

支援内容		内訳
二国間ODA	プロジェクト支援	34.0%
	技術協力支援	22.0%
	難民支援	9.0%
	人道支援	7.0%
	NGO活動支援	7.0%
	食料開発支援	0.1%
	開発意識促進支援	0.1%
	管理費用	7.0%
	平和構築努力	7.0%
多国間ODA		6.0%

実施体制

開発援助調整委員会によって決定された方向性に沿って、TIKAや各関係省庁等が連携し被援助国のニーズに応じた開発援助を実施する。主たる実施機関であるTIKAは、中東、中央アジア、バルカン半島、アフリカ等の23か国に26の事務所 (2011年現在) を構え、社会インフラ・サービス部門を中心に技術協力を実施している。特に、TIKAの開発援助のうち約20%が、アフガニスタンにて実施されている。

トルコの実施した国際援助に係る援助実施組織別の援助費用割合 (2009年) は次ページのとおり。TIKA以外の組織も多くの援助を実施しており、たとえば国民教育省は、1992年からGrand Students Projectとして、31か国約6,000人の学生たちに対して、奨学金や教育関係費用を拠出した。内務省治安総局は、2008年から国際警察訓練協力プログラムを開始し、協力国との共同訓練を実施したり、また2000年にアンカラに設立された違法ドラッグ・組織犯罪防止国際アカデミーにおいて、27か国から研修生を招致して訓練を実施している。宗教庁は、15か国の国々の人々に対して教育的・文化的協力としての研修の実施や、各地への人道援助を行っており、また、外務省は、大規模災害などにより緊急援助が必要となった国々に対して人道援助を実施している。

援助実施組織	内訳
TIKA	20%
国民教育省	19%
内務省治安総局	12%
トルコ陸軍	11%
キルギスタン・トルコMANAS大学	6%
宗教庁	5%
AHMET YESEVI大学	5%
外務省(財務庁)	4%
トルコ赤新月社	3%
TRT国営テレビ・ラジオ局	2%
その他	13%

● 書籍等

- 「2009 Turkish Development Assistance Report」(TIKA)
- 「2009 TIKA Annual Report」(TIKA)

● ホームページ

- トルコ国際協力庁(TIKA) : <http://www.tika.gov.tr>

31 タイ

援助政策等

1. 対外援助の目的

タイ政府の現行ODA戦略文書 (Strategic Framework for Thailand's ODA 2007～2011) によると、ODAの目的は以下の4点である。

- ・開発途上国の持続可能な発展のための能力を向上することにより、貧困削減を支援すること。
- ・社会経済発展のために、地域的な協力関係を強化すること。
- ・アジア、アフリカ、中南米においてタイが重要な役割を担えるように、開発のパートナーシップを広げること。
- ・タイが教育と研修で国際的にベストプラクティスを提供していると認められ、開発協力の中心となるよう推進すること。

2. 重点地域

援助対象国の優先順位は、①CLMV諸国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)、②外交上の重要国 (チュニジア、トルコ、中国等)、③ポスト・コンフリクト国 (スリランカやアフガニスタン)、④その他の途上国、⑤今後協力関係を構築すべき国、となっており、5年ごとに見直される。

3. 南南協力・三角協力

「タイODA報告書2007～2008」の中で、「タイによるすべてのODAは南の国々の開発を支援し、貧困を削減するためのものであり、南南協力はタイODAの核心である」としており、南南協力を積極的に行っていく姿勢を示している。

さらに、タイに対するODAが縮小していく中で、これまで築いたドナーとの関係を終わりにするのではなく、三角協力を実施するための新たな関係として再構築していく考えである。タイのドナー化に伴い、ドナー化支援がDACドナーにより実施されている。日本との三角協力では、メコン地域やアフリカを対象に、農業、保健、産業振興などの分野を中心として、JICAによる第三国研修や技術協力プロジェクトが実施されている。

実施体制

タイ外務省の外局であるタイ国際開発協力機構 (TICA) が技術協力を、タイ財務省財政政策局の監督下にある政府系機関であるタイ周辺諸国経済開発協力機構 (NEDA)

が有償資金協力 (グラントと併用) を担当している。

1. TICA

TICAの前身は1963年に首相府の下に設立され、その後2003年に外務省下に移動した技術・経済協力局 (DTEC) である。2004年にDTECが改編され、現在のTICA (職員数66名:2010年) となった。ODAとりまとめ組織として、ODA戦略文書の策定、ODA実施予算の各省庁への配賦、供与機材の調達等を行っている。上述の三角協力も担当している。

2007～2008年の実績は、実施件数38件 (ラオス16件、ベトナム7件、カンボジア6件、インドネシア3件、その他6件)、約9,600万バーツ (カンボジア38%、ラオス25%、インドネシア19%、ベトナム9%、その他9%) となっている。優先分野は、農業、教育、保健 (特にマラリアとHIV/エイズ) であり、上記3分野で38件中34件を占めている。

2. NEDA

NEDA (職員数40名:2010年11月末) は、2005年にタイ財務省監督下の政府系機関として設立され (前身は1995年にタイ財務省内に設立された周辺諸国経済開発協力基金 (NECF))、ラオス、カンボジア、ミャンマーにおける道路等のインフラ整備のためのソフト・ローン (グラントと併用) を供与している。

NECF時代を含めたこれまでの協力実績は、技術協力が事業数6件 (ラオス5件、CLM各国1件)、資金協力が事業数13件 (ラオス8件、カンボジア3件、ミャンマー1件、ベトナム1件)、69億1,300万バーツとなっている (2009年8月末時点)。

援助方針は、首脳会議等における周辺諸国からの要望を踏まえ、トップダウンで決定される形となっており、最近においては、首相を委員長とする対近隣諸国開発協力委員会において方針の検討がなされることとなっている。

● ホームページ

- ・タイ国際開発協力機構 (TICA) : <http://www.tica.thaigov.net/tica/>
- ・タイ周辺諸国経済開発協力機構 (NEDA) : <http://www.neda.or.th/eng/>